

第2次

町田市一般廃棄物資源化基本計画



2021年3月

町田市

はじめに

町田市では、2011年4月に「町田市一般廃棄物資源化基本計画」、2015年11月に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、市民・事業者の皆様との協働のもと、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、資源化施設の整備など様々な施策を進めてきました。

老朽化した清掃工場の建替えにあたっては、清掃工場周辺にお住いの皆様のご理解を得ながら検討を進めました。そして、2017年に生ごみのバイオガス化施設を併設する「町田市バイオエネルギーセンター」の建設工事に着工し、2022年1月の稼働を予定しています。

一方で、容器包装プラスチックの市内全域での資源化については、2016年度から横浜線以南の地域で資源化を開始できたものの、他の地域の資源ごみ処理施設の整備に時間を要しており、実現できておりません。

次に、廃棄物を取り巻く世界や国の動向に目を向けてみると、2015年9月、国連サミットで、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国では、食品ロスの削減を始めとした循環型社会の形成に関する取組に力を入れています。また、海洋プラスチック問題や国際的な廃プラスチック等の輸入規制、新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式への対応など、世界全体で廃棄物に関する様々な問題への対策が求められています。

このような廃棄物を取り巻く環境の中で、町田市においては、道半ばである“資源化”を推し進めていくために、一般的には「一般廃棄物処理基本計画」とするところを、「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」と、前回に引き続き“資源化”を強調した計画名称で本計画を策定いたしました。

本計画は、これまで進めてきた市民・事業者の皆様との協働の施策を継続し、資源を含むさらなるごみ量全体の削減、資源化の推進に取り組みます。また、食品ロスやプラスチック問題、頻発する自然災害等の新たな課題に対応する施策を進め、持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

本計画を実行するにあたっては、町田市と市民・事業者の皆様とが一体になって取り組んでいくことが重要です。今後も皆様からのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様を始め、ご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

2021年（令和3年）3月

町田市長 石坂 丈一

目次

第1部 基本的事項	1
第1章 計画策定の目的	2
1. 計画の背景	2
第2章 計画策定の基本事項	3
1. 計画の位置づけ	3
2. 計画期間	4
3. 計画対象	4
第2部 ごみ処理基本計画	5
第1章 町田市の現状と課題	6
1. 当市を取り巻く社会情勢	6
(1) 世界的動向	6
(2) 国の動向	7
(3) 東京都の動向	8
2. ごみ収集・処理体制	9
(1) ごみ・資源の分別区分と収集方法	9
(2) ごみ・資源の収集・処理システム	10
(3) ごみ・資源の処理施設	11
3. 総ごみ量及び資源化量の推移	13
(1) 総ごみ量	13
(2) 資源化量	14
4. 他市との比較	15
(1) 多摩地域各市との比較	15
(2) 類似都市との比較	19
5. ごみ処理費用	21
6. 一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）の評価	23
(1) 目標値の達成状況	23
7. 課題の整理	27
(1) ごみの発生抑制に向けた取組の推進	27
(2) 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進	28
(3) 資源の安定的な処理	29
(4) 社会情勢や環境変化への対応	29
(5) 災害対応能力の強化	30
(6) 確実なごみ収集の実施	30
(7) コスト意識をもった施策への展開	31
第2章 計画の基本的な考え方	32
1. 基本理念・基本方針	32
2. 目標値の設定	34
(1) 将来推計人口	34
(2) 将来のごみ排出量の見込み	35
(3) 目標値の設定	36
(4) 目標達成時の総ごみ量	37

第3章	施策	39
1.	施策体系	39
2.	施策の展開	40
3.	目標年度における分別区分と処理処分方法	51
	(1) ごみ・資源の分別区分	51
	(2) 目標年度における中間処理・最終処分方法	52
第4章	計画の進行管理	53
1.	計画の周知	53
2.	進捗状況の点検、評価、見直し	53
3.	国や都・周辺自治体との連携	53
第3部	生活排水処理基本計画	55
第1章	現状	56
1.	計画期間	56
2.	計画目標	56
3.	生活排水処理の現状	56
4.	し尿の処理方法	57
5.	収集・運搬方法	57
6.	合併処理浄化槽の普及促進	58
7.	浄化槽の適正な維持管理の推進	58
8.	施設	58
第2章	今後の取組	59
1.	今後の発生量予測	59
2.	今後の取組	59
	資料編	61
1.	町田市の概況	62
2.	用語解説	64
3.	ごみ組成調査の概要	68
4.	市民アンケート調査の概要	75
5.	ごみ量の予測方法について	89
6.	町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則	92
7.	廃棄物減量等推進審議会について	95
8.	パブリックコメントの実施結果	99

第 1 部

基本的事項

第1章 計画策定の目的

1. 計画の背景

町田市（以下、「当市」という。）では、2005年10月のごみの有料化開始以降、市民・事業者・行政の協働のもとにごみの更なる減量や資源化に取り組んでいます。

2011年4月には「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、ごみとして処理する量の減量・資源化に取り組んできました。さらに、2015年11月には前計画の目標を達成するため、市民・事業者・行政が行うべき事項及び重点的・優先的に取り組む施策を示した「ごみ減量アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定し、地域と共生する新しい持続可能な循環型社会の形成を目指し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、当市の廃棄物処理システムを支える中間処理施設の建設に向けて様々な施策を進めてきました。

前計画の策定から10年を迎えるにあたり、ごみ量の推移やその質の変化、近年の関連法制度等の改定、社会情勢の変化といった当市を取り巻く現状を踏まえ、その課題へ対応することが求められます。

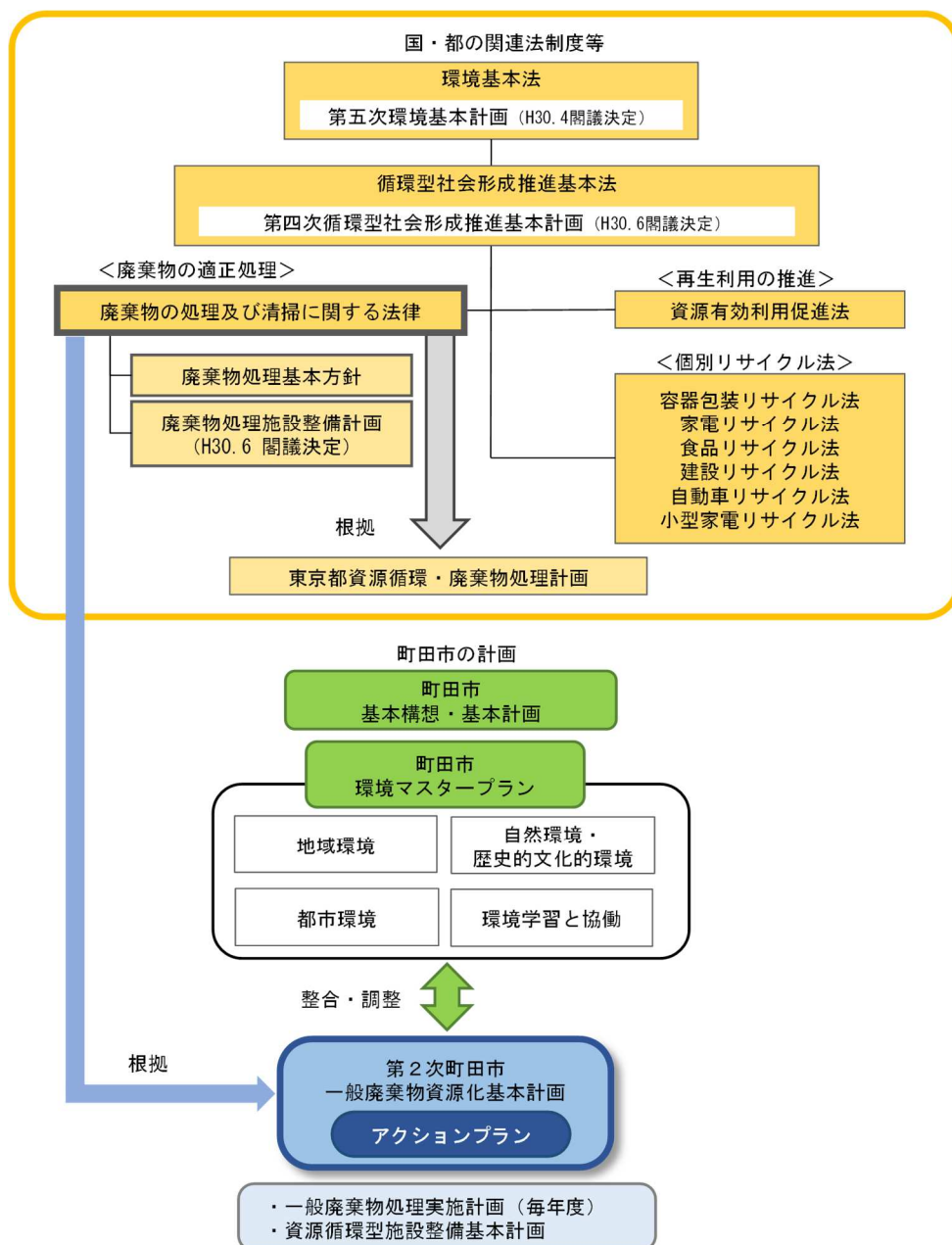
こうした状況の中、当市の責務である一般廃棄物の処理について、更なる減量や資源化等の取組に向けた長期的な視点に立った新たな方針を明確にするため、「第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

第2章 計画策定の基本事項

1. 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「循環型社会形成推進基本法」に定められた基本原則や廃棄物処理基本方針を踏まえ、当市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にするものです。

図 1-1 本計画の位置付け

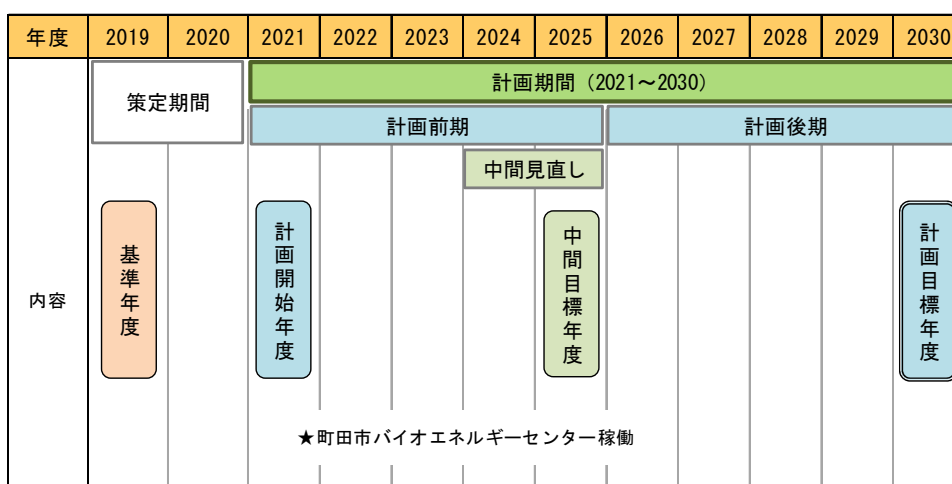


2. 計画期間

本計画の計画期間は2021年度から2030年度までの10年間とします。また、中間目標年度を2025年度に設定し、事業の進捗状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。

なお、町田市バイオエネルギーセンター稼働後のごみ量の変化や、国や東京都における方針の転換など、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行うこととします。

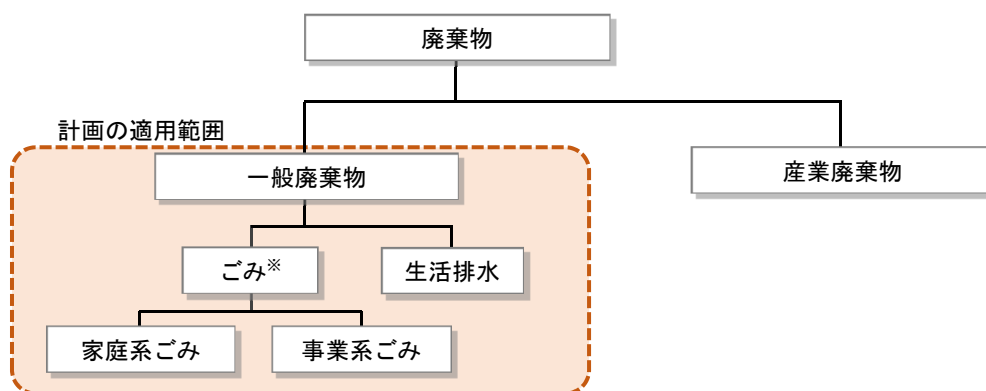
図 1-2 本計画の期間



3. 計画対象

本計画の対象地域は、当市の行政区域全域とします。また、計画の適用範囲は、当市で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

図 1-3 本計画の適用範囲



※ごみには資源を含む

第2部

ごみ処理基本計画

第1章 町田市の現状と課題

1. 当市を取り巻く社会情勢

(1) 世界的動向

近年、気候変動や天然資源の枯渇等、地球規模の危機が進行している中、2015年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。そこで示された持続可能な開発目標（SDGs）は世界共通の行動目標であり、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットを掲げています。廃棄物に係るターゲットとしては、食品ロスの半減により食料の損失を減少させることや廃棄物の発生を大幅に削減することが示されています。

また、海洋プラスチック問題や中国等の廃プラスチック類輸入規制なども喫緊の課題として挙げられます。海洋プラスチック問題は、製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、その多くが河川・海に流入し、自然分解することなくそのままあるいは破碎・細分化されて残り続け、生態系を含めた海洋環境や観光・漁業への影響等様々な影響が懸念され、世界全体での取組が必要となっています。廃プラスチックに対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等については、2017年末に中国が国内の環境汚染防止を理由に廃プラスチック等の輸入禁止措置を実施し、これを受けて東南アジア諸国も輸入基準を厳格化する等の動きが見られます。日本を含む先進国の資源循環の前提のひとつであった廃プラスチックのアジア諸国への輸出が規制されたことで、国内での貯留量が増加傾向となっており、各国で処理の問題やプラスチック製品の使用・排出抑制も含め、様々な対応策が急がれています。

コラム

海洋プラスチックごみ

普段私たちが使っているプラスチック製のペットボトルや容器などは、ポイ捨てや不適切な処分によって海に流され、海洋プラスチックごみになります。

特に、マイクロプラスチックと呼ばれる、サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみは、近年の調査で魚だけでなく人の体内からも検出、さらに北極・南極でも観測されるなど、地球規模での汚染が広がっており、生態系に及ぼす影響が懸念されています。



(2) 国の動向

国は、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする廃棄物・リサイクル関連法（「容器包装リサイクル法」、「食品リサイクル法」等）のほか、特にSDGsの採択後、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（2019年10月1日施行）など、循環型社会の形成に関する取組に力を入れています。

2018年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、“多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化”、“ライフサイクル全体での徹底的な資源循環”などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。7つの方向性ごとに可能な限り具体的な数値目標を設定するとともに、各主体の連携や期待される役割を示しています。

また、近年頻発する大雨による河川の氾濫や土砂災害等により、大量の災害廃棄物が発生し、長期間にわたり市民生活に多大な影響を及ぼしています。こうした自然災害への対応を強化するため、「ごみ処理基本計画策定指針」（2016年改定）では、市町村における災害廃棄物処理計画の策定、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保や広域連携等の体制構築を促しています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は、国境を越えたヒト・モノ・カネの移動に依存する世界経済のリスクを顕在化させ、国内においても、市民の生活や社会経済に大きな影響を及ぼしています。廃棄物分野における新型コロナウイルス感染症への対応としては、家庭ごみや感染性廃棄物の排出時の取扱い、廃棄物処理従事者の感染防止対策の徹底、テレワーク等の「新しい生活様式」の浸透による社会の変化に伴う廃棄物への影響等の注視とこれらに配慮した取組が求められています。

(3) 東京都の動向

東京都は、2016年1月27日に東京都廃棄物審議会より答申を受け、それまでの計画を見直し、「東京都資源循環・廃棄物処理計画～Sustainable Design Tokyo～」を策定しました。廃棄物の減量や3R施策の更なる促進により、2050年を見据えた2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿として、「良質な都市環境の次世代への継承」に加え、地球規模の環境負荷等低減のため、資源採取段階から環境に配慮していく「持続可能な資源利用への転換」を掲げ、「資源ロス削減」、「『持続可能な調達』の普及」、「循環的利用の推進と最終処分量の削減」、「適正かつ効率的な処理の推進」、「災害廃棄物の処理体制」を計画目標とし、様々な取組を示しています。

また、2019年12月には「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、気温上昇を1.5℃に抑え、2050年までにCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向け、具体的な取組・ロードマップを取りまとめました。重点的対策のひとつとして「プラスチック削減プログラム」が策定されたほか、廃棄物関連では、「3Rの推進」、「食品ロス対策」について2050年のゴールに向けた重要なマイルストーンとなる2030年目標（ターゲット）とアクションが掲げられ、都民、企業、NGO、区市町村など、多様な主体が力を合わせた持続可能で魅力あふれる都市・東京の構築を目指しています。

コラム ゼロエミッション東京

近年、巨大なハリケーンや山火事、豪雨が世界各地で頻発し、気候変動の影響は身近に及んでいます。世界全体が大きな変革を求められている今、「脱炭素化」に向けて、都市や企業の動きが世界中で活発化しています。

このような中で、東京都は2019年5月、「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、都における取組強化の方向性を以下のとおり示しています。

- 気候変動を食い止める緩和策と、すでに起こり始めている温暖化の影響に備える適応策の総合的展開。
- 省エネ、再生可能エネルギーの拡大施策に加え、食品ロスやプラスチック対策など、サプライチェーンを含めた都市活動に起因するあらゆる分野での取組を推進。
- 全庁一丸体制を再構築し、都施設の省エネ・再エネのほか、「都庁プラスチック削減方針」に基づく取組やゼロエミッションビークルの導入拡大などに取り組む。

2. ごみ収集・処理体制

(1) ごみ・資源の分別区分と収集方法

当市のごみ・資源の分別区分と収集方法は表2-1のとおりです。収集以外では、拠点回収（リサイクル推進店・公共施設）とリサイクル広場で資源の回収を行っています。

表 2-1 ごみ・資源の分別区分と収集方法

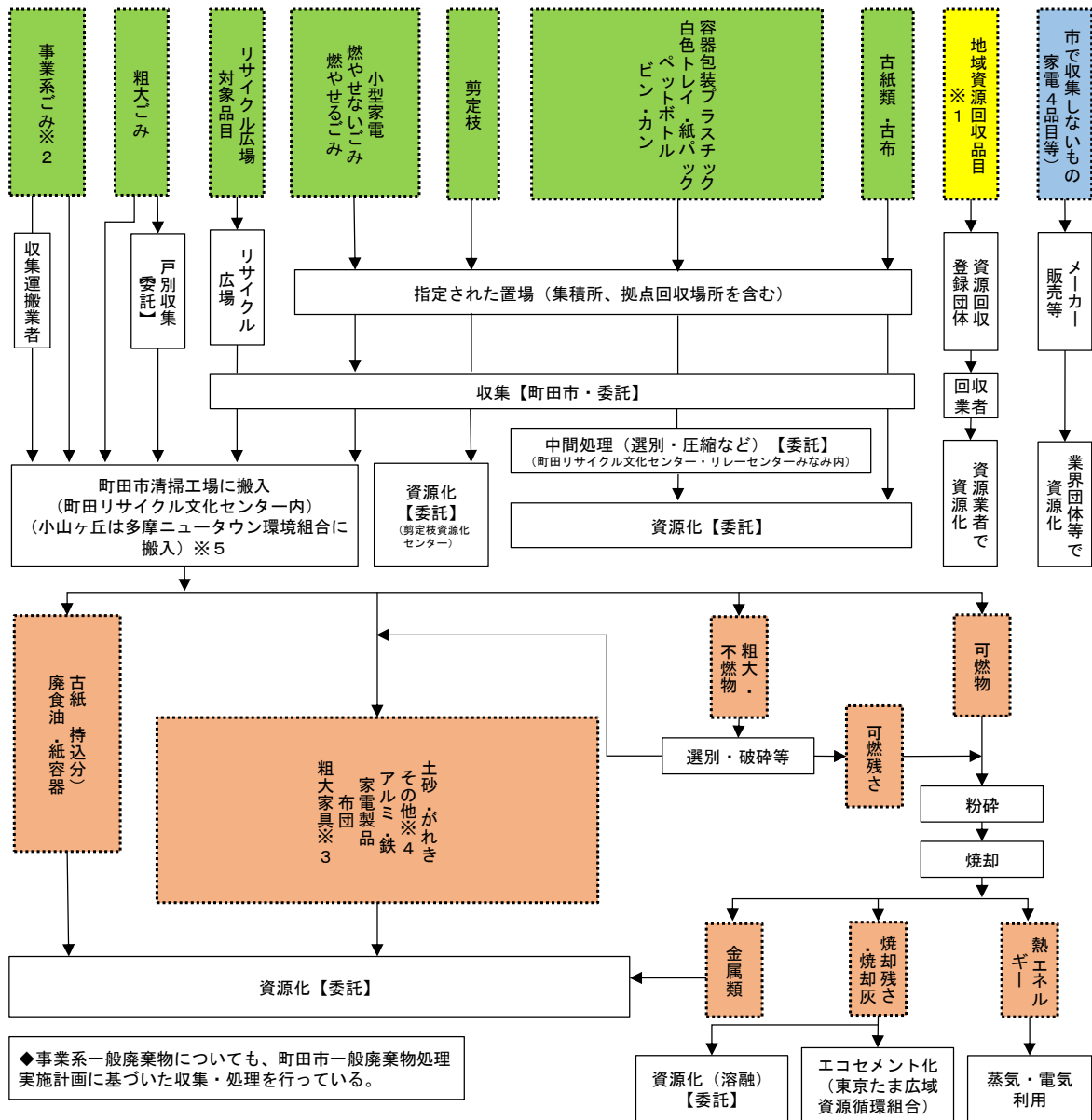
分別区分		収集方法
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	戸別
	燃やせないごみ	戸別
	粗大ごみ	戸別、直接搬入
	古紙	ごみ集積所
	古着	ごみ集積所
	ビン	ごみ集積所
	カン	ごみ集積所
	ペットボトル	ごみ集積所
	有害ごみ	ごみ集積所
	剪定枝	ごみ集積所
	容器包装プラスチック※	戸別
	白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ	拠点
	家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等	リサイクル広場
	事業系 ごみ	少量排出事業者の一般廃棄物
上記以外の事業者の一般廃棄物		直接搬入

※JR横浜線以南地域（小川、金森、金森東、つくし野、南つくし野、鶴間、南町田、成瀬が丘の全域、原町田一丁目の一部）のみで実施

(2) ごみ・資源の収集・処理システム

当市のごみ・資源の収集・処理システムは図 2-1 のとおりです。家庭から出るごみのうち、燃やせるごみ・燃やせないごみは市で収集し、町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場に搬入しています。その後、可燃物は粉碎・焼却し、熱エネルギーを回収、焼却残さ・焼却灰については、エコセメント化をしています。また、資源については、市で収集後、選別・圧縮などの中間処理を経て、資源化しています。

図 2-1 ごみ・資源の収集・処理システム



- ※1 地域資源回収品目
新聞・雑誌・ダンボール、紙バック、古着、ビン・カン
- ※2 少量の排出事業者は、登録により市が戸別収集
- ※3 粗大家具等
再生販売事業として、まちだエコライフ推進公社と協定を結び、回収した家具などを修理・再生販売している
- ※4 その他に含まれる品目
ガラス、陶磁器、廃プラスチック
- ※5 一部の地域の可燃・不燃・事業系は多摩清掃工場へ搬入

(3) ごみ・資源の処理施設

当市における現在のごみ・資源の処理施設の位置は図 2-2 のとおりです。

町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場では、燃やせるごみの焼却を実施しています。焼却により発生する高温の排ガスは、発電や、温水を作るエネルギーとして利用しています。燃やせないごみ・粗大ごみは、破碎して磁選機やふるいなどの機械や手作業によって分けられ、鉄などの資源はリサイクル、燃やせるごみは焼却処理をしています。また、ペットボトルの圧縮処理を行うほか、清掃第二事業場ではビン・カン、有害ごみの選別をしています。

リレーセンターみなみは、J R 横浜線以南地域で収集した燃やせるごみの中継基地として、大型車への積み替えを行うほか、同地域で収集した容器包装プラスチックの圧縮梱包を実施しています。

町田市剪定枝資源化センターは、市内から発生する剪定枝を破碎・発酵させ、良質な剪定枝たい肥（土壌改良材）を作っており、市内の農家など多くの市民の方に利用されています。

焼却施設から発生した焼却灰については、日の出町の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、多摩地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が管理・運営する二ツ塚処分場のエコセメント化施設に運搬しています。全量をエコセメントの原料としてリサイクルしており、道路の側溝や縁石などに生まれ変わります。

多摩ニュータウン環境組合は、八王子、町田、多摩の 3 市で構成されている一部事務組合（特別地方公共団体）であり、多摩清掃工場へ当市の小山ヶ丘地区の燃やせるごみ、燃やせないごみを搬入しています。

図 2-2 各処理施設の位置図

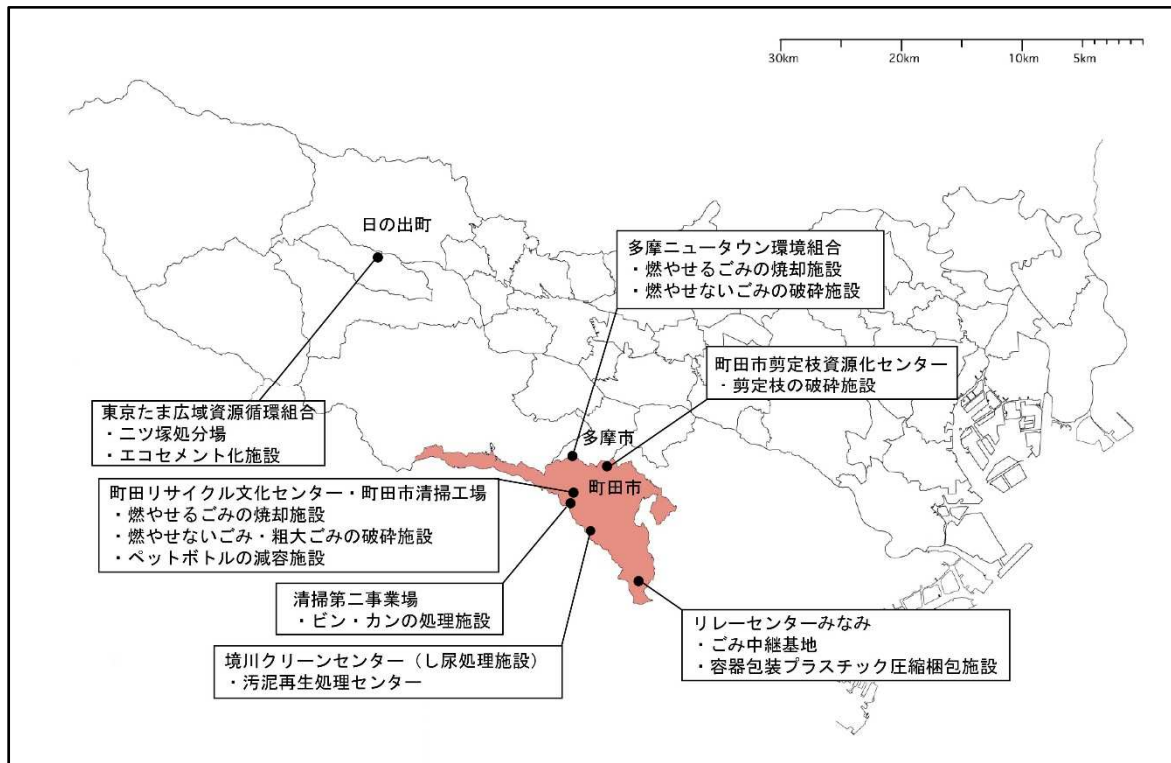


表 2-2 各処理施設の概要

焼却施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
町田リサイクル文化センター ・町田市清掃工場 下小山田町3160番地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：81,620㎡ 流動床式焼却炉：150t/日×3炉（1～3号炉）、176t/日（4号炉） 不燃・粗大破碎機：70t/日（5時間） ※1号炉は休止中	1982年3月 （1～3号炉、粗大破碎設備） 1994年8月 （4号炉）
多摩清掃工場 （多摩ニュータウン環境組合） 多摩市唐木田二丁目1番地1	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：35,600㎡ 焼却炉：200t/日×2炉 不燃系：40t/5h×2系列、粗大系：5t/5h×2系列 	2002年3月
資源化施設		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
清掃第二事業場 下小山田町3267番地	<ul style="list-style-type: none"> カン選別・圧縮施設：4.5t/日 ビン選別施設：16.0t/日 	1977年3月 （カン選別・圧縮施設） 1969年3月 （ビン選別施設）
リレーセンターみなみ 南町田二丁目6番14号	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：1,024.4㎡ ごみ中継施設：100t/日 容器包装プラスチック圧縮梱包施設：4.9t/日 	1985年2月 （ごみ中継施設） 2016年3月 （容器包装プラスチック圧縮梱包施設）
町田市剪定枝資源化センター 小野路3332番地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：6,773.34㎡ 10t/日（3,000t/年） 	2008年3月
最終処分		
施設名称・所在地	処理能力等	竣工年月
エコセメント化施設 （東京たま広域資源循環組合） 西多摩郡日の町大字大久野7642番地	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積：約4.6ha 焼却残さ等の処理量 約300t（日平均） エコセメント生産量 約430t（日平均） 	2006年7月

3. 総ごみ量及び資源化量の推移

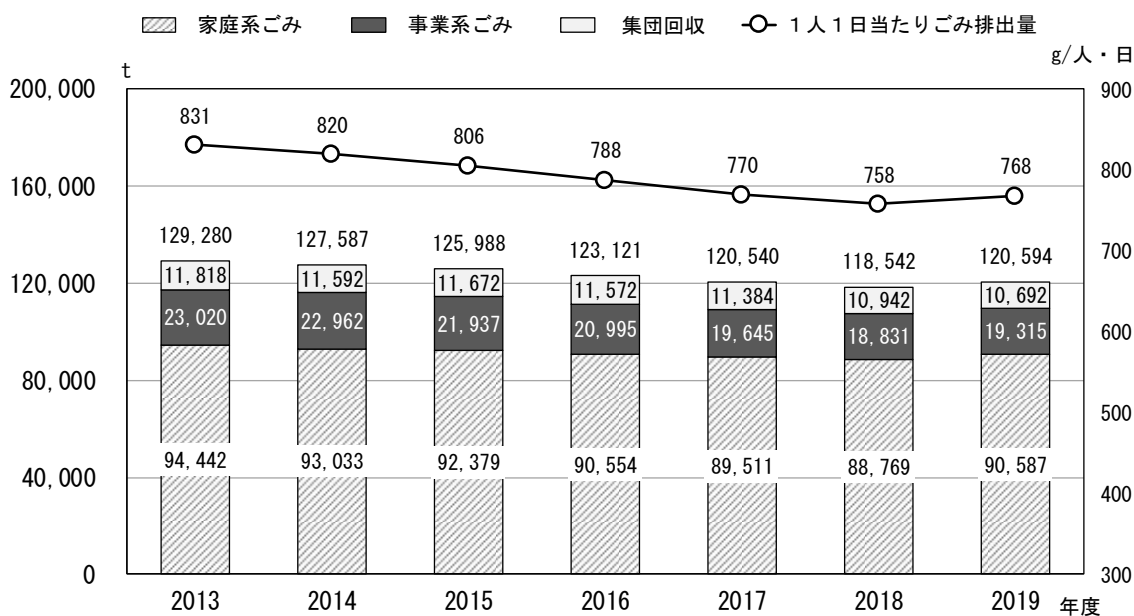
(1) 総ごみ量

総ごみ量は、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度に増加へ転じています。集団回収の排出量は、2015 年度に増加したものの、それ以降は減少傾向で推移しています。

2013 年度と比較して、2019 年度の家庭系ごみは 4.1%、事業系ごみは 16.1%、集団回収は 9.5%といずれも減少しています。

1 人 1 日当たりのごみ排出量については、2013 年度以降減少していましたが、2019 年度は増加に転じています。

図 2-3 総ごみ量と 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

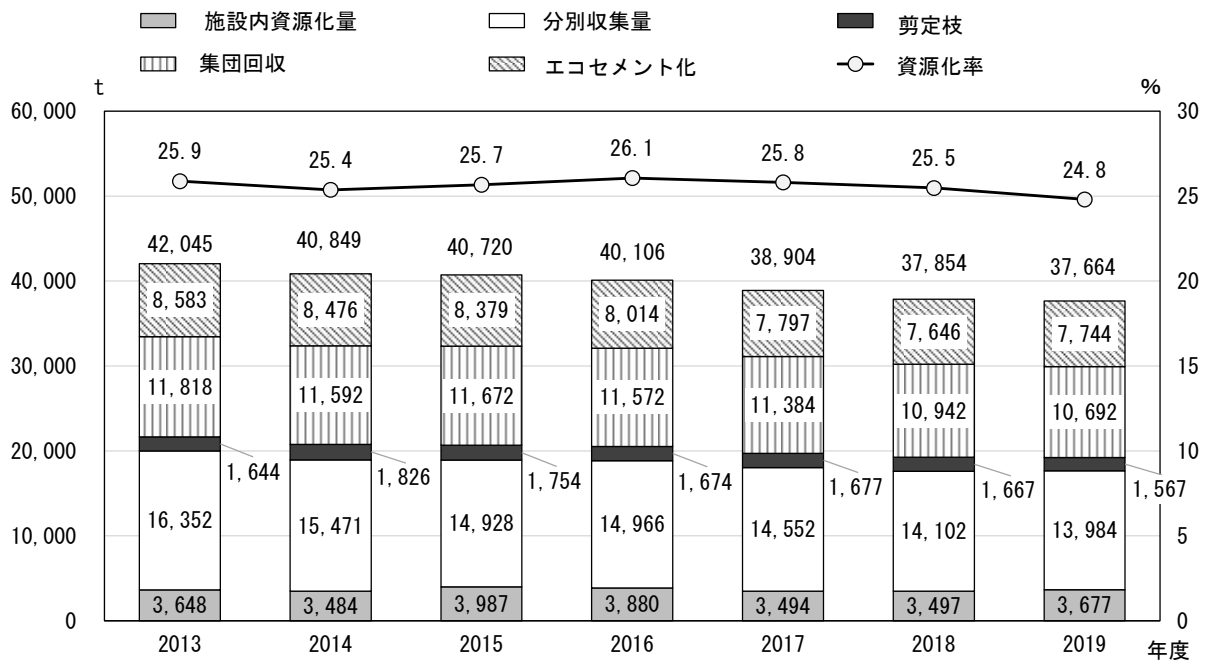


(2) 資源化量

資源化量は、2013年度以降減少し続けています。このうち分別収集量は、2016年度を除いて減少傾向、集団回収は、2015年度を除いて減少傾向で推移しています。施設内資源化量は、2015年度以降減少傾向にありましたが、2019年度は増加しています。エコセメント化は、2013年度以降減少していましたが、2019年度は増加しています。2019年度は、2013年度比で、施設内資源化量は0.8%増加し、分別収集量は14.5%、剪定枝は4.7%、集団回収は9.5%、エコセメント化は9.8%の減少、資源化量全体で10.4%の減少となっています。

資源化率（エコセメント化除く）は2016年度以降減少し続けており、2019年度は近年で最も低い値となっています。

図 2-4 資源化量の推移



4. 他市との比較

(1) 多摩地域各市との比較

① 1人1日当たりのごみ量

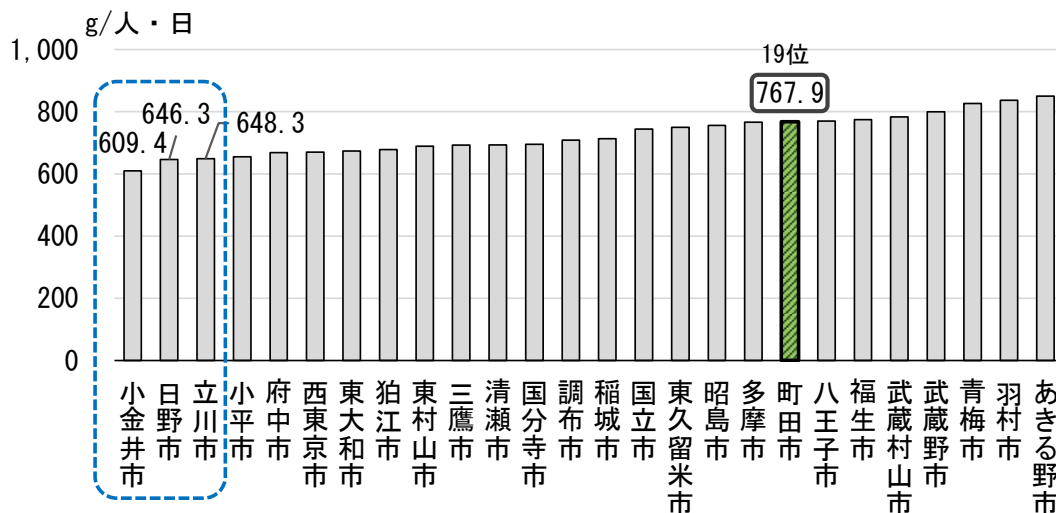
多摩地域各市における 2019 年度の 1 人 1 日当たりのごみ量（資源・集団回収を含む）を比較すると、当市は 767.9g/人・日で 26 市中 19 位となっており、上位 3 市と比較して 100g 以上多くなっています。

表 2-3 多摩地域各市の 1 人 1 日当たりのごみ量（資源を含む）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	小金井市	609.4	14	稲城市	713.0
2	日野市	646.3	15	国立市	744.5
3	立川市	648.3	16	東久留米市	749.8
4	小平市	655.0	17	昭島市	755.5
5	府中市	668.8	18	多摩市	766.2
6	西東京市	670.5	19	町田市	767.9
7	東大和市	673.9	20	八王子市	770.1
8	狛江市	678.4	21	福生市	774.9
9	東村山市	689.2	22	武蔵村山市	783.4
10	三鷹市	692.5	23	武蔵野市	799.7
11	清瀬市	693.5	24	青梅市	826.4
12	国分寺市	695.5	25	羽村市	837.4
13	調布市	708.1	26	あきる野市	850.4

資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）

図 2-5 多摩地域各市の 1 人 1 日当たりのごみ量（資源を含む）



家庭系ごみ（資源・集団回収を除く）と事業系ごみについて、多摩地域各市の2019年度の1人1日当たりの排出量を比較すると、家庭系ごみは、466.4g/人・日で26市中21位、事業系ごみは、122.2g/人・日で26市中19位と、家庭系ごみ、事業系ごみともに多摩地域の中で多い状況です。

表 2-4 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（資源・集団回収を除く家庭系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	西東京市	360.2	14	武蔵野市	432.6
2	三鷹市	362.5	15	多摩市	435.3
3	府中市	363.8	16	日野市	440.9
4	国分寺市	364.2	17	昭島市	444.0
5	立川市	366.7	18	八王子市	453.9
6	小金井市	368.2	19	稲城市	459.8
7	調布市	370.8	20	羽村市	461.8
8	東久留米市	374.6	21	町田市	466.4
9	国立市	396.5	22	福生市	469.7
10	東村山市	409.7	23	武蔵村山市	496.2
11	東大和市	412.7	24	小平市	513.1
12	清瀬市	413.5	25	青梅市	516.8
13	狛江市	424.3	26	あきる野市	535.6

資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2018年度実績）

表 2-5 多摩地域各市の1人1日当たりの排出量（事業系ごみ）

順位	自治体	排出量	順位	自治体	排出量
1	小金井市	9.0	14	清瀬市	97.2
2	日野市	47.1	15	西東京市	98.6
3	国分寺市	62.5	16	稲城市	100.2
4	小平市	63.7	17	武蔵野市	115.0
5	立川市	66.1	18	青梅市	118.7
6	調布市	74.7	19	町田市	122.2
7	東村山市	75.2	20	あきる野市	122.5
8	狛江市	77.1	21	八王子市	124.5
9	福生市	78.0	22	昭島市	124.5
10	東大和市	78.6	23	羽村市	126.1
11	府中市	79.8	24	東久留米市	129.6
12	武蔵村山市	87.2	25	国立市	131.8
13	三鷹市	91.8	26	多摩市	145.3

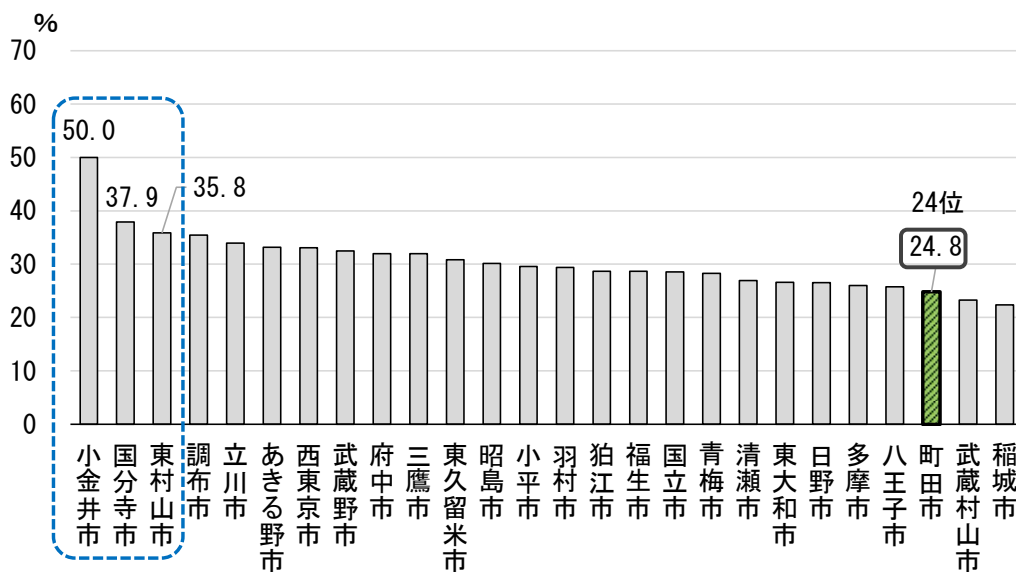
資料：一般廃棄物処理実態調査結果（2018年度実績）

②資源化率

資源化率（エコセメントを除く）を比較すると、当市は24.8%で26市中24位となっており、上位3市と比較して10ポイント以上低くなっています。1人1日当たりの資源ごみ量についても、190.5g/人・日で26市中21位と資源化しているごみの量は少ない状況です。

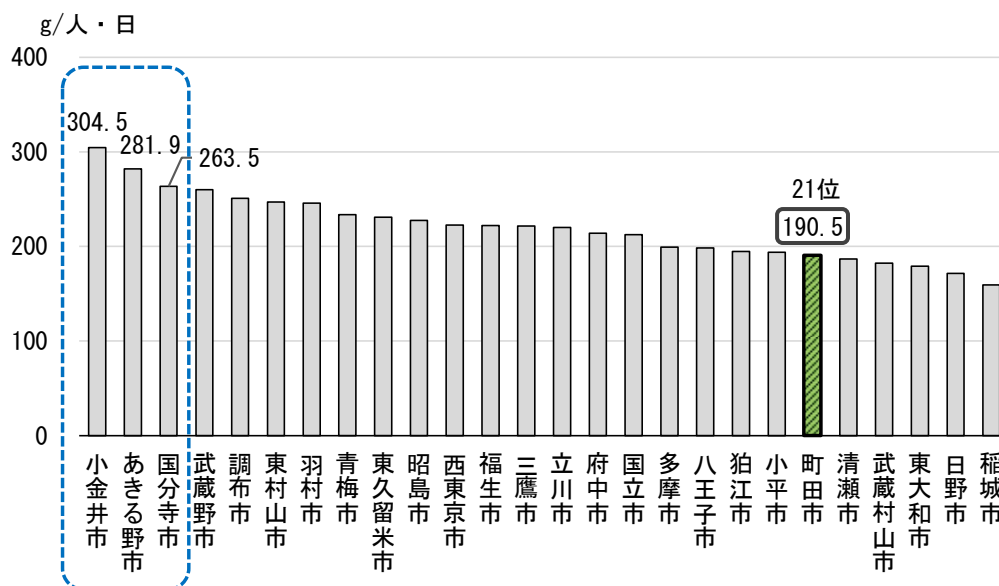
これは、当市が容器包装プラスチックの資源化を市内全域で実施していないことが要因として考えられます。また、資源化率が上位の多くの市では資源の戸別収集を実施しています。戸別収集は、集積所収集方式に比べて排出しやすいこと、排出者がわかるため分別の精度が良い傾向にあることが、資源ごみの排出量や資源化率に影響を与えていると考えられます。

図 2-6 多摩地域各市の資源化率



資料：多摩地域ごみ実態調査（2019年度統計）

図 2-7 多摩地域各市の 1 人 1 日当たりの資源ごみ量



資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）

表 2-6 多摩地域各市の 1 人 1 日当たりの資源ごみ量と資源回収制度

順位	自治体	資源ごみ量	容器包装プラスチック資源化	資源ごみ戸別回収	順位	自治体	資源ごみ量	容器包装プラスチック資源化	資源ごみ戸別回収
1	小金井市	304.5	○	○	14	立川市	220.2	○	○
2	あきる野市	281.9		○	15	府中市	213.9	○	○
3	国分寺市	263.5	○	○	16	国立市	212.5	○	△
4	武蔵野市	259.8	○	○	17	多摩市	199.3	○	○
5	調布市	251.0	○	○	18	八王子市	198.3	○	○
6	東村山市	247.0	○	○	19	狛江市	194.7		○
7	羽村市	245.9	○	○	20	小平市	193.8	○	
8	青梅市	233.8	○	○	21	町田市	190.5	△	△
9	東久留米市	230.9	○	○	22	清瀬市	186.8	○	
10	昭島市	227.5	○	○	23	武蔵村山市	182.2	○	
11	西東京市	222.6	○	△	24	東大和市	179.2	○	△
12	福生市	222.2	○	○	25	日野市	171.6		○
13	三鷹市	221.4	○	○	26	稲城市	159.4		△

○：実施、△：一部実施、空欄：未実施

資料：多摩地域ごみ実態調査（2019 年度統計）、東京都区市町村清掃事業年報（2017 年度実績）、
一般廃棄物処理実態調査結果（2018 年度実績）

(2) 類似都市との比較

当市の一般廃棄物処理について、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール平成30年度版」(環境省)を用いて比較を行いました。

類似都市と比較すると「人口1人1日当たりごみ総排出量」は平均より低く、これまでのごみの減量・資源化に向けた様々な取組の成果がみられます。

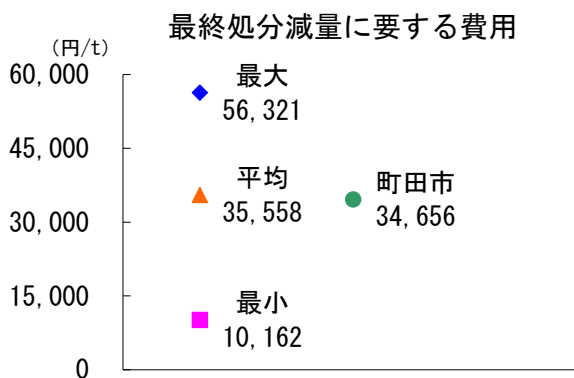
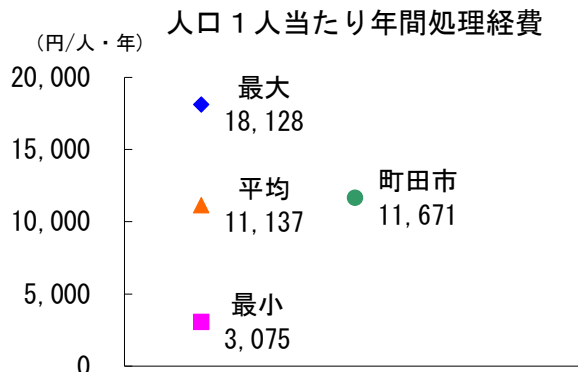
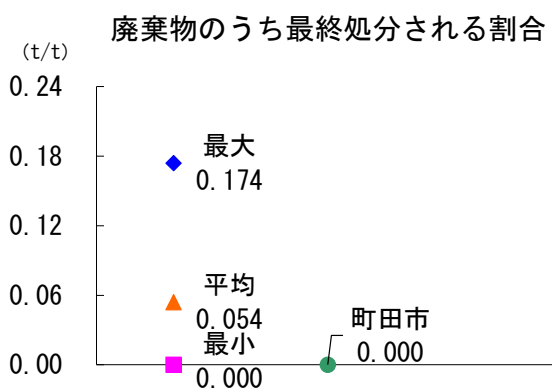
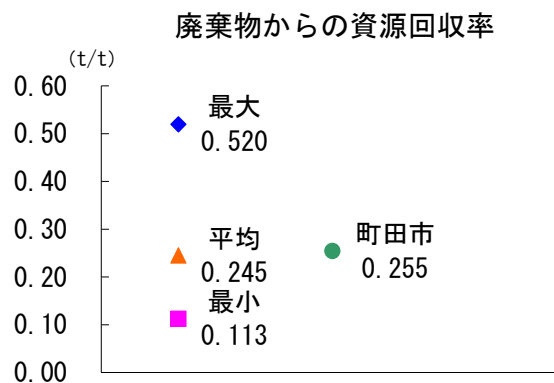
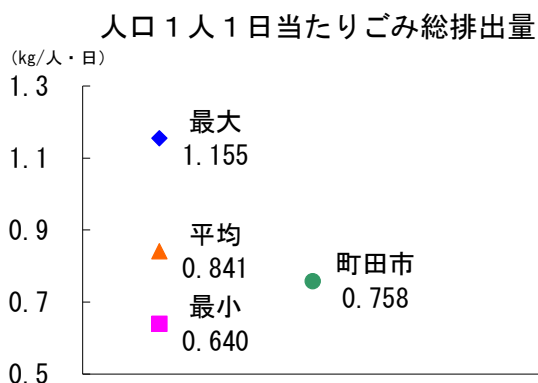
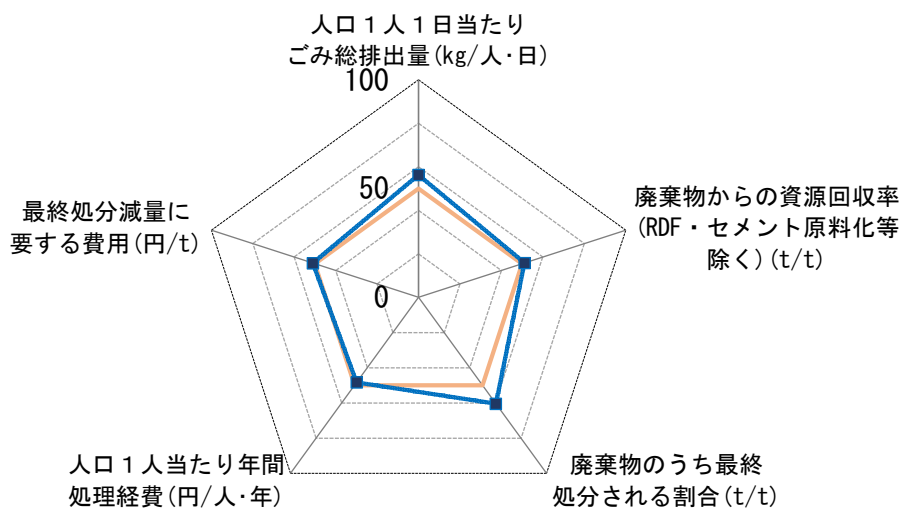
「廃棄物のうち最終処分される割合」は、焼却残さや飛灰を東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化を行っているため、埋立量を含めゼロとなっていますが、エコセメント化には費用がかかるため、「人口1人当たり年間処理経費」をみると平均に比べやや高い値となっています。当市では、中間処理における徹底した資源化や、エコセメント化による資源化を行っていますが、「廃棄物からの資源回収率」がやや高いことを考慮すると、収集後の処理にかかる費用が大きいと考えられます。

以上のことから、ごみとなるものを出さない、ごみと資源の分別を徹底することで、焼却しなくてはならないごみ量及び処理処分量を削減でき、これらにかかる費用を軽減することが可能です。

表 2-7 類似都市 (35 市) の概要

都市形態	都 市		
人口区分	150,000人以上		
産業構造	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上		
北海道釧路市	千葉県野田市	東京都府中市	三重県津市
北海道苫小牧市	千葉県佐倉市	東京都調布市	三重県松阪市
茨城県ひたちなか市	千葉県習志野市	東京都小平市	京都府宇治市
埼玉県狭山市	千葉県市原市	東京都日野市	大阪府和泉市
埼玉県上尾市	千葉県流山市	東京都東村山市	兵庫県伊丹市
埼玉県新座市	千葉県八千代市	東京都西東京市	兵庫県川西市
埼玉県久喜市	千葉県浦安市	神奈川県鎌倉市	山口県宇部市
千葉県市川市	東京都立川市	神奈川県藤沢市	徳島県徳島市
千葉県松戸市	東京都三鷹市	神奈川県秦野市	

図 2-8 類似都市との比較・評価結果



※市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールは、平成30年度一般廃棄物処理実態調査結果をもとに整理したもの。

5. ごみ処理費用

ごみ処理費用は、2014年度以降70億円台で推移しています。2019年度のごみ処理費用は約72億1,429万円となっており、市民1人当たり16,814円となっています。内訳としては、中間処理が約33億6,321万円全体全体の46.6%を占め、次いで収集が約21億9,621万円30.4%となっています。

また、2019年度におけるごみ種別ごとのごみ処理費用の割合は、燃やせるごみに係る経費が61.9%で最も多くの割合を占め、次いで資源ごみが16.5%、燃やせないごみが9.4%となっています。

図2-9 ごみ処理費用の推移

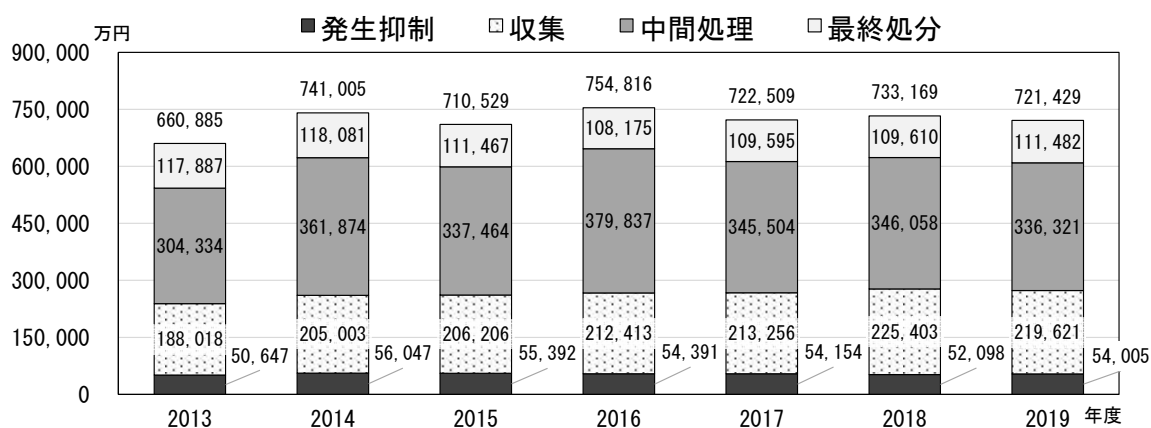


図2-10 市民1人当たりのごみ処理費用

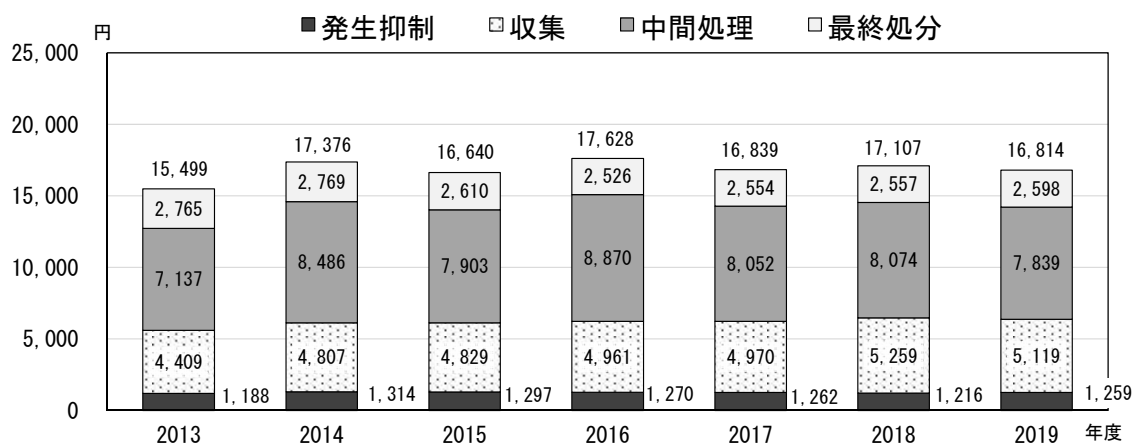
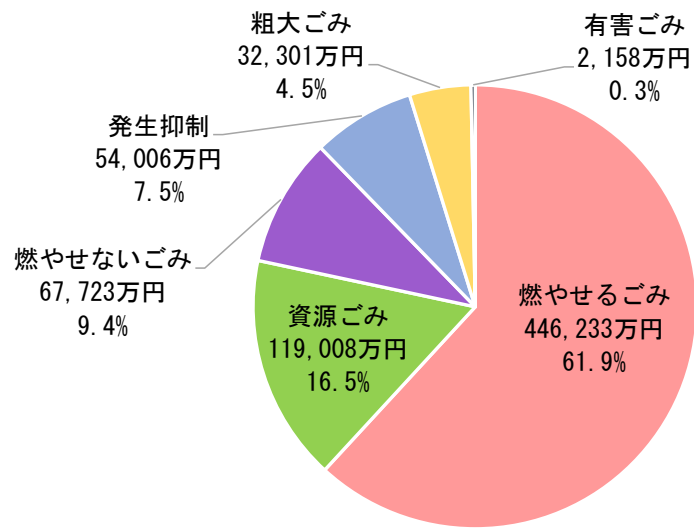


図 2-11 ごみ処理費用等の内訳 (2019 年度)



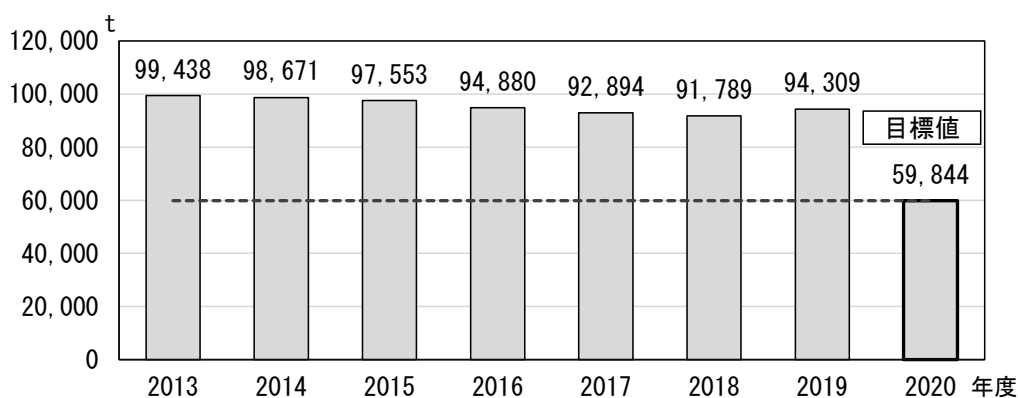
6. 一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）の評価

（1）目標の達成状況

①【全体目標】ごみとして処理する量の40%削減

基準年度^{※1}の2013年度のごみとして処理する量^{※2}である99,438 tを、2020年度までに40%削減し、59,844 tとすることを目標としていましたが、2019年度は94,309 tとなっており、2013年度比で5.2%の削減にとどまっています。2020年度の目標までは、あと約34,000 tの削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図 2-12 ごみとして処理する量の推移と目標処理量



※1 アクションプラン策定時に基準年度を2013年度に変更

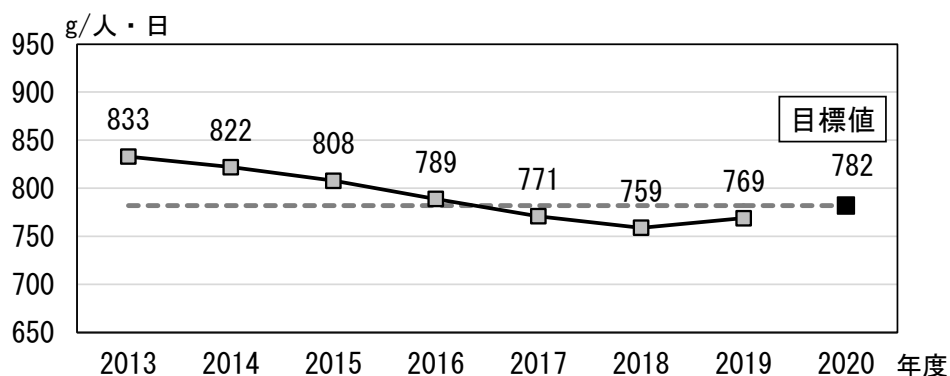
※2 ごみとして処理する量：燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの合計

②【個別目標1 発生・排出抑制】1人1日当たりのごみ量を782g/人・日以下に削減

1人1日当たりのごみ量（資源・生ごみ自家処理量を含む）は、基準年度の833 gから769 gへと64 g（約7.7%）減少し、2020年度の目標値である782 gを達成しています。

国内全体でビンや紙の流通量が減少しており、資源として排出されるビンや古紙そのものが減少したこと、マイボトルやマイバッグの普及等、発生抑制につながる施策を行ったことなどにより、資源を含めたごみ量が減少したと考えられます。

図 2-13 1人1日当たりのごみ量の推移

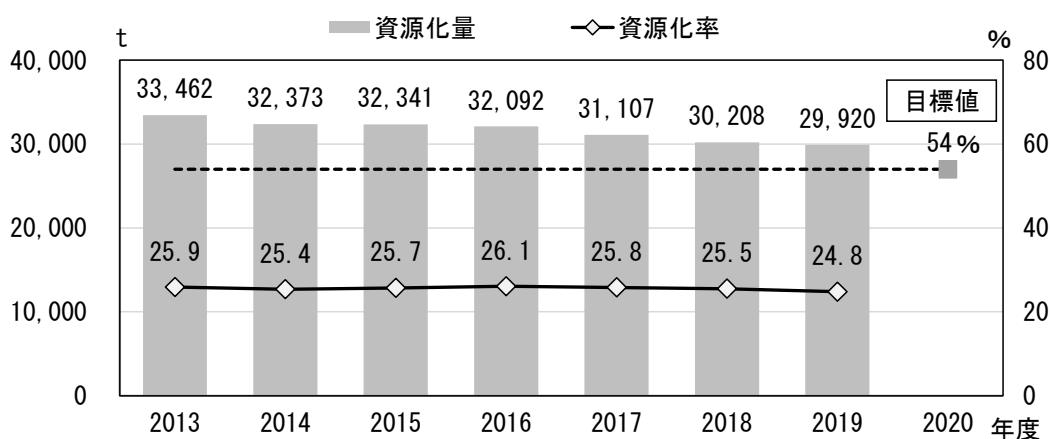


③【個別目標2 資源化率】資源化率を54%まで高める

当市では、計画年度の2020年度までにバイオガス化施設及び資源化施設を整備し、生ごみと容器包装プラスチックの資源化による資源化率の向上を目指していましたが、ごみの減量・分別が進まないことや施設整備が計画期間内に完了しないことから、目標である54%を達成できていません。

また、集積所や拠点回収により分別収集した資源及びごみとして搬入したものを資源化した量を合わせた資源化量は、減少傾向にあり、2019年度の資源化率は24.8%で基準年度の25.9%から1.1ポイント減少しています。

図 2-14 資源化量と資源化率の推移

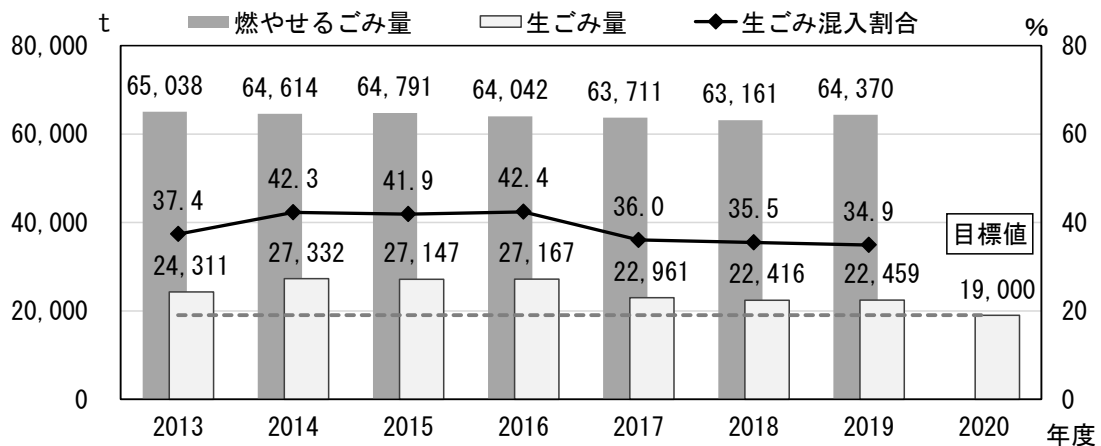


※資源化率には、集団回収量を含み、エコセメント化した灰の量は含めない。

④【個別目標3 生ごみの焼却量】生ごみの100%資源化

生ごみの減量とバイオガス化施設の整備による生ごみの100%資源化を目指していましたが、計画期間内でバイオガス化施設を整備することができず、発生抑制や生ごみ処理機等による自家処理も進まなかったため、目標達成は難しい状況です。また、燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、ごみの組成調査によると減少傾向にあります。2019年度の生ごみの焼却量は22,459tでバイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

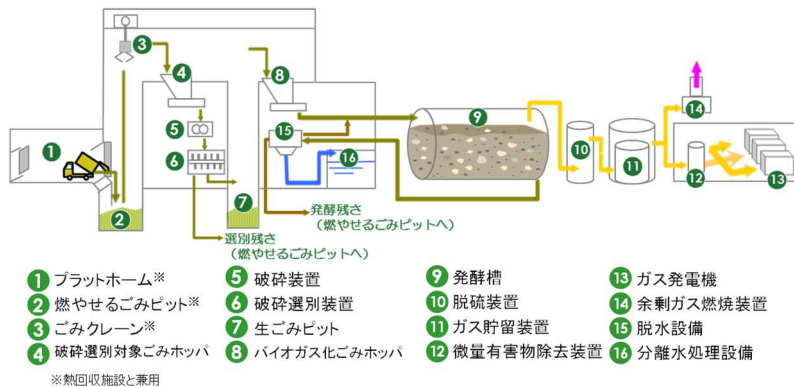
図 2-15 生ごみの焼却量の推移



コラム バイオガス化施設とは？

当市では、バイオガス化施設を導入し、ごみの減量と資源化率の向上、二酸化炭素の削減を目指しています。バイオガスは、再生可能エネルギーであるバイオマスのひとつで、生ごみや紙ごみ、家畜の糞尿などを発酵させて得られる可燃性ガスです。焼却処理量の削減、バイオガスを利用した発電等により、温暖化対策にもつながります。

<バイオガス化施設>

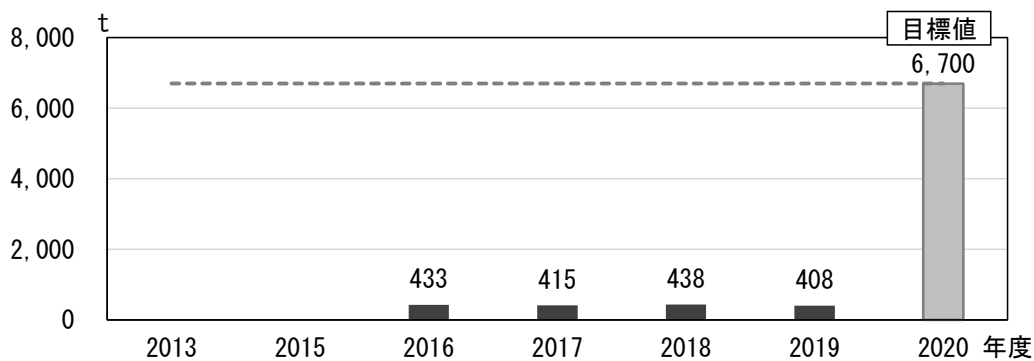


(出典) 町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業施設計画概要

⑤【個別目標4 容器包装プラスチックの資源化】6,700 t 資源化する

計画期間内に容器包装プラスチックの資源化施設を市内3カ所に整備し、分別収集することで6,700 tの資源化を目指していました。2016年度からJR横浜線以南地域において容器包装プラスチックの資源化を開始し、2019年度は408 tの容器包装プラスチックを資源化しました。しかし、残り2カ所の資源化施設の整備が進まず、全市での展開が遅れており、当初の資源化見込み量を大きく下回っています。

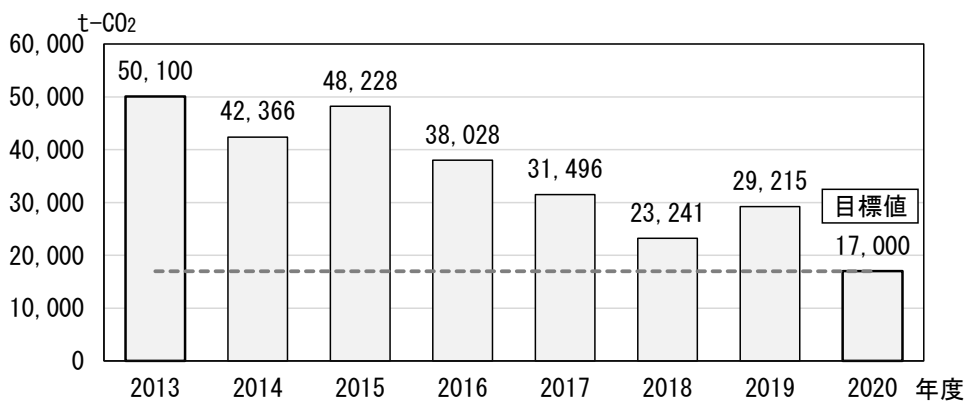
図 2-16 容器包装プラスチックの資源化量の推移



⑥【個別目標5 温室効果ガスの削減】清掃工場から排出される温室効果ガス排出量を1万7,000 t-CO₂に削減

清掃工場から排出される温室効果ガスは、一般廃棄物の焼却時に発生し、プラスチックの焼却がその多くを占めています。2019年度の排出量は29,215 t-CO₂で、2020年度の目標まではあと約12,000 t-CO₂の削減が必要であり、目標達成は困難な状況です。

図 2-17 清掃工場から排出される温室効果ガス排出量の推移



※町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場で処理する一般廃棄物のうちプラスチックごみの焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO₂、一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH₄(メタン)及びN₂O(一酸化二窒素)の合計

7. 課題の整理

(1) ごみの発生抑制に向けた取組の推進

①市民・事業者自らが発生抑制に取り組める仕組みの不足

1人1日当たりのごみ量（資源を含む）は、多摩26市の中で19位と多い状態です。

現在新たな施設（焼却施設、バイオガス化施設、燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設）を整備していますが、安定した処理を行うためにもより一層の削減が不可欠です。

市民や事業者が、ごみ問題を自らの問題として捉え、主体的に取り組める仕組みを検討する必要があります。

②市民・事業者との協働の更なる推進

これまでも、ごみ減量推進員制度や事業者・大学等と連携した事業など、市民や事業者との協働により、ごみの発生抑制の取組を行ってきましたが、今後もこの取組を推進する必要があります。

環境広報紙「ECOまちだ」やごみ情報紙「ごみナクナーレ」といった紙媒体、ホームページ、ごみ分別アプリ等の電子媒体、SNS等、啓発主体に適した方法を様々な手段から選択し活用する必要があります。



③生ごみの削減・資源化の推進

燃やせるごみの中に含まれる生ごみの量は、発生抑制等が進まなかったこともあり、バイオガス化施設の処理量を超えている状況です。

今後は、着実なバイオガス化施設の整備とともに、生ごみの自家処理に関し効果的な啓発を行い、生ごみ削減・資源化の取組を進める必要があります。

④事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化、資源化の推進

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、資源化できる紙やプラスチック類などの不適正物が多く混入しており、適正排出に向けた指導の強化とともに、資源化手法について検討する必要があります。生ごみや手つかず食品等が多く確認された宿泊施設や飲食店、コンビニ等へは、利用客等に対する呼びかけや分別しやすいごみ箱の設置等、事業系ごみの削減に向けた取組を求めていくことが必要です。



(2) 資源化率の向上に向けたリサイクルの推進

①市民への分別協力を促す取組の更なる推進

ごみの組成調査結果によると、燃やせるごみには資源化できる紙類が多く含まれており、市民アンケートでは、雑がみを燃やせるごみとして出している人の割合が9.1%となっています。雑がみの分別は細かくて分かりにくいことから、更なる周知を行う必要があります。

また、分別に迷う品目としてプラスチック類、スプレー缶、小型家電等が挙げられており、分別の協力を促す取組を更に進める必要があります。

②資源化量増加に向けた仕組みの検討

当市の1人1日当たりの資源ごみ量は、多摩地域各市と比較すると少ない状況にあります。ライフスタイルの多様化を踏まえ、先進事例を調査分析するなど、資源の回収方法や回収場所、品目の拡大について検討する必要があります。

③増加しているごみへの対策の検討

ごみの組成調査結果によると、生ごみや紙類は減少傾向にある一方で、前計画でターゲットにしていなかった紙おむつや草木などの排出量が増加しているため、新たな対策を検討する必要があります。

(3) 資源の安定的な処理

①資源化施設の早期整備

現在、容器包装プラスチックなどの選別・保管等を行う新たな資源化施設の建設に向けた協議に取り組んでいます。特にプラスチック類は、市内全域での収集の実現によって、単純焼却での処理量の削減、温室効果ガス排出量の削減などが期待できることから、施設の早期稼働を目指す必要があります。

(4) 社会情勢や環境変化への対応

①SDGsの達成に向けた啓発活動の推進

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(2019年10月1日施行)では2030年度までに食品ロス量の半減(2000年度比)が目標に掲げられています。また、プラスチックについては、「プラスチック資源循環戦略」(2019年5月31日)が策定されたほか、2020年7月1日のレジ袋の有料化義務化(無料配布禁止等)をきっかけに、使用削減に向けた動きが活発化しています。

SDGsの達成に向けて食品ロス削減や海洋プラスチック問題等に対応するため、市民や事業者への啓発活動、働きかけを行う必要があります。

②廃棄物に係る最新情報の把握、適切な対応

廃プラスチックや古紙等に対する中国や東南アジア諸国による廃棄物輸入規制等のほか、EUをはじめとする海外では、脱プラスチックに向けた動きが活発化しています。世界的な動向や国内の法改正等について、常に最新の情報を入手し、東京都や近隣自治体の状況も確認しながら、適切に対応していく必要があります。

コラム

プラスチック製買い物袋(レジ袋)有料化開始!

2020年7月1日から「レジ袋有料化」が全国で始まりました。

身近で便利なプラスチックですが、資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響、地球温暖化など世界的な問題につながっています。マイバッグの持参をはじめ、マイボトルの活用を心掛けるなど、日常生活の中で一人ひとりが行動することで、大切な資源や自然環境を守ることにつながります。



(5) 災害対応能力の強化

①災害時等の体制整備や他自治体・事業者との連携強化

災害廃棄物の迅速・適切な処理を行うため、庁内の体制整備や施設の強靱化を進める必要があります。また、被災状況によっては、当市だけでは対応できなくなるため、他の市町村等との広域連携や民間事業者との協力体制を構築する必要があります。

②平常時からの啓発活動の実施

発災後に迅速・適正にごみ処理を行うためには、市民等の協力が不可欠となります。そのため、平常時から災害時のごみの出し方や不法投棄等の防止などの認識を深め、市からの情報発信方法等についても市民へ周知する必要があります。



(6) 確実なごみ収集の実施

①効率的なごみ収集・処理体制の構築

市民アンケートにおいて、家庭からの燃やせないごみは収集頻度ほど排出していない状況が明らかとなっています。市内の人口減少、ライフスタイルの変化によるごみ・資源の量の推移などを注視し、効率的なごみの収集・処理体制を構築していく必要があります。

②誰もがごみ出しに困らない仕組みの構築

超高齢社会の到来に伴い、今後予想されるごみ・資源の分別及び排出に関する問題に対応するため、高齢になってもごみ出しに困らない仕組みづくりが必要です。

(7) コスト意識をもった施策への展開

①費用対効果を意識した手法の検討

減量・資源化を推進する施策を展開する際には、それにかかる費用対効果を意識し、実施の有無や手法の検討を行う必要があります。

②コスト削減と歳入の確保

効率的な収集運搬ルートの見直しや、収集回数・品目等について適宜見直しを行い、収集運搬、中間処理等にかかるコストの削減を図るとともに、ごみ処理手数料についても適正に設定されているかを検証する必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念・基本方針

本計画では、前計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むとともに、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策による総ごみ量（資源を含む）の削減に取り組みます。

施策を展開する上では、市民・事業者・市の協働で進めてきた当市の廃棄物行政の歴史を継承しながら、未来につながる持続可能で環境負荷の少ない都市を目指していきます。

以上を踏まえ、本計画の基本理念と、基本理念を実現するための5つの基本方針を次のとおり定めます。

基本理念

町田市民・事業者・市は、
「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を原則として、
徹底したごみ減量、資源化を進め、
持続可能で環境負荷の少ない都市を目指します。

基本方針1 「市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。」

基本方針2 「家庭系ごみの減量を進めます。」

基本方針3 「事業系ごみの減量を進めます。」

基本方針4 「環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。」

基本方針5 「社会的課題への対応を強化します。」

基本方針1 市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

- 市民・事業者・市との連携を強化し、各人が主体的、継続的にごみ減量に取り組める環境づくりを行います。
- 子どもから大人まで、市民一人ひとりがごみに関する問題について自分ゴトとして取り組めるよう啓発活動を展開します。

基本方針2 家庭系ごみの減量を進めます。

- 食品ロスの削減をはじめとした生ごみの発生抑制を進めます。
- プラスチックごみや古紙、その他の資源やごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針3 事業系ごみの減量を進めます。

- 事業者に対してごみの発生抑制、分別の協力を促す取組を進めます。

基本方針4 環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

- エネルギー回収率が高く環境にも配慮した新しいごみ焼却施設等を整備します。
- 生ごみのバイオガス化施設を整備し、新たなエネルギー回収、生ごみの減容を行います。
- ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等の資源化施設を市内に分散して整備します。
- 費用対効果を意識し、収集・処理方法の見直しや資源化品目の拡大を図ります。

基本方針5 社会的課題への対応を強化します。

- 災害時等のごみ処理に関する対応力を強化します。
- 超高齢社会の到来に伴い、ごみに関する問題に対応した仕組みづくりを行います。

2. 目標値の設定

(1) 将来推計人口

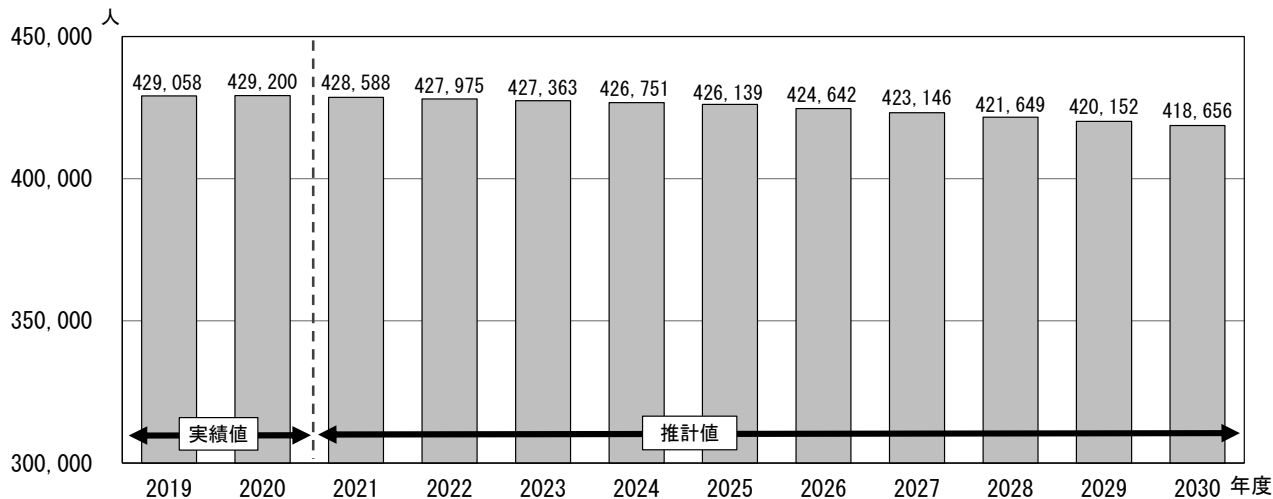
当市の人口（各年10月1日）は、2020年以降ゆるやかに減少し、2030年度は418,656人と2019年度に比べ2.4%減少すると推計されます。

表 2-8 人口の実績と推計

年度	実績値（人）		推計値（人）			
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
人口	429,058	429,200	428,588	427,975	427,363	426,751

推計値（人）						増減率（%）
2025	2026	2027	2028	2029	2030	2019年度比
426,139	424,642	423,146	421,649	420,152	418,656	-2.4

図 2-18 人口の実績と推計



(2) 将来のごみ排出量の見込み

新たにごみ減量施策を講じない場合、当市のごみ量がどのように推移するかを推計しました。

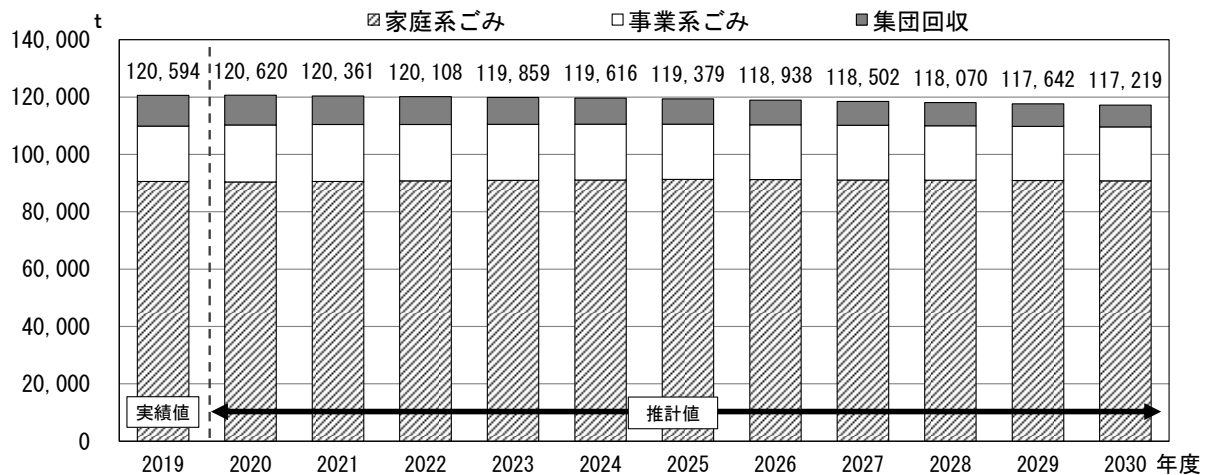
2030年度の総ごみ量は2019年度と比較して2.8%の減少となっており、家庭系ごみは0.2%の増加、事業系ごみは2.7%の減少、特に近年減少傾向が大きくなっている集団回収は28.4%減少すると考えられます。

表 2-9 総ごみ量の実績と推計

年度	実績値 (t)	推計値 (t)				
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
家庭系ごみ	90,587	90,366	90,580	90,774	90,947	91,104
事業系ごみ	19,315	19,937	19,791	19,653	19,523	19,400
集団回収	10,692	10,316	9,990	9,681	9,389	9,113
合計	120,594	120,620	120,361	120,108	119,859	119,616

推計値 (t)						増減率 (%)
2025	2026	2027	2028	2029	2030	2019年度比
91,243	91,178	91,098	91,005	90,899	90,780	0.2
19,284	19,174	19,069	18,970	18,876	18,786	-2.7
8,851	8,586	8,334	8,095	7,868	7,652	-28.4
119,379	118,938	118,502	118,070	117,642	117,219	-2.8

図 2-19 ごみ量の実績と推計



※「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収（品目別）」ごとに、近年3年間の排出量実績を人口と年間日数で割った「1人1日当たりの排出量」から推計。（推計手法については、資料編参照）

(3) 目標値の設定

東京都が2019年12月に策定した「ゼロエミッション東京戦略」では、2030年に向けた廃棄物関連の主要目標として次の3点が掲げられています。

- ①一般廃棄物のリサイクル率 37%
- ②家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減 (2017年度比)
- ③食品ロス発生量 50%削減 (2000年度比)

当市では、これらの目標を参考に全体目標を設定いたしました。

目標年度は、本計画の最終年度である2030年度とします。

全体目標 1	「1人1日当たりのごみ排出量」を「2019年度比7%削減」します。
発生抑制を重視し、総ごみ量(資源を含む)を120,594t(2019年度)から109,094t(2030年度)へ削減します。1人1日当たりには換算すると、 <u>768g/人・日(2019年度)</u> から <u>714g/人・日(2030年度)</u> となり、 <u>約7%(54g)の削減</u> です。	
1人1日当たりのごみ排出量 = (総ごみ量+集団回収量) ÷ 人口 ÷ 日数	
※54gの目安は卵1個	

全体目標 2	「総資源化率」を「40%」まで高めます。
生ごみのバイオガス化施設でのメタン化をはじめとした、総資源化率の向上に向けた取組を進め、 <u>31%(2019年度)</u> から <u>40%(2030年度)</u> へ <u>9ポイント向上</u> させます。	
※バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算とする。	
総資源化率 = 資源化量合計 ÷ (総ごみ量+集団回収量)	
※資源化量合計には焼却灰をエコセメント化する量も含む。	

全体目標 3	「温室効果ガス排出量」を「2019年度比30%削減」します。
発生抑制及びプラスチックの資源化を推進することで、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量を、 <u>約34,000 t-CO₂(2019年度)</u> から <u>約24,000 t-CO₂(2030年度)</u> へ <u>約30%削減</u> します。	
温室効果ガス排出量 = 一般廃棄物(プラスチックごみ及び合成繊維)の焼却に伴い排出される非エネルギー起源CO ₂ + 一般廃棄物の焼却に伴い排出されるCH ₄ 及びN ₂ O	
※地方公共団体実行計画(区域施策編)算定・実施マニュアル算定手法編より	

(4) 目標達成時の総ごみ量

家庭系ごみについては、食品ロスの削減や生ごみ処理機の導入等により、生ごみの 4,000 t 削減を目指します。また、燃やせるごみに混入している紙類の資源化 (1,000 t) に加え、容器包装プラスチックの分別収集を全市域に拡大することで、4,000 t を資源化するほか、プラスチック類の使用そのものを減らすことで 2,000 t の削減を目指します。家庭系ごみ全体では、その他の発生抑制等も含めて 9,500 t の削減、分別の徹底により 5,000 t の資源化を目指します。

事業系ごみについては、食品ロスの削減や紙類の発生抑制等により生ごみや紙類の 2,000 t 削減を目指します。

2019 年度と、最終年度 2030 年度（目標達成時）のごみ排出量、資源化量はそれぞれ図 2-20、図 2-21 のとおりです。

表 2-10 ごみ種別ごとの取組と削減量・資源化量

単位：t

		種別	取組	発生抑制	資源化	計
町田市の目標	市民の目標	生ごみ	・食品ロス削減 ・家庭における自家処理等による削減	4,000	-	11,000
		紙類	・燃やせるごみに含まれる「資源化できる紙」の適正排出	-	1,000	
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチックの削減	2,000	-	
			・容器包装プラスチックの適正排出	-	4,000	
	事業者の目標	生ごみ、紙類	・事業系ごみに含まれる「生ごみ、資源化できる紙類」等の削減	2,000	-	2,000
		容器包装プラスチック	・容器包装プラスチック資源化施設の整備	-	(4,000)	3,500
その他	・その他の発生抑制等による削減 ・新たな資源化品目拡大による削減及び資源化	3,500	-			

※ () は再掲

図 2-20 目標達成時の総ごみ量

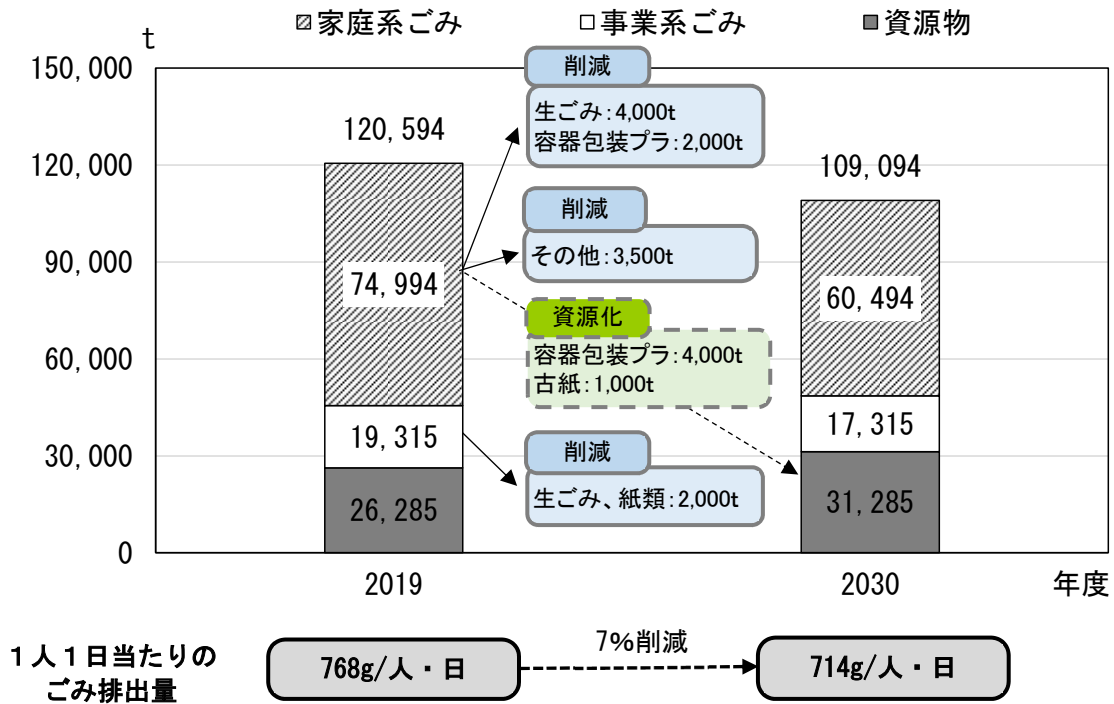
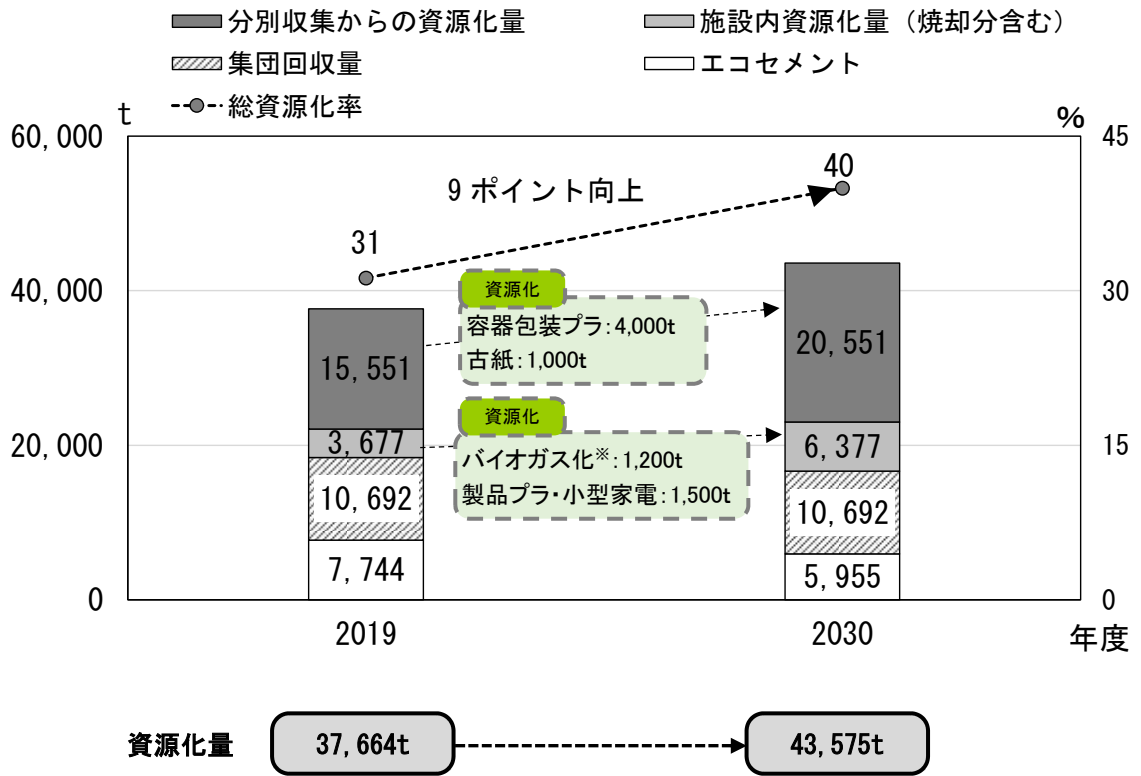


図 2-21 目標達成時の資源化量



※バイオガス化による資源化量は、メタンガス重量換算

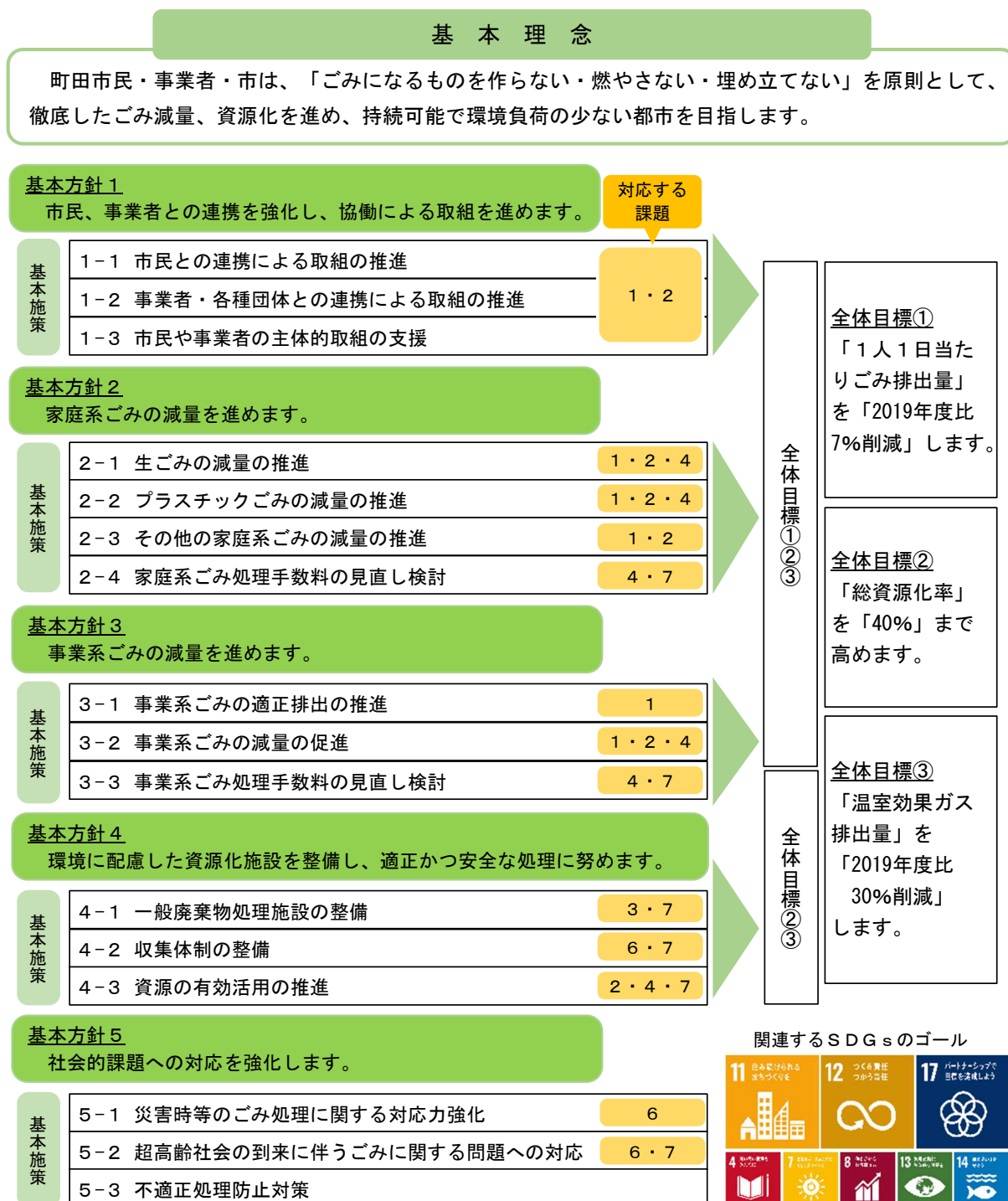
第3章 施策

1. 施策体系

前章で掲げた目標値の達成に向け、5つの基本方針に沿って、様々な施策を展開していきます。本計画の施策体系は図2-22のとおりです。

別途作成するアクションプランでは、環境変化へ柔軟に対応した効果的な施策を数値目標とともに定めます。

図2-22 施策体系



2. 施策の展開

これまで実施していた施策を継続し、着実に実施していきます。

また、目標達成に向けて不可欠な項目については「重点施策」と位置づけ、進捗等を意識しながら取り組みを進めていきます。

基本方針 1

市民、事業者との連携を強化し、協働による取組を進めます。

1-1 市民との連携による取組の推進

一人ひとりのごみの減量・資源化の意識の向上のため、市民に対する周知・啓発、町内会・自治会と連携した取組を推進します。また、将来を担う子どもたちに対する3R学習の充実・強化を図るため、学校等の教育機関を通じた取組を推進します。

市民 の取組

- ・各種講座への参加、受講内容の実践・拡散

行政 の取組

- ・各種講座の実施
- ・学校や関係機関を通じた3R学習の実施

1-2 事業者・各種団体との連携による取組の推進

ごみの減量・資源化への関心を高めてもらうために、飲食店や小売店等の事業者、地域のスポーツチーム及び大学等の各種団体と連携した取組を推進します。

市民 の取組

- ・各種キャンペーンへの参加、キャンペーン内容の実践・拡散

事業者・各種団体 の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力

行政 の取組

- ・各種キャンペーンの実施、協力
- ・協働事業者・団体等の発掘、連携

1-3 市民や事業者の主体的取組の支援

市民や地域団体、事業者が主体的にごみの減量や資源化促進に向けて取り組めるように、情報や機会の提供等の支援を行い、取組を後押しします。

市民や地域団体 の取組

- ・個人、団体によるごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

事業者 の取組

- ・独自のごみの減量や資源化促進に向けた取組の実施

行政 の取組

- ・ホームページやSNS、ごみ分別アプリ、広報紙等、多様な情報ツールを用いての情報発信
- ・市民や地域団体、事業者が主体的に行う取組の支援

基本方針2

家庭系ごみの減量を進めます。

2-1 生ごみの減量の推進

重点施策

生ごみは、燃やせるごみに占める割合が最も多いごみです。生ごみの減量に向けては、「作ったものを食べきる」、「食材を使い切る」など、ごみとしないための取組が重要です。生ごみの減量に向けて、食品ロスの削減の取組や水切りの啓発を行います。

また、生ごみとして出るものは、家庭における自家処理等を推進します。

市民の取組

- ・食品の食べ切り、使い切りの実施
- ・生ごみの水切りの実施
- ・生ごみの自家処理の推進

事業者の取組

- ・量り売り、小分け販売、小盛メニュー等食品ロス削減に向けた取組の実施
- ・食品の食べきり、使い切りの市民への啓発

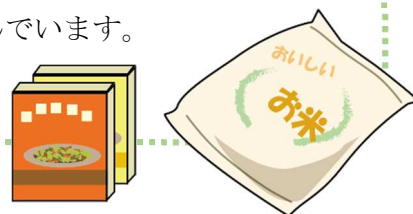
行政の取組

- ・食品ロス削減、水切り等の啓発
- ・生ごみ処理機等の利用促進、一次生成物の活用方法の検討・広報

コラム フードドライブに参加しよう

食べ残しなどの食品ロスの発生量は1人1日当たりでお茶碗一杯分（約132g）になります。食品ロスは約半数が家庭から発生しており、当市では、イベントやリサイクル広場等において家庭で使いきれないレトルト食品、インスタント食品、缶詰、米等を受け付け、地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する「フードドライブ活動」に取り組んでいます。

ぜひ参加してみましよう！



2-2 プラスチックごみの減量の推進 **重点施策**

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガス、海洋プラスチック問題への対策として、プラスチックごみの発生を抑制する必要があります。事業者等と連携しながら店舗等でのレジ袋の使用削減や簡易包装の選択等を推進していきます。また、容器包装プラスチックの分別排出の徹底を促すとともに、製品プラスチックの施設内での資源化を実施します。

市民 の取組

- ・レジ袋やプラスチック製品の利用削減
- ・容器包装プラスチックの分別

事業者 の取組

- ・簡易包装の実施
- ・プラスチック容器等の店頭回収の推進

行政 の取組

- ・容器包装プラスチック資源化施設の整備・運営
- ・製品プラスチック選別施設の整備・運営
- ・マイボトル、マイバッグ、プラスチック代替品等の利用促進の広報
- ・海洋プラスチック等、環境への影響についての情報提供

2-3 その他の家庭系ごみの減量の推進 **重点施策**

リデュース、リユース、リサイクルの取組の推進はごみの減量だけでなく、環境負荷の低減にもつながります。家庭系ごみの更なる減量を推進するため、様々な方法による啓発やリデュース、リユース、リサイクルの推進に向けた取組を実施します。

市民 の取組

- ・紙類等の減量・資源化
- ・マイボトル・マイバッグなどの使用、リユース品・レンタル品の活用
- ・リサイクルできるものの適正排出の徹底

事業者 の取組

- ・ 過剰包装の削減
- ・ マイボトル・マイバッグなどの利用促進

行政 の取組

- ・ リデュース・リユースの取組、啓発の強化
- ・ 適正排出の推進
- ・ ごみ減量アイデアの募集・紹介
- ・ 粗大ごみのリユース販売の強化

2-4 家庭系ごみ処理手数料の見直し検討

社会情勢や近隣市の状況等、当市を取り巻く環境を踏まえ、家庭系ごみの排出量に注視し、ごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

行政 の取組

- ・ 社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

基本方針3

事業系ごみの減量を進めます。

3-1 事業系ごみの適正排出の推進

重点施策

事業系ごみの搬入物検査や組成調査結果では、プラスチック類などの不適正物が混入していることが確認されています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物を適正に処理するためには、正しく分別することが必要です。事業者がこれまで以上に、適正排出に向けて積極的かつ主体的に取り組めるように事業所の規模に応じた支援・指導を行います。

事業者の取組

- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物を分別した適正排出の実施
- ・優良事業者表彰制度への応募

行政の取組

- ・適正排出のための情報提供、訪問指導の実施
- ・工場での搬入物検査の実施
- ・優良事業者の表彰・公表

3-2 事業系ごみの減量の促進

事業系ごみの中には飲食店等から排出される食べ残しなどの生ごみが多く含まれており、食品ロス削減に向けて、事業者と連携した取組が必要です。また、事業系紙類の削減、資源化の促進や、今後資源化の可能性が考えられる事業系紙おむつ等の新たな品目について情報を収集・提供し、事業者等へ働きかけを行います。

市民の取組

- ・飲食店での食べ切りによる食品ロス削減
- ・小売店での見切り品積極購入

事業者の取組

- ・食品廃棄物の減量・資源化
- ・事業系紙類の減量・資源化
- ・新たな品目の資源化の実施

行政の取組

- ・公共施設から出るごみの減量
- ・食品廃棄物の減量・資源化に向けた情報提供や働きかけ
- ・資源化できる紙類の受入検討
- ・新たな品目の資源化に向けた研究、情報提供や働きかけ

3-3 事業系ごみ処理手数料の見直し検討

社会情勢や近隣市の状況等を踏まえ、事業系ごみの排出量に注視しながらごみ処理手数料について検討し、必要に応じて手数料の見直しを行います。

行政の取組

- ・社会動向を踏まえた手数料のあり方（見直し）の検討

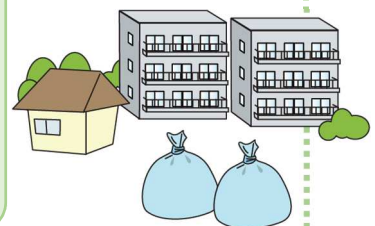
コラム ふれあい収集を行っています

当市では、高齢者及び障がい者の方々の在宅生活を支援するため、ごみや資源を排出することが困難な世帯に対して、決まった曜日に訪問し、玄関先等からごみや資源の収集を実施しています。あわせて、希望された場合やごみが出ていなかった場合は、お声がけをし、安否の確認を行います。

【対象となる方】

町田市内に居住する次のいずれかに該当する方で、集積所等までごみ及び資源を持ち出すことが困難で、かつ隣人その他の方の協力が得られない方。

- 1) 65歳以上のみの世帯で、その世帯の全員が要介護2以上又はそれと同等の状態と認められる方。
- 2) 身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けている方のみの世帯。
- 3) 市長が特に必要と認める世帯。



基本方針 4

環境に配慮した資源化施設を整備し、適正かつ安全な処理に努めます。

4-1 一般廃棄物処理施設の整備 **重点施策**

循環型社会を実現するため、新たなごみ処理施設・生ごみのバイオガス化施設の整備を進め、稼働後は安定した運用と効率的なエネルギー回収を図ります。新たに整備する施設については、社会情勢をふまえ、効果的・効率的に処理できる体制の構築を検討していきます。

行政 の取組

- ・新しいごみ処理施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・燃やせないごみ・粗大ごみ処理施設の整備、施設内資源化の推進
- ・生ごみのバイオガス化施設の整備、効率的なエネルギー回収の推進
- ・資源化施設の整備（ビン、カン、ペットボトル、容器包装プラスチック等）
- ・見学等の学習の場の提供

4-2 収集体制の整備

ごみ・資源の収集体制については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があります。また、収集運搬体制の見直しにあたっては、費用対効果や収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの削減を意識した見直しを行います。

行政 の取組

- ・効率的なごみ・資源の収集運搬体制の検討・構築

4-3 資源の有効活用の推進 **重点施策**

おむつや草木などの増加傾向にあるごみについて対応するため、資源化可能な品目の拡大に向けて、資源化ルート等の調査研究を継続し、更なる資源の有効活用を図ります。

また、小売店等が独自に行う拠点回収について、小売店等と情報を共有するとともに、市民への情報提供を行い、回収品目の拡大を推進します。

事業者 の取組

- ・小売店独自の拠点回収の実施

行政 の取組

- ・新たな資源化品目拡大に向けた調査研究
- ・回収拠点や回収品目の増加等の推進

基本方針5

社会的課題への対応を強化します。

5-1 災害時等のごみ処理に関する対応力強化

重点施策

自然災害に伴い発生する災害廃棄物は、災害の規模によっては処理に数年の期間を必要とするほど大量に発生します。

これらの災害廃棄物等を安全かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画や行動マニュアル等の見直し、庁内外の連携体制の整備、教育訓練を実施します。

また、新型コロナウイルスなどの感染症の発生時においても、感染症に配慮した廃棄物の収集・処理を着実に継続して行います。

市民の取組

- ・災害時におけるごみの適正排出

事業者の取組

- ・災害時におけるごみの適正排出
- ・災害時の協力・連携に関する協定締結

行政の取組

- ・災害廃棄物処理計画及び行動マニュアルの見直し
- ・迅速な初動対応のための教育・訓練の実施
- ・他自治体や民間事業者等との連携体制の整備
- ・災害時等におけるごみの収集・処理体制の確保
- ・新型コロナウイルス感染症等による社会変化への対応

5-2 超高齢社会の到来に伴うごみに関する問題への対応

超高齢社会を迎え、ごみや資源の分別、排出における負担の増加が考えられるため、現在実施しているふれあい収集の継続とともに、資源の戸別収集の可能性を検討します。

また、今後排出の増加が予想される紙おむつの資源化について、他市事例の情報を収集する等の研究を進めます。

市民 の取組

- ・ふれあい収集の活用

行政 の取組

- ・資源の戸別収集の検討
- ・ふれあい収集の実施
- ・紙おむつなどの資源化事業の研究

5-3 不適正処理防止対策

ごみのポイ捨て、不法投棄、持ち去り行為や違法回収は、景観の悪化や環境汚染だけでなく、不法投棄された廃棄物の収集や処理などの経済的な損失が生じます。これらの違法行為を防止するための啓発・取り締まり等の対策を推進します。

市民や地域団体 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・持ち去り防止活動の協定締結
- ・ごみの適正排出

事業者 の取組

- ・ごみ拾い等による環境美化活動の実施
- ・不動産管理における不法投棄対策の強化

行政 の取組

- ・環境美化活動の推進
- ・違法行為防止のためのパトロール強化
- ・ごみの適正な排出方法の広報
- ・近隣自治体との情報共有
- ・東京都（産業廃棄物対策所管部署）との連携

3. 目標年度における分別区分と処理処分方法

(1) ごみ・資源の分別区分

目標年度における、ごみ・資源の分別区分は表 2-11 のとおりです。収集方法等については、人口や生活様式の変化によるごみ・資源の量に対応した体制とする必要があるため、継続して検討していきます。

表 2-11 ごみ・資源の分別区分

分別区分	
家庭系ごみ	燃やせるごみ
	燃やせないごみ
	粗大ごみ
	古紙
	古着
	ビン
	カン
	ペットボトル
	有害ごみ
	容器包装プラスチック、製品プラスチック
	剪定枝
	(拠点回収) 白色トレイ、紙パック、ペットボトル、小型家電、インクカートリッジ
	(リサイクル広場) 家庭用金物、陶磁器・ガラス食器、プラスチック類、廃食用油、紙容器、小型家電、インクカートリッジ等
	事業系ごみ
上記以外の事業者の一般廃棄物	

(2) 目標年度における中間処理・最終処分方法

現在、町田市バイオエネルギーセンターとして、熱回収施設（焼却施設）、バイオガス化施設を建設しているほか、資源化施設の整備に向けて協議を行っており、計画している全ての施設が稼働した時点での中間処理・最終処分方法については表 2-12 のとおりです。資源化施設では、ビン、カン、容器包装プラスチック、ペットボトル、白色発泡トレイ、紙パック等の選別・圧縮・梱包等を行い、資源化していきます。

焼却施設から発生した焼却残さや飛灰については、最終処分場に埋め立てることなく、エコセメント化施設でのエコセメント化の継続に努めます。

表 2-12 ごみ・資源の中間処理・最終処分方法

分別区分	中間処理		最終処分		
		処理方法			
収集	燃やせるごみ	熱回収施設（焼却施設） バイオガス化施設、 不燃・粗大ごみ処理施設	焼却 バイオガス化	再資源化 （焼却灰はエコセメント化）	
	燃やせないごみ		再利用 破碎・選別		
	粗大ごみ		再利用 破碎・選別		
	剪定枝	町田市剪定枝資源化センター	破碎・発酵	再資源化	
	有害ごみ	資源化施設	保管		
	ビン		選別		
	カン		選別・圧縮		
	容器包装プラスチック		選別・圧縮 梱包		
	製品プラスチック		選別		
	ペットボトル		選別		
古紙・雑がみ・古着	民間		選別		
拠点回収	白色発泡トレイ		資源化施設		選別
	紙パック				選別
	ペットボトル	選別			
	小型家電	選別			
	リサイクル広場対象品目	選別			

第4章 計画の進行管理

1. 計画の周知

本計画については、市の広報やホームページ、各種講座等で周知し、市民や事業者の取組を推進していきます。

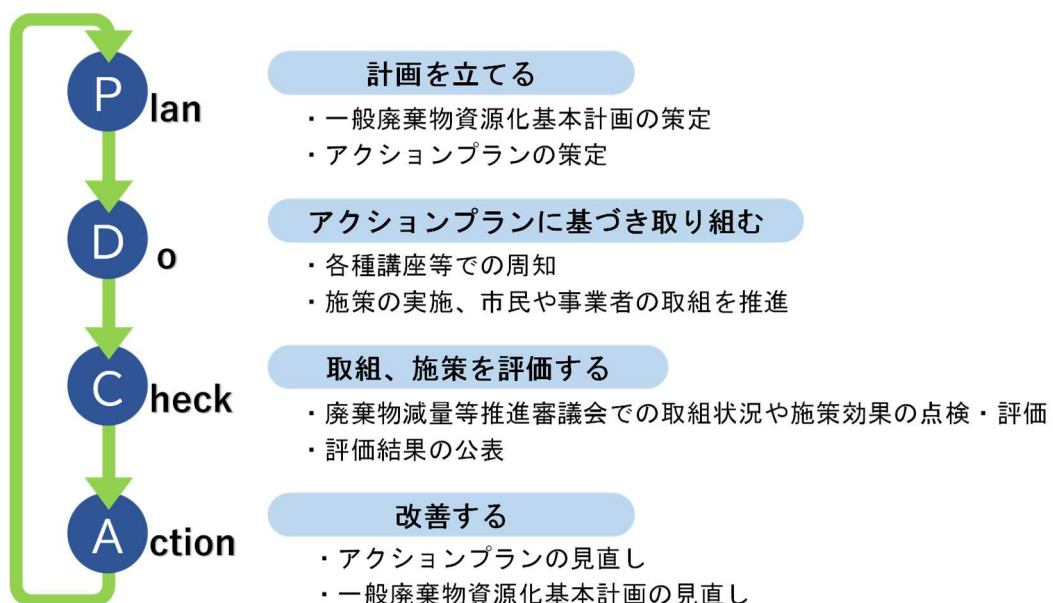
2. 進捗状況の点検、評価、見直し

計画の進捗状況については、「廃棄物減量等推進審議会」において、各取組の状況や施策の効果を点検・評価し、その結果を市の広報やホームページ等を通じて広く公表します。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行います。

3. 国や都・周辺自治体との連携

持続可能な循環型社会の実現には、当市のごみ・資源の処理における問題だけではなく、災害時の対応等広域での対策が求められる課題もあります。これらについて、国や都の動向を確認しながら、他自治体等と連携し取り組んでいきます。

図 2-23 PDCAサイクル



第 3 部

生活排水処理基本計画

第1章 現状

1. 計画期間

生活排水処理基本計画の計画期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。

2. 計画目標

し尿を含めた生活排水は公共下水道で処理することとし、市街化調整区域の一部については合併処理浄化槽を普及促進することを目標とします。

3. 生活排水処理の現状

当市における、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及に伴い減少し続けています。2019年度末現在における下水道人口普及率は約99%となっており、今後も下水接続に伴い処理量の減少が見込まれますが、工事現場やイベント用の仮設トイレについては存続するものと考えられます。

表 3-1 処理形態別人口の推移

単位：人

年度	2015	2016	2017	2018	2019
計画処理区域人口	426,999	428,203	429,070	428,589	429,058
水洗化・生活雑排水処理人口	420,508	423,084	424,253	424,770	425,210
下水道	413,567	417,253	419,061	420,684	420,840
合併処理浄化槽	6,941	5,831	5,192	4,086	4,370
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,565	4,293	4,047	3,113	3,225
非水洗化人口(くみ取り人口)	926	826	770	706	623

表 3-2 し尿処理量の推移

単位：キロリットル/年

年度	2015	2016	2017	2018	2019
一般世帯	1,370	1,016	712	597	537
公共施設	16	17	14	13	12
仮設トイレ等	691	667	586	513	495
合計	2,077	1,700	1,312	1,123	1,044

表 3-3 浄化槽汚泥量の推移

単位：キロリットル/年

年度	2015	2016	2017	2018	2019
浄化槽汚泥	7,526	7,385	5,754	6,850	6,022

4. し尿の処理方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、境川クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入されます。そこで脱水処理を行うことで助燃剤として再資源化します。助燃剤は、町田リサイクル文化センター・町田市清掃工場に運搬して焼却炉の燃焼を助ける材料として利用します。脱水処理で発生する処理水は、井戸水で希釈後に公共下水道へ放流し、下水処理場である成瀬クリーンセンターで終末処理されます。

5. 収集・運搬方法

し尿収集は、市内全域の公共下水道未接続世帯や事業者を対象として実施しています。申し込みに応じて市の委託業者が収集しています。

浄化槽汚泥は、許可事業者が浄化槽管理者からの依頼に応じ、随時収集運搬しています。

6. 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の污水管整備がされない地区において、合併処理浄化槽設置事業補助金制度及び啓発活動の実施を通し、くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進していきます。

7. 浄化槽の適正な維持管理の推進

浄化槽の適正な維持管理の実施を推進し、浄化槽放流水の水質向上を図ることで、広域的な水環境の保全に貢献します。浄化槽法で定められた三大義務（保守点検・清掃・法定検査）の実施者に対する浄化槽維持管理費補助金制度の利用促進及び未実施者へ対する啓発活動に取り組んでいきます。

8. 施設

境川クリーンセンター（し尿処理施設）が、2019年3月から稼働しています。

この施設は、循環型社会形成の一環として、汚泥を助燃剤として再資源化する機能を備えており、し尿等の搬入量の減少にあわせた施設規模となっています。施設から周辺への環境影響対策として、活性炭での脱臭設備に加えて薬品を使用した脱臭設備を備えています。

表 3-4 施設の概要

所在地	木曾東二丁目1番1号 境川クリーンセンター
敷地面積	2,433 m ² （ほかに緩衝帯約 500 m ² ）
延床面積	760 m ²
処理能力	日当たり 41.5 キロリットル
処理方式	脱水汚泥は助燃剤化、脱水ろ液は希釈後、下水道放流

第2章 今後の取組

1. 今後の発生量予測

今後のし尿及び浄化槽汚泥の発生量は表 3-5 のとおりです。

表 3-5 し尿及び浄化槽汚泥搬入量の将来推計

単位：キロリットル/年

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
浄化槽汚泥	7,365	7,199	7,027	6,850	6,659	6,485	6,286	6,076	5,864	5,653	5,443
し尿	990	891	802	722	649	584	549	549	549	549	549

2. 今後の取組

快適な市民生活と環境保全並びに市民サービスの向上を目指して、計画的なし尿収集と境川クリーンセンター（し尿処理施設）の保守及び適正な運転管理を行っていきます。

資料編

資料編目次

1. 町田市の概況	62
(1) 人口推移	62
2. 用語解説	64
3. ごみ組成調査の概要	68
(1) 家庭系ごみ調査	68
(2) 事業系ごみ調査	70
(3) 少量排出事業者ごみ調査	74
4. 市民アンケート調査の概要	75
(1) 調査の目的	75
(2) 調査の概要	75
(3) 調査結果	75
5. ごみ量の予測方法について	89
(1) 予測方法	89
(2) 予測の結果	89
(3) ごみ排出量	91
6. 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則	92
(1) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）	92
(2) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）	92
7. 廃棄物減量等推進審議会について	95
(1) 廃棄物減量等推進審議会委員名簿	95
(2) 諮問書	96
(3) 審議内容	97
(4) 答申書	98
8. パブリックコメントの実施結果	99
(1) 意見の募集期間	99
(2) 寄せられたご意見及び市の考え方	99

1. 町田市の概況

(1) 人口推移

本市は、都心から西南の 40km 圏内に位置し、古くから横浜に向かう街道は「シルクロード」とも呼ばれ交通の要所であり、商都として繁栄してきました。1960 年代（昭和 40 年）以降ベッドタウンとして発達し、近隣からも多くの人たちが集まり、商圏人口 200 万人の一大商業都市へと発展しています。その一方で、中心地の町田駅から 1~2km で田畑が見られるなど、市内各所で農業が行われており、畜産業も営まれるなど、田園都市としての側面も持っています。

人口の経年変化は表 1 及び図 1 に示すとおりで、2005 年以降は、対前年比では約 1%弱で微増していましたが、近年はほとんど横ばいに近い状態です。世帯当たりの人口は、2000 年では 2.54 人であるのに対して、2019 年では 2.17 人となっています。

表 1 人口及び世帯数の推移

(各年 10 月 1 日現在)

年	人口 (人)	対前年 増加率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯当たり 人口 (人)
2011	425,173	-	184,953	2.30
2012	425,155	0.0%	184,814	2.30
2013	426,410	0.3%	186,704	2.28
2014	426,448	0.0%	188,150	2.27
2015	426,999	0.1%	189,943	2.25
2016	428,203	0.3%	192,005	2.23
2017	429,070	0.2%	193,989	2.21
2018	428,589	-0.1%	195,425	2.19
2019	429,058	0.1%	197,558	2.17

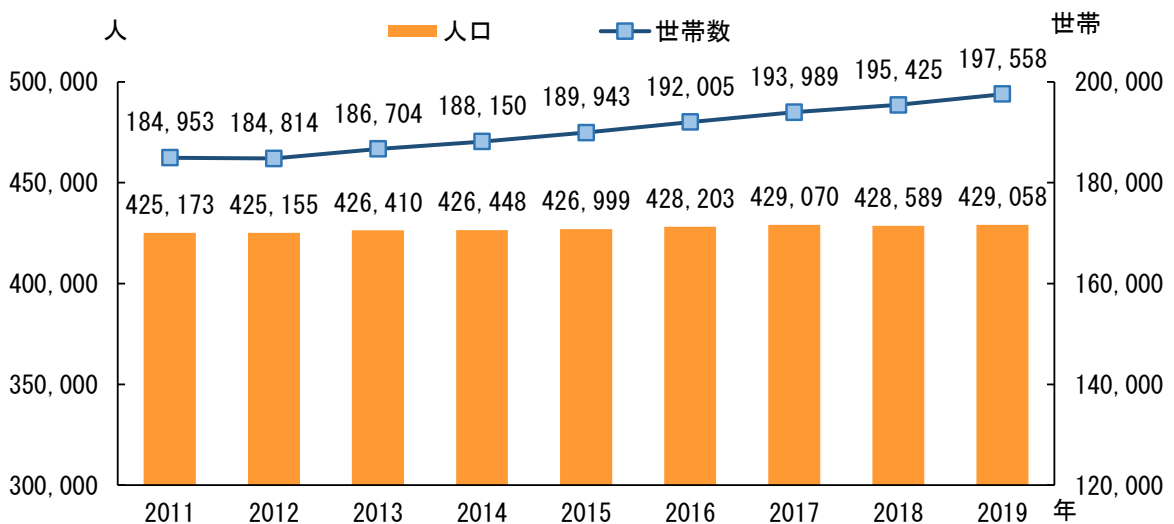
表2 人口割合の推移

(各年10月1日現在)

年	人口 (人)	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)		年齢不詳	
		人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
2011	420,048	58,459	13.9	269,694	64.2	91,895	21.9	0	0.0
2012	425,155	58,356	13.7	270,404	63.6	96,395	22.7	0	0.0
2013	426,410	58,227	13.7	267,512	62.7	100,671	23.6	0	0.0
2014	426,448	57,566	13.5	264,201	62.0	104,680	24.5	1	0.0
2015	426,999	56,673	13.3	262,503	61.5	107,822	25.3	1	0.0
2016	428,203	55,977	13.1	261,697	61.1	110,528	25.8	1	0.0
2017	429,070	55,138	12.9	261,427	60.9	112,504	26.2	1	0.0
2018	428,589	54,174	12.6	260,348	60.7	114,066	26.6	1	0.0
2019	429,058	53,387	12.4	260,676	60.8	114,994	26.8	1	0.0

※住民基本台帳法一部改正により、2012年以降は外国人人口が含まれている。

図1 人口及び世帯数の推移



2. 用語解説

用語		内容
あ	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は事務所、レストラン、商店等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。
	エコセメント（化）	私たちの生活から出るごみを清掃工場で焼却した際に発生する焼却灰や汚泥等の各種廃棄物を主原料とした新しいセメントのこと。普通セメントの原料は、石灰石、粘土、けい石、鉄原料等であるが、エコセメントは石灰石、粘土、けい石の代替として、都市ごみ焼却灰、汚泥等を原料として使用される。
	SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するため17の目標を掲げている。 <17の目標> 1. 貧困の撲滅 2. 飢餓撲滅、食料安全保障 3. 健康・福祉 4. 万人への質の高い教育、生涯学習 5. ジェンダー平等 6. 水・衛生の利用可能性 7. エネルギーへのアクセス 8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用 9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション 10. 国内と国家間の不平等の是正 11. 持続可能な都市 12. 持続可能な消費と生産 13. 気候変動への対処 14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用 15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性 16. 平和で包摂的な社会の促進 17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化
	N ₂ O	一酸化二窒素
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。水蒸気や二酸化炭素などが温室効果ガスに該当する。この他、メタン、一酸化二窒素、フロンなども温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。
か	海洋プラスチックごみ	ビニール袋やペットボトル、使い捨て容器などがポイ捨てや適切な処理をされないことで、風や雨などにより河川や海に流れ込み、海洋プラスチックごみとなる。

か	合併処理浄化槽	水洗トイレをはじめ、生活雑排水も処理する環境に優しい浄化槽。平成 13 年度から浄化槽法によって、合併処理浄化槽の設置が義務付けられたため、設置時には地方自治体から補助金を受けられる。
	家庭系ごみ	日常生活を送る中で、家庭から発生・排出される生ごみや、資源化できない紙類のこと。
	拠点回収	再生資源として利用できるペットボトル、白色発泡トレイ、紙パック、小型家電等の品目を、市内の主な公共施設等に「回収ボックス」を設置し、回収を行うこと。
さ	雑がみ	新聞・雑誌・ダンボール以外の資源化可能な紙類の分別区分。 (例) お菓子や食品の紙箱・包装紙・メモ用紙・ハガキ・封筒・ティッシュの空き箱・チラシ類・ビールやジュースの 6 缶パックの包装紙・トイレットペーパーやラップの芯など。
	産業廃棄物	廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、廃プラスチック類、ゴムくず、金属屑、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、及び特定の業種から排出された紙くず、繊維くず、動植物残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体等、20 種類を産業廃棄物と定めている。また、産業廃棄物以外の廃棄物を一般廃棄物としている。
	残さ	焼却や破砕等の中間処理の工程において、処理後に残るもの。
	事業系ごみ	事業者が事業活動に伴って排出する廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。事業系ごみは、事業者が自ら処理することが原則とされている。なお、本書では、事業系ごみとは、事業系一般廃棄物のことをいう。
	資源化	リサイクルという言葉と同様で、廃棄物から有用物を生産することをいう。びんや缶などの資源物から、ガラスやスチール、アルミなどの素材を回収すること。有機物残渣から、たい肥や肥料をつくること、資源として分けられたごみが同じ製品、あるいは別の新たな製品の原材料として再生利用されるマテリアルリサイクルを指す場合が多いが、ごみを焼却する際の熱を回収利用するサーマルリカバリーの場合も資源化という。
	資源ごみ	一般に再資源化が可能なごみの総称で、主に缶・ペットボトル・ビン・紙類・電池・金属塊・容器包装プラスチックなど。
	集団回収	町内会・自治会、子ども会などの地域の組織が中心となって、古紙、古着、金属類、びんなどの資源を回収する活動。自治体の分別収集とともに地域のリサイクルシステムを担っており、町田市では、地域の活動を支援するため、回収団体や回収業者へ奨励金を交付している。
	循環型社会	人間の経済を自然の循環に適合されるように、資源を可能な限り循環的にしようしていく必要があるという考え方。
	循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。
	食品リサイクル法	食品の売れ残りや食べ残し、また製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減らすとともに飼料等として再生利用するため、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律。
	食品ロス	本来食べられるのに捨てられる食品のことで、平成 29 年度推計（農林水産省・環境省）では、全国で年間約 612 万トンが発生している。

さ	3 R	廃棄物等の発生抑制 (Reduce リデュース: 廃棄物の発生自体を抑制すること)、再使用 (Reuse リユース: 使用された製品や容器等を再び使用すること)、再生利用 (Recycle リサイクル: 廃棄物を原材料等として再び利用すること) の3つの頭文字を取ったもの。取組の優先順位は、リデュース、リユース、リサイクルの順となっている。
	剪定枝	樹木の管理の際に生じるので、破碎して舗装材や家畜の敷料として用いたり、発酵させて堆肥化したりするなどの活用例がある。
	総資源化率 (リサイクル率)	総資源化量 ÷ (総ごみ量 + 集団回収量) で算出される資源化されたものの割合のこと。総資源化量は、行政によって資源化された量 + 集団回収量。総ごみ量は行政によってごみ及び資源として収集された量を指す。
た	単独処理浄化槽	水洗トイレの排水のみ処理する浄化槽のこと。台所や洗たく、風呂などの生活雑排水は処理されないため、水質汚染の大きな原因となっている。
	中間処理	最終処分量を減らすため、選別・破碎・焼却といった処理を行うこと。
	店頭回収	家庭から出る食品用トレイや牛乳パック、ペットボトル等リサイクル可能なものについて、スーパー等の事業者が、店頭で回収ボックスを設けて資源物を回収すること。
な	生ごみ処理機	微生物の力や電気を利用して生ごみを分解・処理する機械。主に、微生物分解式 (バイオ式) と乾燥式に分類される。前者は木材チップなどの基材に生ごみを加え、微生物により水と二酸化炭素に分解するもので、投入物を均一化するため攪拌を行う。後者はヒーターなどの熱源によって水分を蒸発させ、減容化する。
は	バイオガス (化施設)	バイオガスとは、生ごみなど有機物を酸素の少ない状態でメタン発酵させて生成するメタンガスのこと。生ごみ等の有機質からバイオガスを回収・利用する施設のことをバイオガス化施設という。
	廃棄物	占有者が自ら利用し、又は、他人に無償で売却することができないため不要になったもの。廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、污泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液体のもの (放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)」と定義している。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。廃棄物の定義や処理責任、処理方法や処理施設の設置規制などを定めた廃棄物処理に関する基本的な法律。
	排出抑制	一般家庭や製造過程から廃棄物の排出を抑えること。廃棄量を減らす行為、製品の長期使用などの取り組みを指す。
	廃食用油	てんぷら油など食用油の使用後の油を廃食用油という。これを生活排水として公共用水域に排出すると水質が汚濁する。そこで水質浄化及び資源の業務再利用の面から、廃食用油を回収・再生し、飼料、塗料、石けん等の原料として有効利用される。
	1人1日当たりごみ量	ごみの総排出量を総人口と年間日数 (365日又は366日) で割った値。自治体がごみ処理基本計画を作成する際に、基本データとして使用する。収集ごみを対象として算出する場合と事業系ごみを含む総量を対象として算出する場合もある。
	分別収集	ごみを種類別に分けて排出・収集すること。一般的には、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの3つの区分に加えて、容器包装や古紙などの

は		資源の分別収集が行われている。町田市では、地域により、分別収集している品目が異なる。
ま	メタン（化）	融点-184℃、沸点-164℃の無色の可燃性気体。化学式は、CH ₄ 。天然ガスの主成分であり、また、有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときを生じる。有機性の廃棄物の最終処分場や、沼沢の底、家畜の糞尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。温室効果ガスのうち、原因の約6割を占める二酸化炭素に次いで、約2割の影響を及ぼす。また単位量あたりの温室効果は二酸化炭素の約20倍と大きく、回収し、エネルギー源として利用するための研究が続けられている。近年は、日本においても有機性廃棄物の処理及び温暖化防止の観点から、メタン発酵を利用した処理プラントの導入事例が多数みられるようになってきている。
や	容器包装プラスチック	商品を包んだり、入れたりするときに用いられる容器や包装紙を「容器包装」といい、そのうちプラスチック製のものを「容器包装プラスチック」という。容器包装プラスチックは、「プラマーク」を表示することが義務付けられている。再生資源としての利用が技術的に可能な容器包装について、市町村による分別収集および事業者による再商品化などを促進するため、1995年に「容器包装リサイクル法」が施行され、2000年4月より、紙製及びプラスチック製の容器包装も対象となっている。
	容器包装リサイクル法	一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律。
ら	リサイクル広場	町田市において、家庭から排出されるリサイクル対象品目を無料で持ち込むことが出来る拠点のこと。

3. ごみ組成調査の概要

(1) 家庭系ごみ調査

①目的

町田市から排出されるごみの排出実態を把握し、ごみの減量や資源化の推進を図るための対策案を検討するため、家庭ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）を対象として、調査地域を容器包装プラスチックの回収をしていない J R 横浜線以南地域以外と容器包装プラスチックの回収をしている J R 横浜線以南地域に区分してごみ組成調査を実施しました。

②概要

調査実施期間：第 1 回 2019 年 9 月（J R 横浜線以南地域以外・J R 横浜線以南地域）

第 2 回 2020 年 1 月（J R 横浜線以南地域）

2020 年 2 月（J R 横浜線以南地域以外）

調査対象地域：J R 横浜線以南地域以外 3 地区、J R 横浜線以南地域 2 地区

調査方法：燃やせるごみ及び燃やせないごみについてそれぞれ 200kg 程度を抽出し、分類後重量測定を行い、組成比等を算出

③結果

図 2 燃やせるごみの組成比率

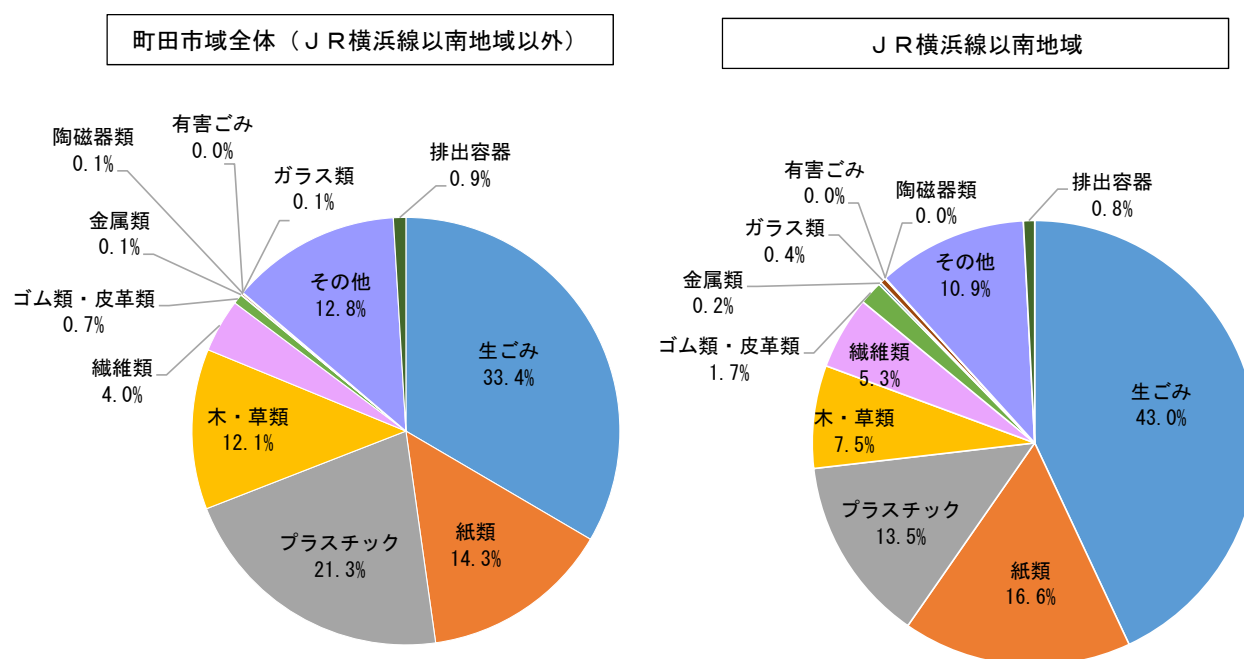
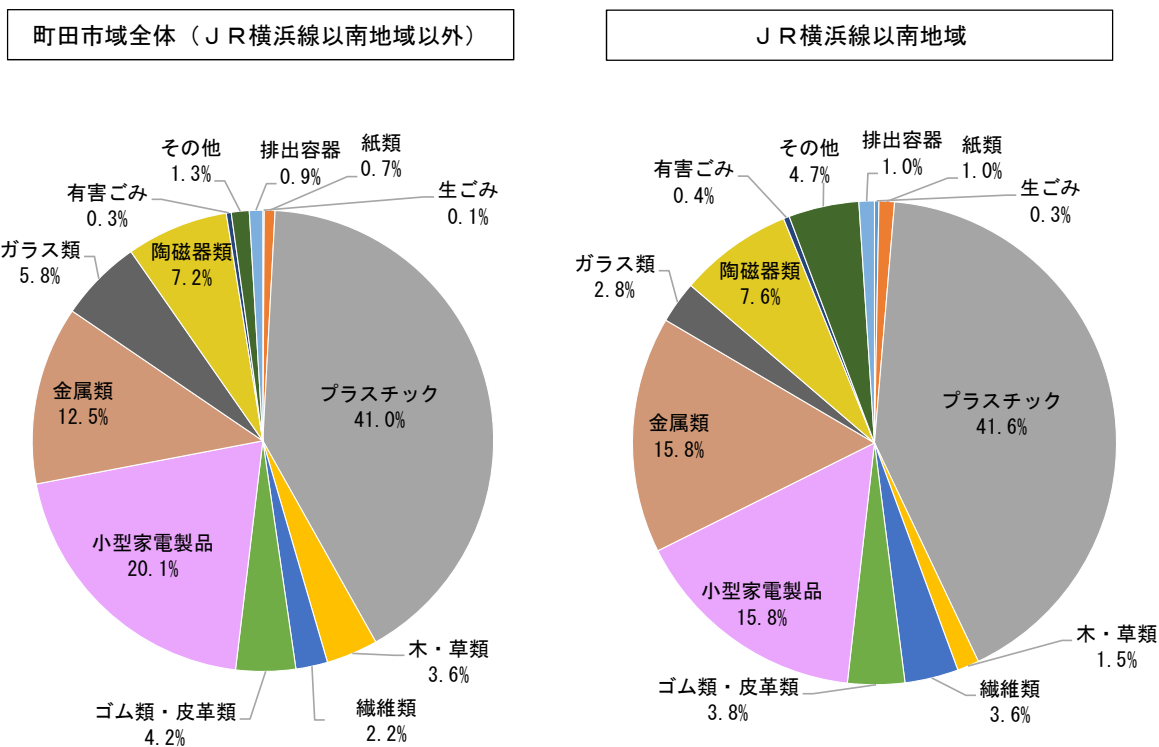


図3 燃やせないごみ組成比率



(2) 事業系ごみ調査

①目的

町田市の事業系一般廃棄物の排出実態を把握するため、中量排出事業者及び多量排出事業者を対象としてごみ組成調査を実施しました。特に、資源化可能量や不適正物排除による事業系一般廃棄物の減量可能量を推計する基礎資料とするため、紙類、生ごみ及びプラスチック類等の不適正物（産業廃棄物）に着目して実施しました。

②概要

調査実施期間：2018年11月6日（水）～2019年1月31日（木）

調査対象地域：中量排出事業所一町田駅周辺地域（原町田一～六丁目、中町一～四丁目、森野一～六丁目）

※中量排出事業所のうち、コンビニエンスストアについては調査対象地域内から7件を選定し、調査を実施

※多量排出事業所は、排出量を基に事業所を選定していることから、調査対象地域は考慮していない。

調査対象件数：中量排出事業所－100件

多量排出事業所－10件

③結果

図4 組成比率（中量排出事業所全体）

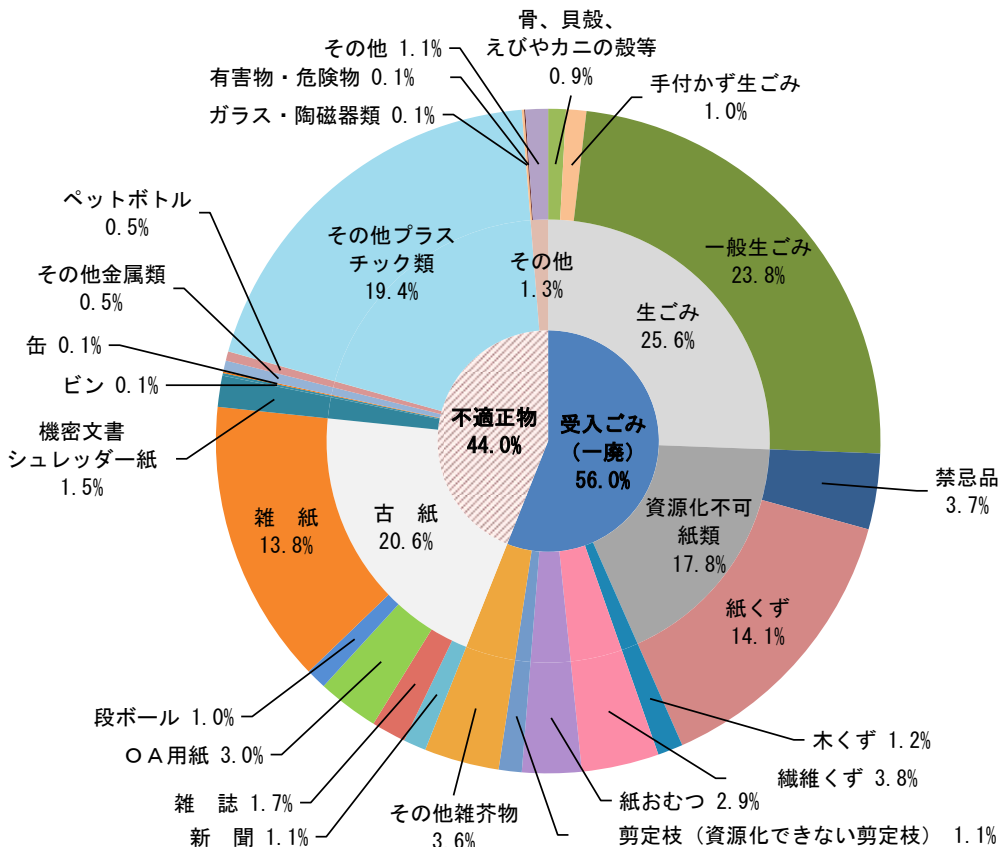


図5 組成比率（コンビニエンスストア）

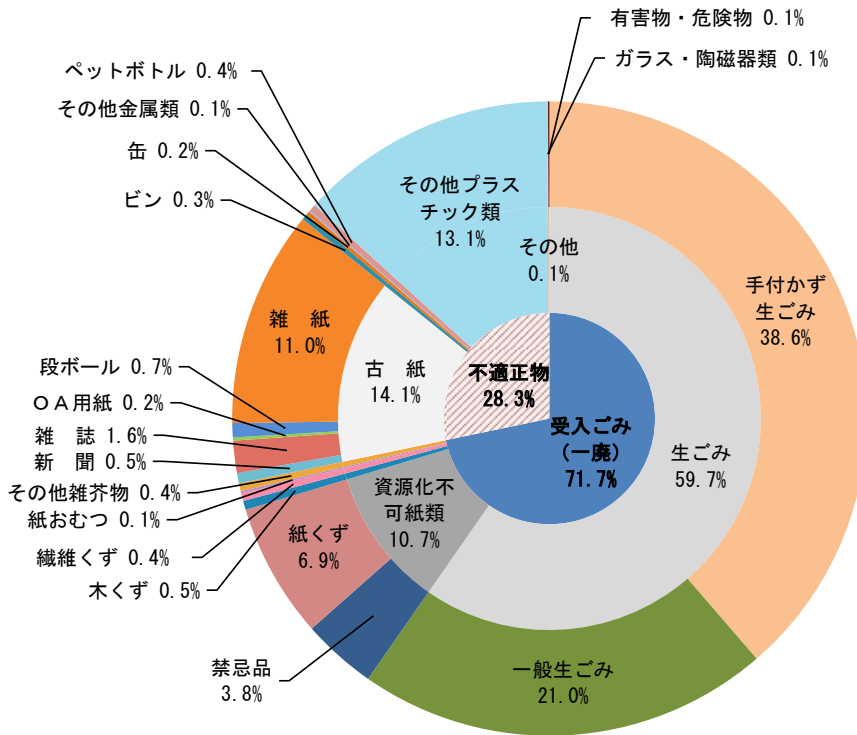


図6 組成比率（多量排出事業所/卸売・小売店）

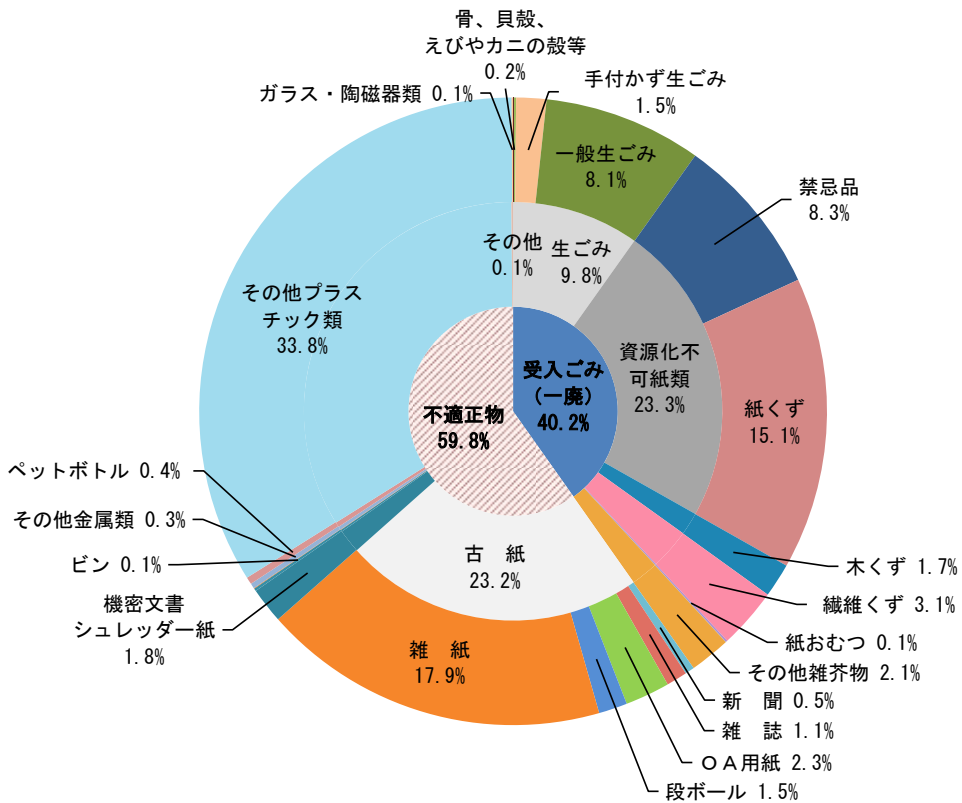


図7 組成比率（多量排出事業所/宿泊施設・飲食店）

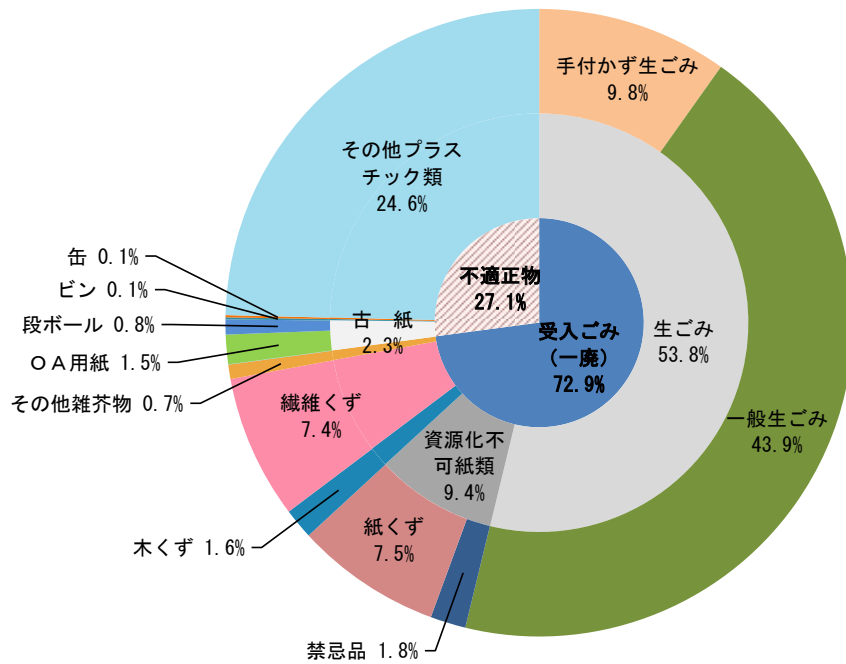


図8 組成比率（多量排出事業所/医療・福祉施設）

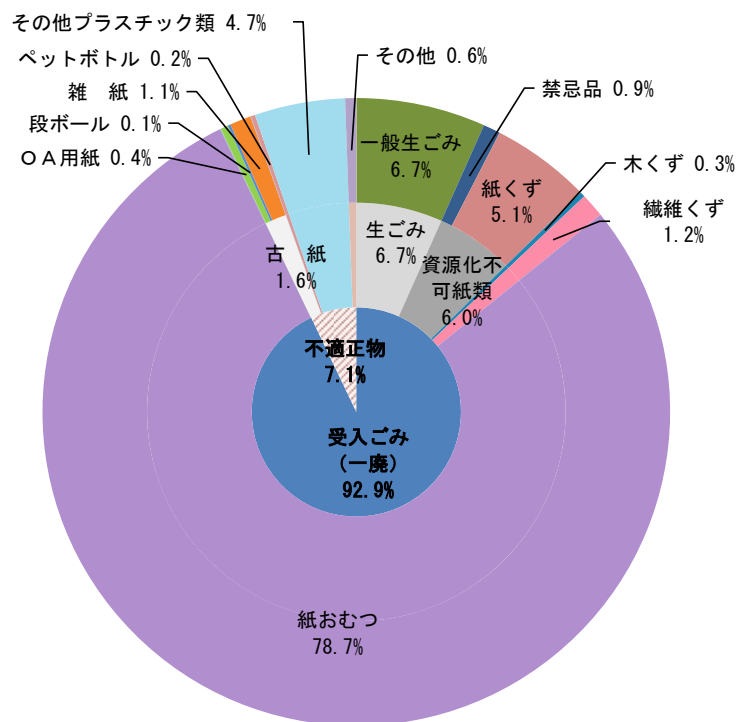
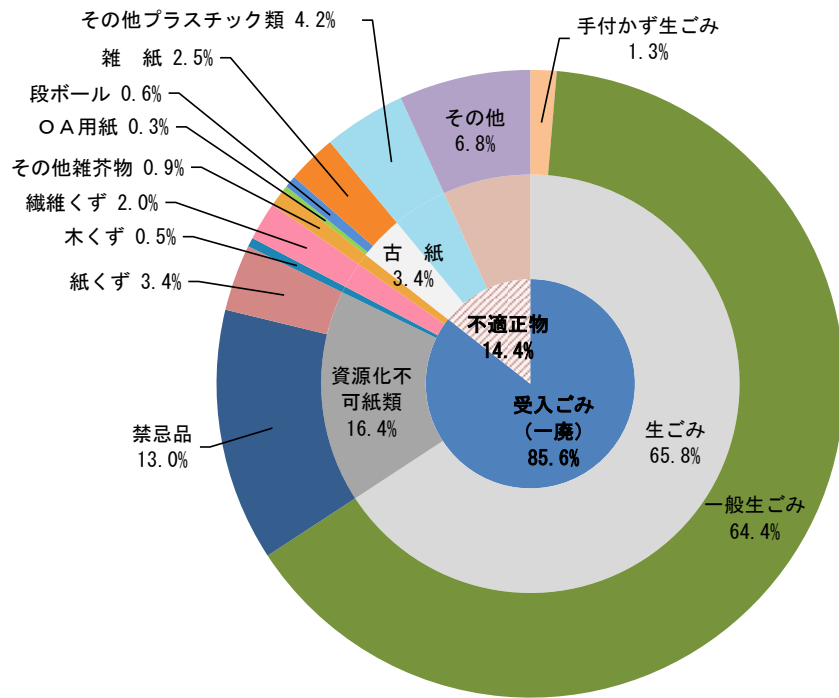


図9 組成比率（多量排出事業所/オフィス系）



(3) 少量排出事業者ごみ調査

①目的

町田市一般廃棄物資源化基本計画の評価・見直しを行うにあたり、事業系ごみの排出実態や施策効果を把握するため、(2) 事業系ごみ調査を踏まえ、少量排出事業者を対象に組成調査を実施しました。廃プラスチックや資源化可能な紙類(古紙)などの適正排出の状況を確認するとともに、ごみ減量化及び資源化に向けた施策の検討をするため、調査を実施しました。

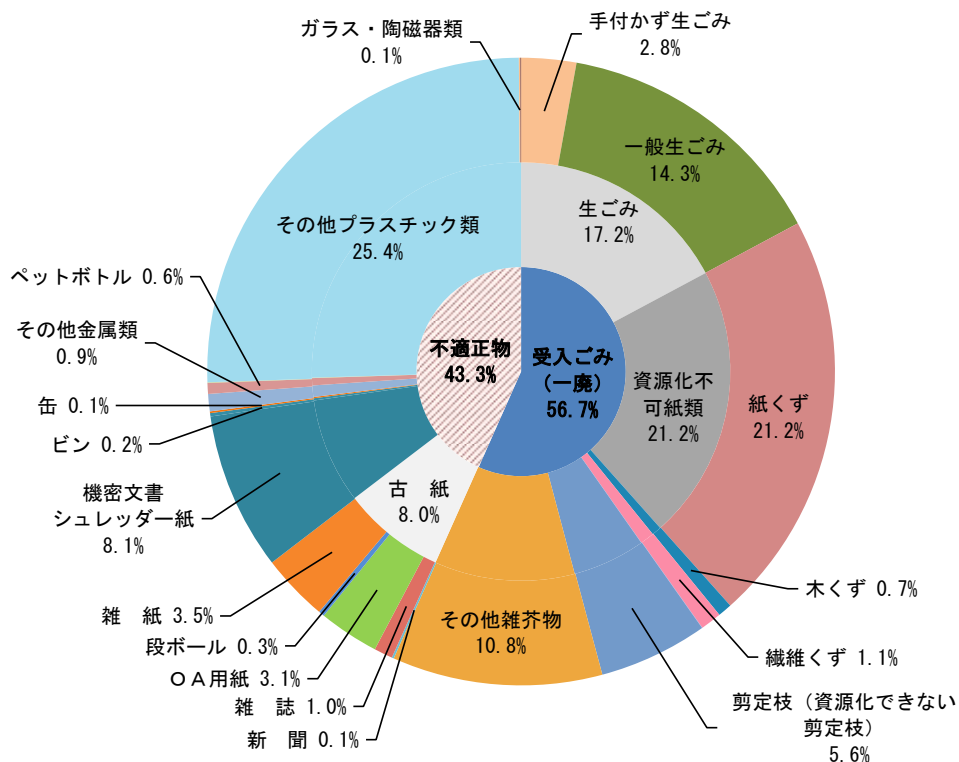
②概要

調査実施期間：2019年9月9日(月)～9月11日(水)

調査対象地域：町田市内の3地域

③結果

図10 組成比率



4. 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

家庭系ごみに関して、ごみ減量や資源化に関する意識・行動等について調査し、現在行っている施策の浸透度や効果を把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

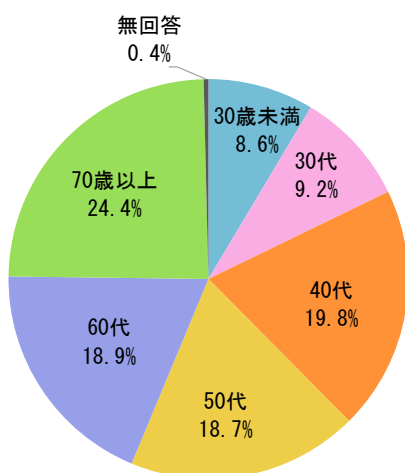
表3 アンケートの調査概要

調査地域	町田市全域
調査対象	満15歳から80歳までの町田市在住者
調査方法	郵送による配布、回収
抽出方法	住民基本台帳（2018年12月現在）より無作為抽出
配布数	3,000部
回収数	1,331部（44.4%）
調査期間	2019年1月15日（火）から2月5日（火）

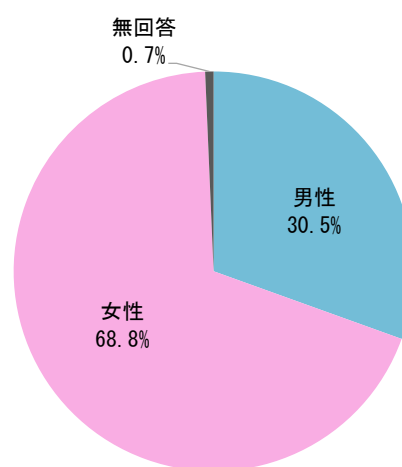
(3) 調査結果

1. 回答者の属性

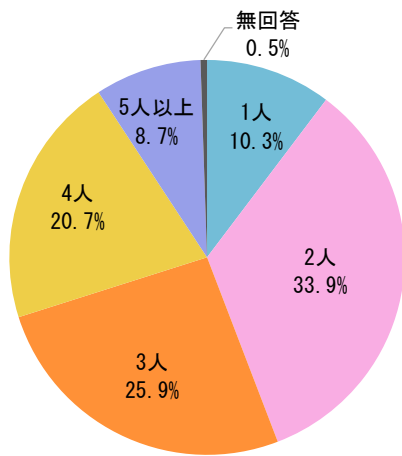
問 あなたの年齢



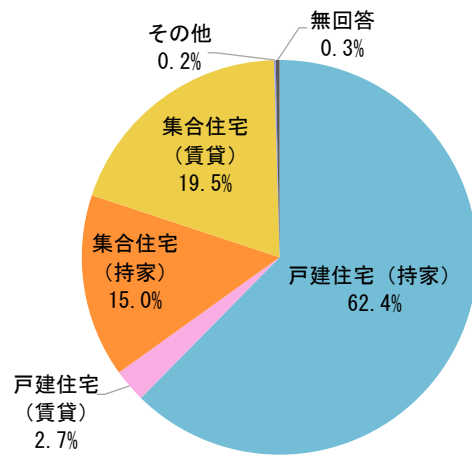
問 あなたの性別



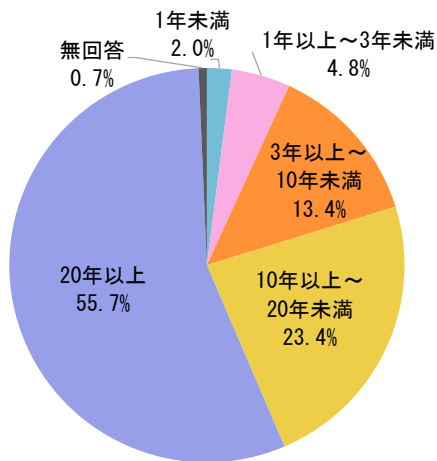
問 あなたを含めた同居のご家族の人数



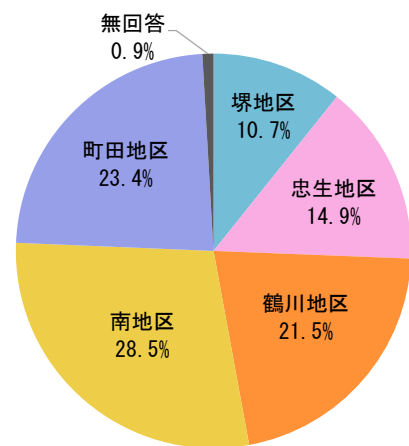
問 お住まいについて



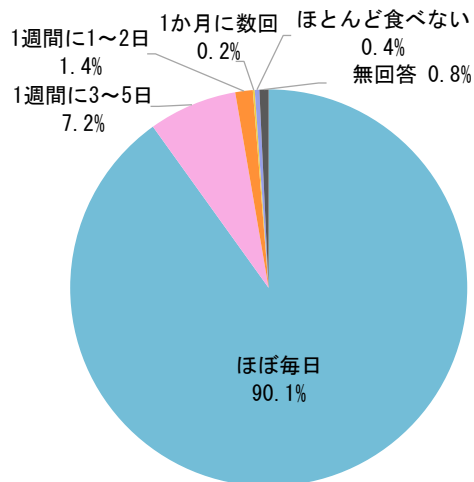
問 町田市にお住まいの年数



問 お住まいの地域

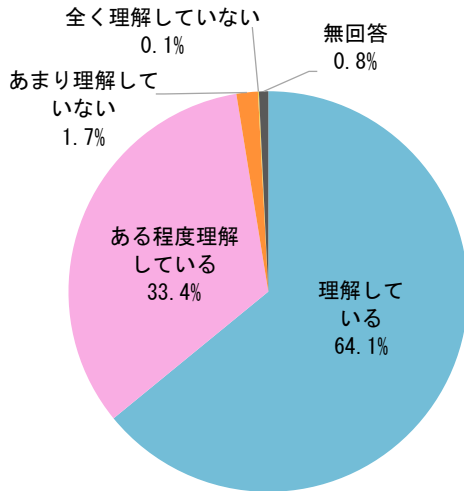


問 自宅で夕食を食べている頻度 (家族の中でだれか一人でも)

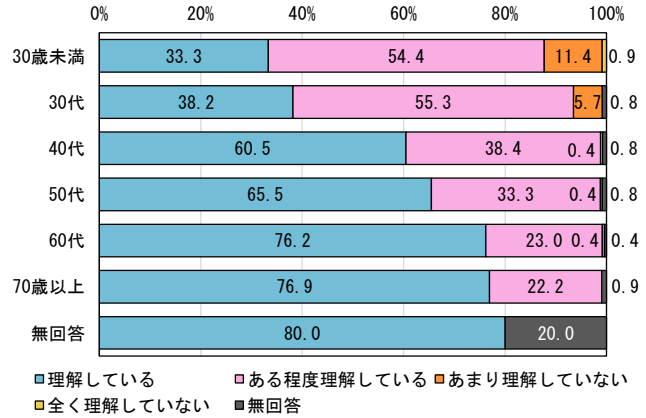


2. ごみ・資源の分別・排出状況について

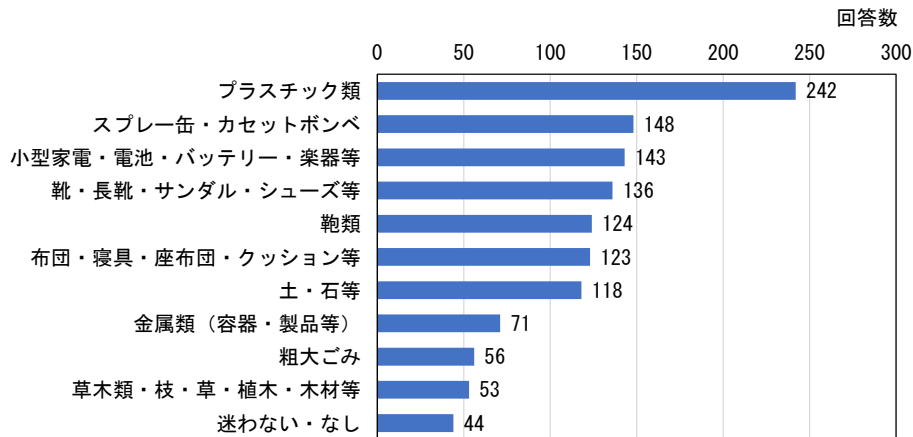
問 分別の種類についての理解



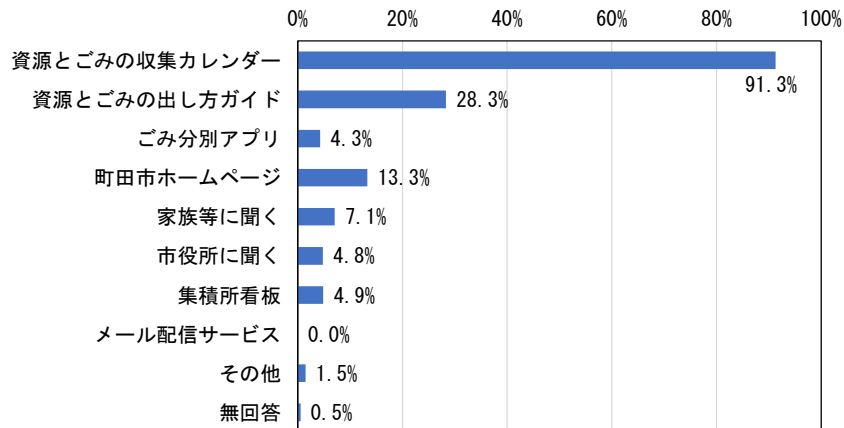
【年代別の回答】



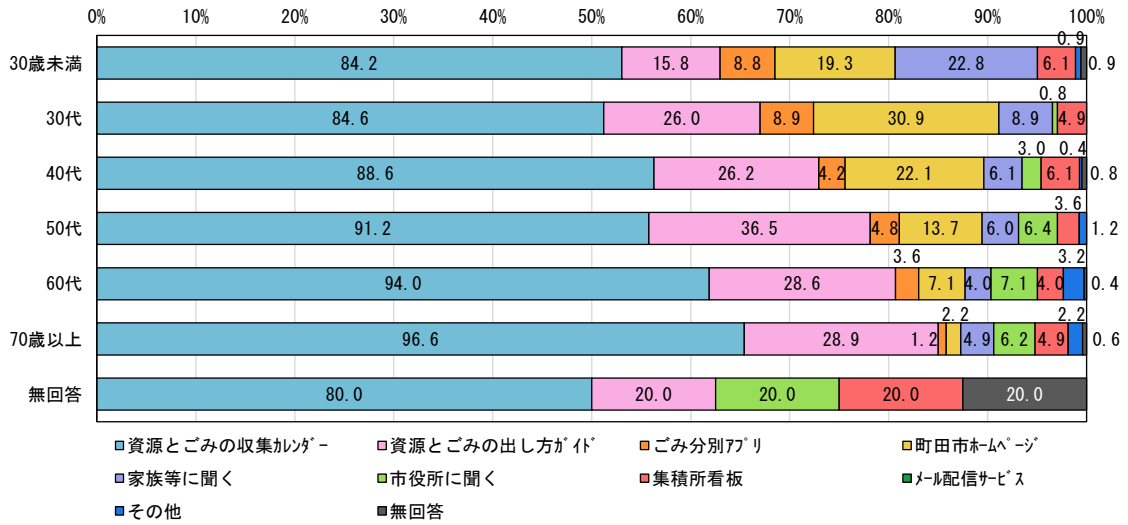
問 分別や出し方に迷った品目（複数回答）



問 分別方法等の確認方法（複数回答）

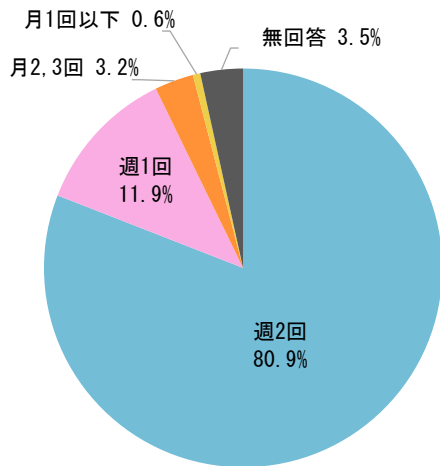


【年代別の回答】

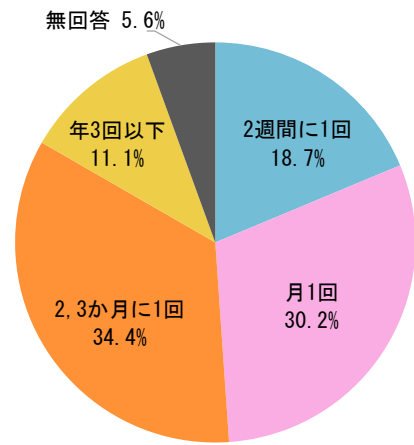


問 家庭でのごみ袋の使用頻度

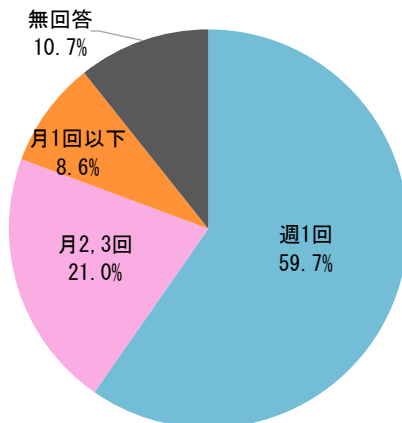
■ 燃やせるごみ



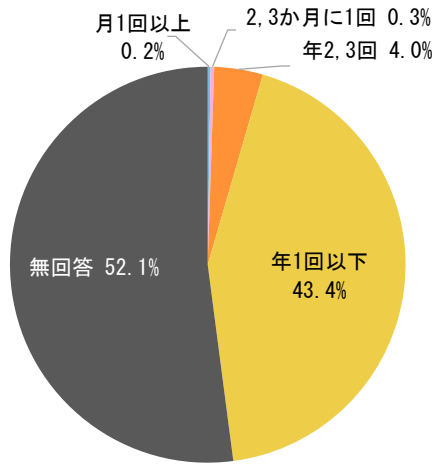
■ 燃やせないごみ



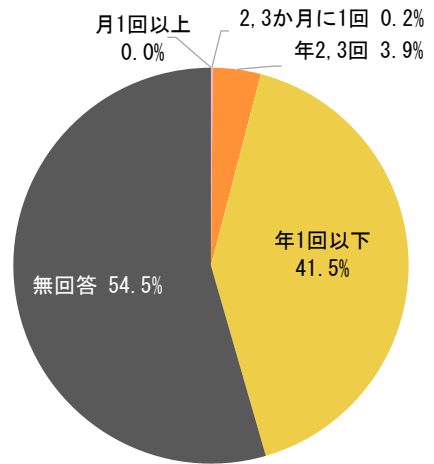
■ 容器包装プラスチック



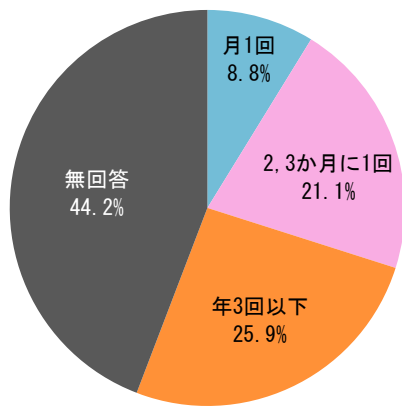
■粗大ごみ（戸別回収）



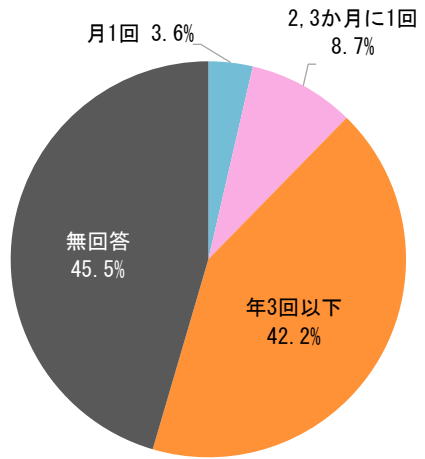
■粗大ごみ（工場への持ち込み）



■乾電池



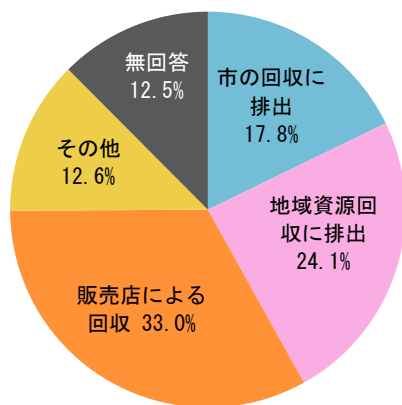
■蛍光灯・ライター



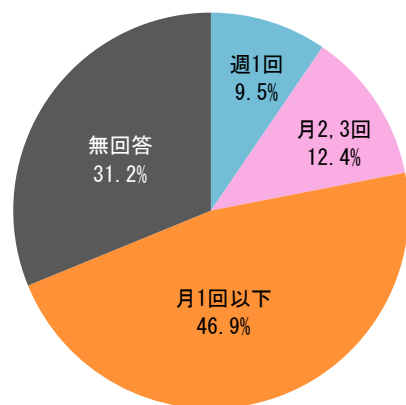
問 資源の排出方法、頻度（種類ごとに回答）

■新聞紙

○排出方法

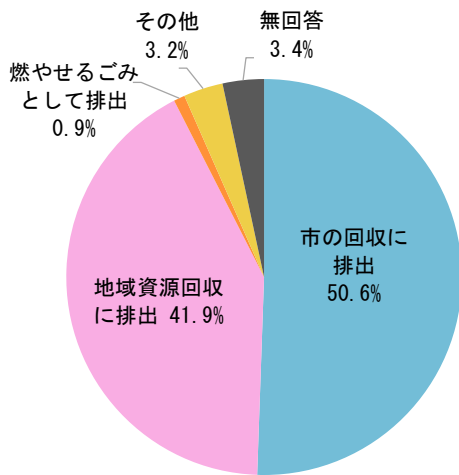


○排出頻度

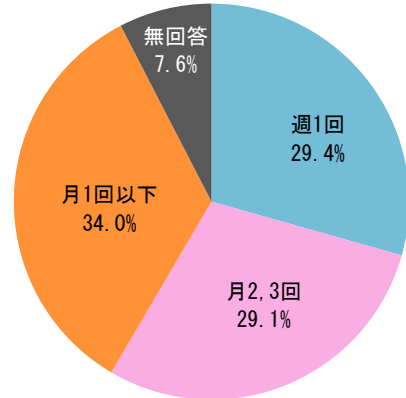


■雑誌・段ボール

○排出方法

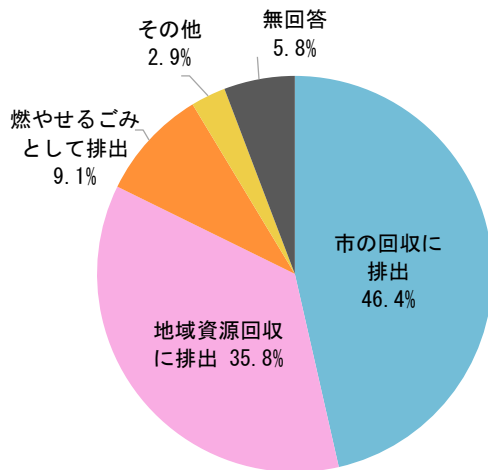


○排出頻度

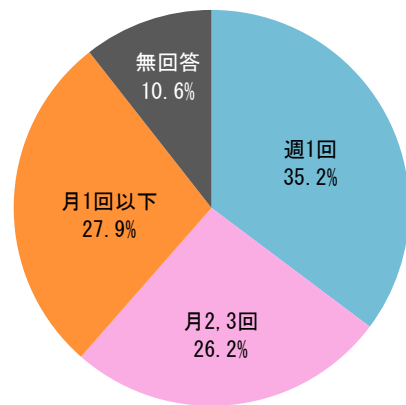


■雑がみ

○排出方法

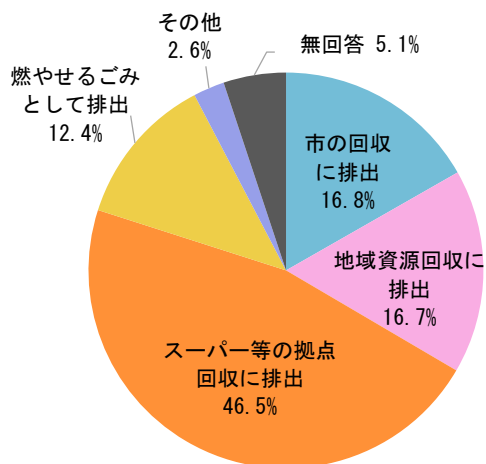


○排出頻度

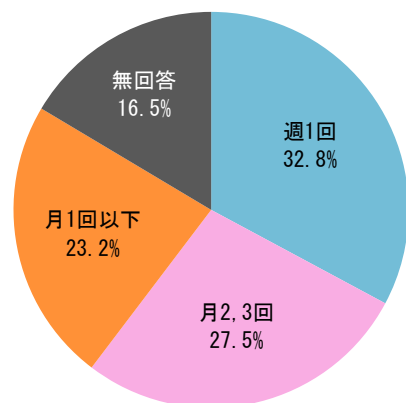


■紙パック

○排出方法

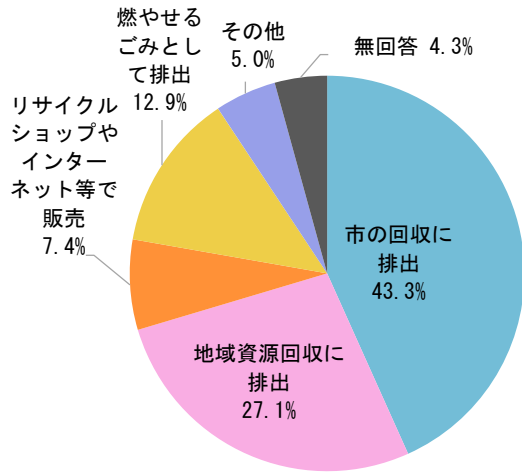


○排出頻度

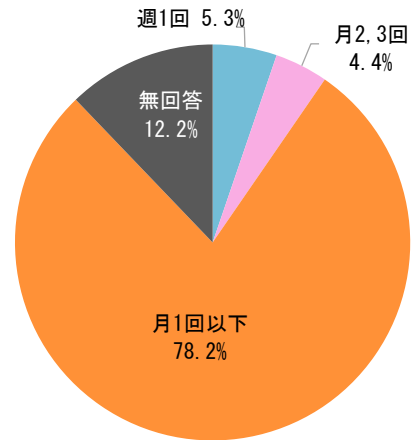


■古着

○排出方法

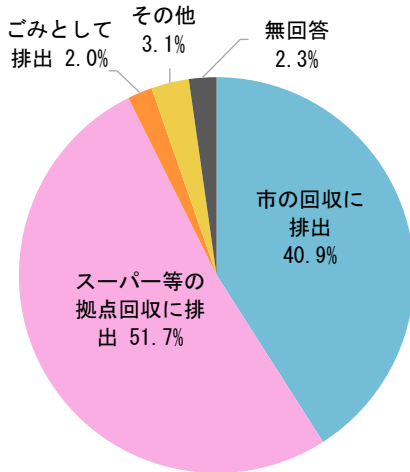


○排出頻度

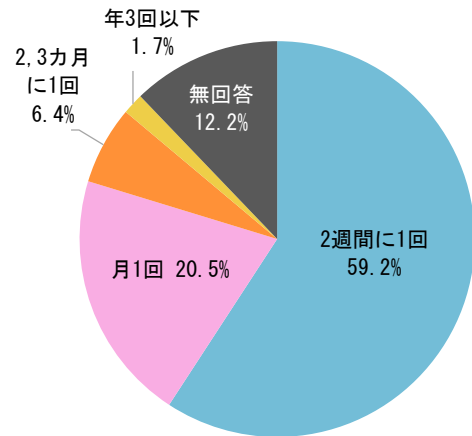


■ペットボトル

○排出方法

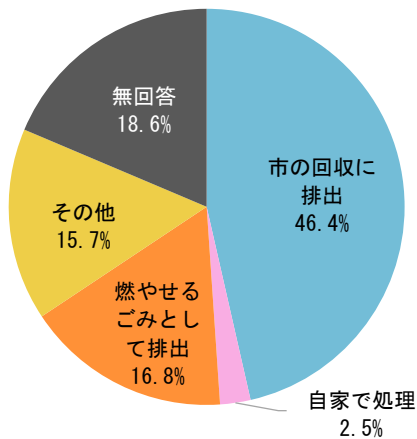


○排出頻度

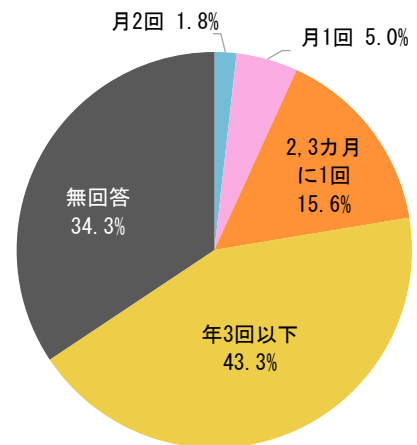


■剪定枝

○排出方法

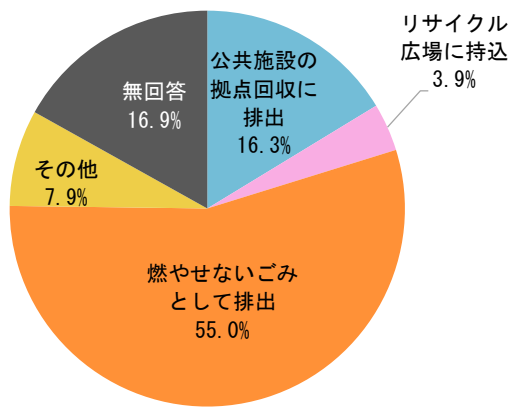


○排出頻度

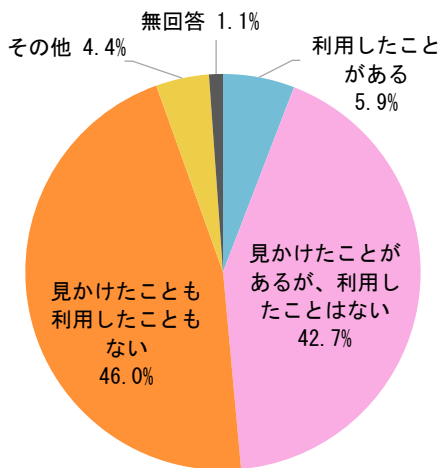


■小型家電

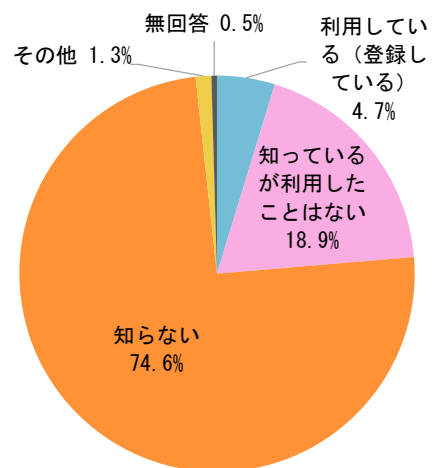
○排出方法



問 違法な廃品回収

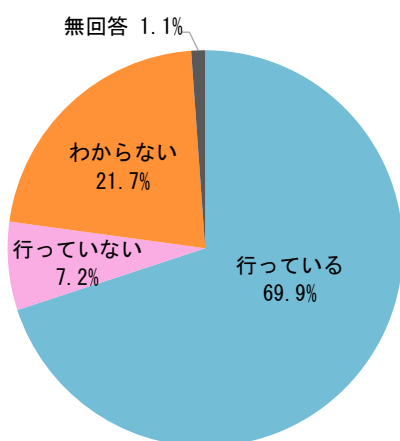


問 ごみ分別アプリの認知



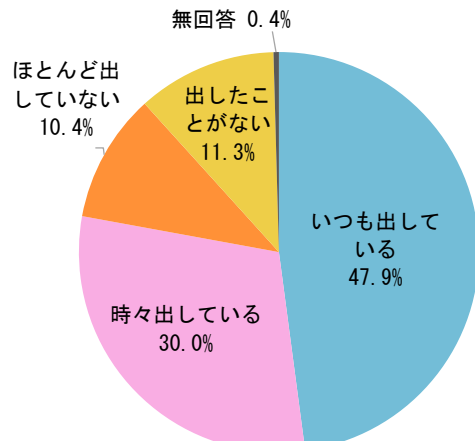
3. 地域資源回収について

問 地域資源回収の実施



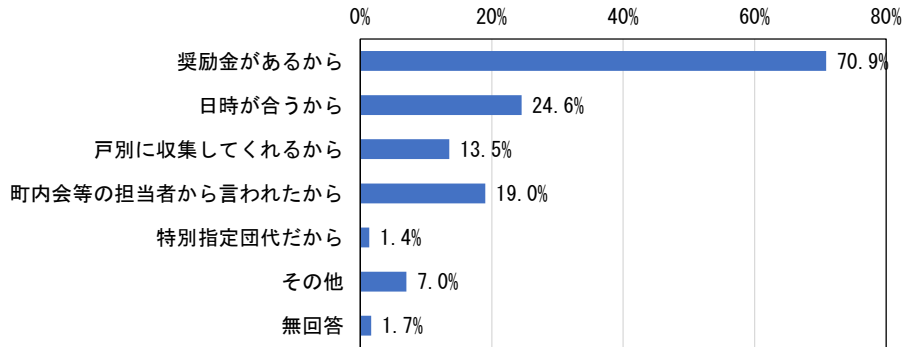
問 地域資源回収への参加

(前問で「行っている」と答えた方対象)



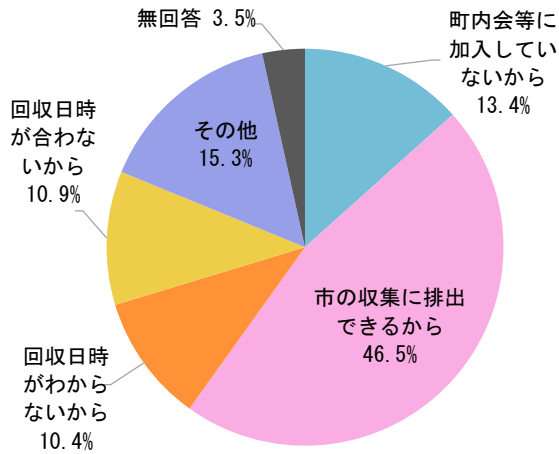
問 地域資源回収への参加（複数回答）

（「いつも出している」「時々出している」と答えた方対象）



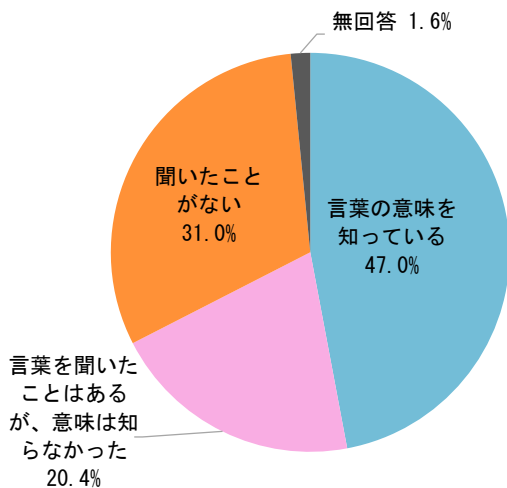
問 地域資源回収への不参加理由

（「ほとんど出していない」「出したことがない」と答えた方対象）

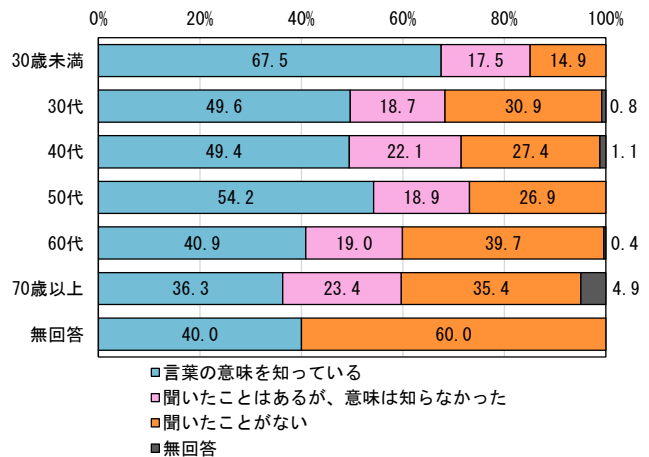


4. ごみ減量の取り組みについて

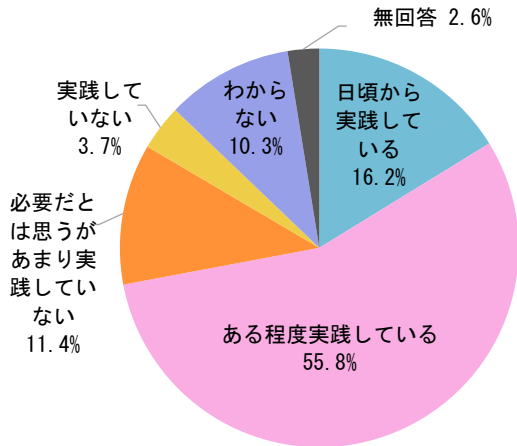
問 「3R」の言葉の意味の認知



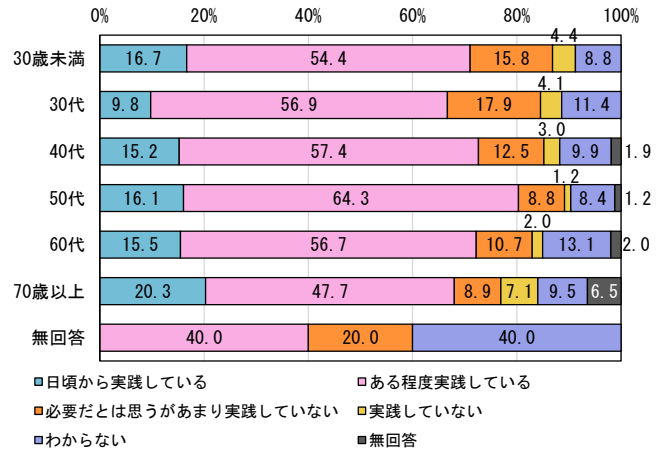
【年代別の回答】



問 「3R」の実践状況

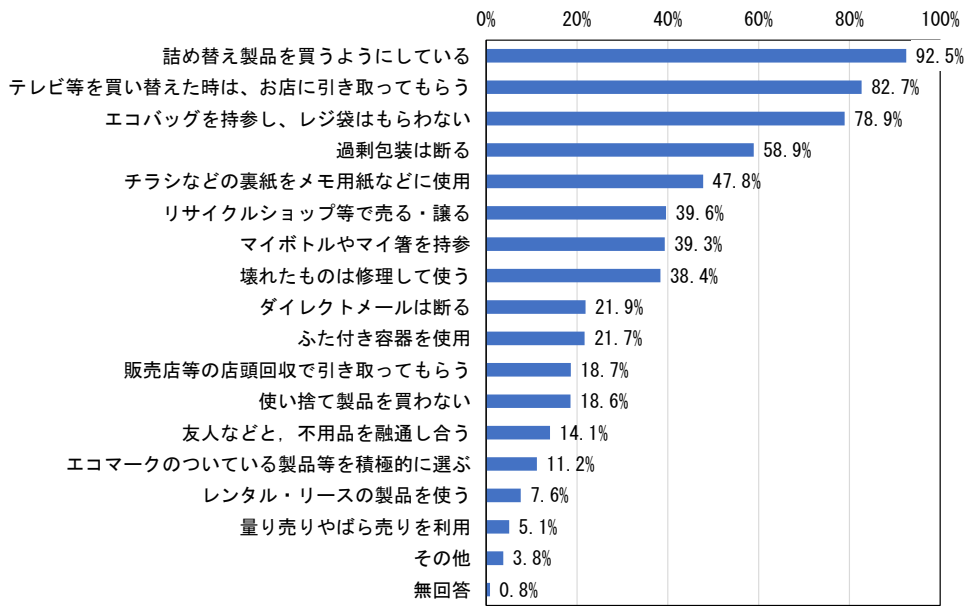


【年代別の回答】



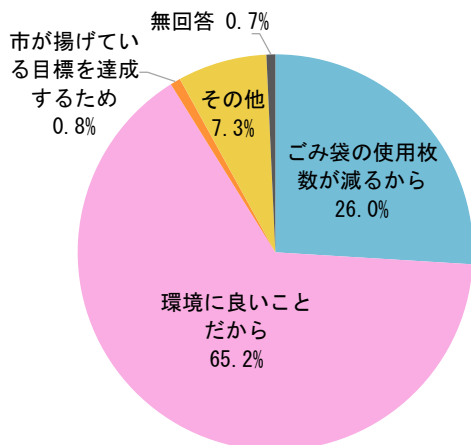
問 「3R」で実践していること（複数回答）

（「日頃から実践している」「ある程度実践している」と答えた方対象）



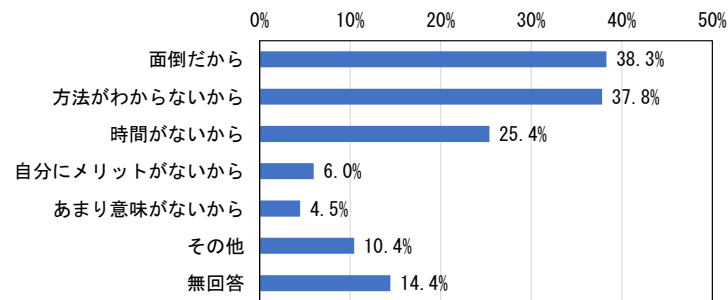
問 「3R」の実施理由

（「日頃から実践している」「ある程度実践している」と答えた方対象）



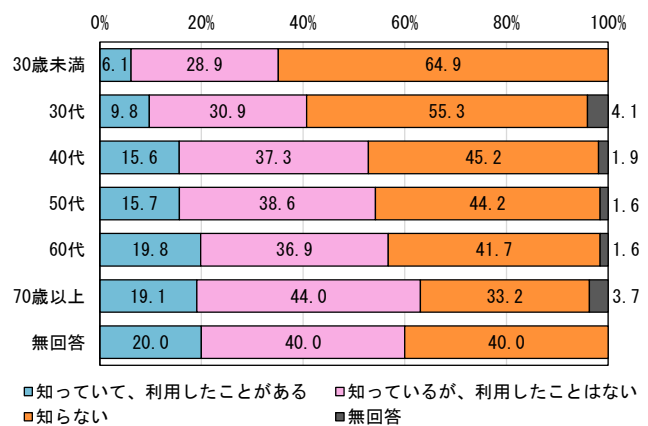
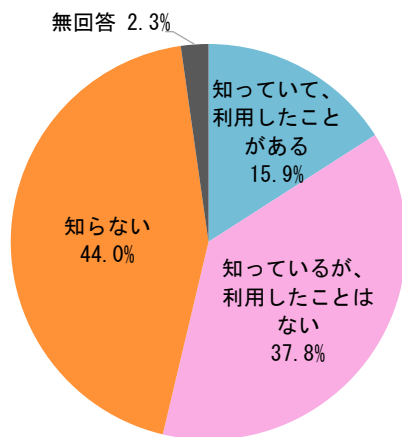
問 「3R」の未実施理由（複数回答）

（「必要だとは思いますがあまり実践していない」「実践していない」と答えた方対象）



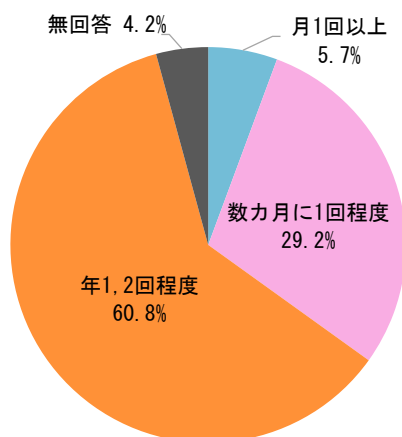
問 「リサイクル広場」の認知

【年代別の回答】



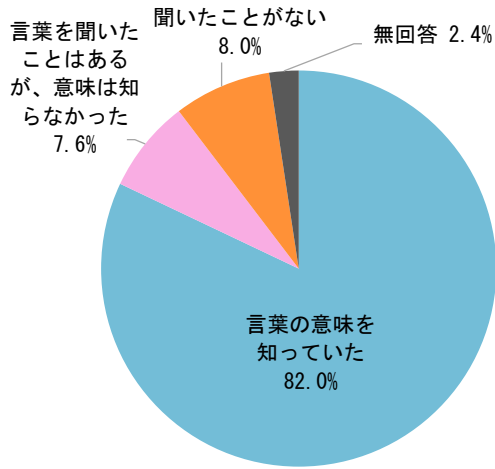
問 「リサイクル広場」の利用頻度

（前問「知っている、利用したことがある」と答えた方対象）

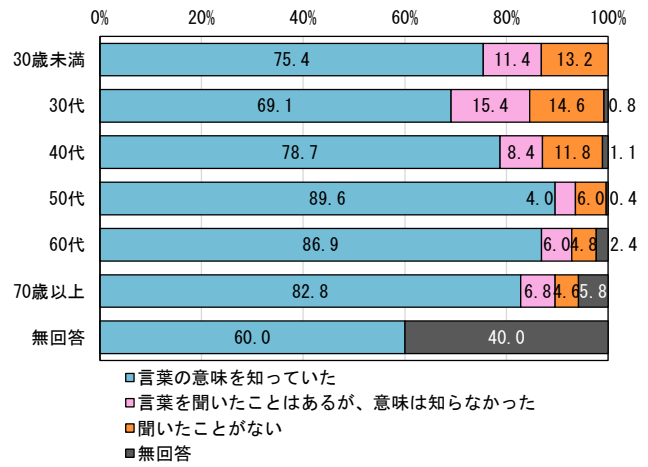


5. 生ごみの減量について

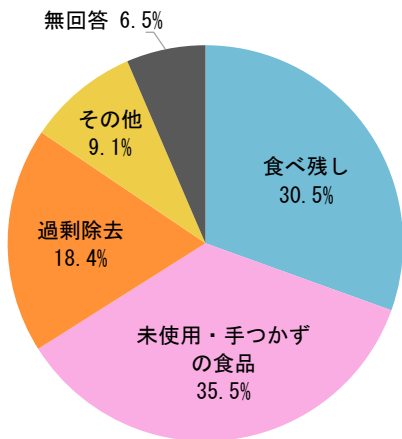
問 「食品ロス」の認知



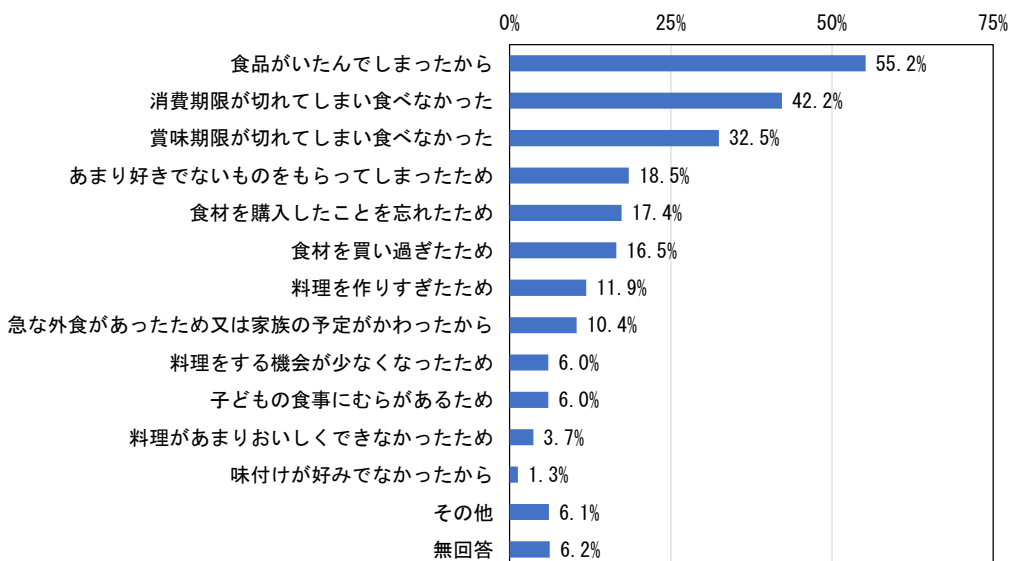
【年代別の回答】



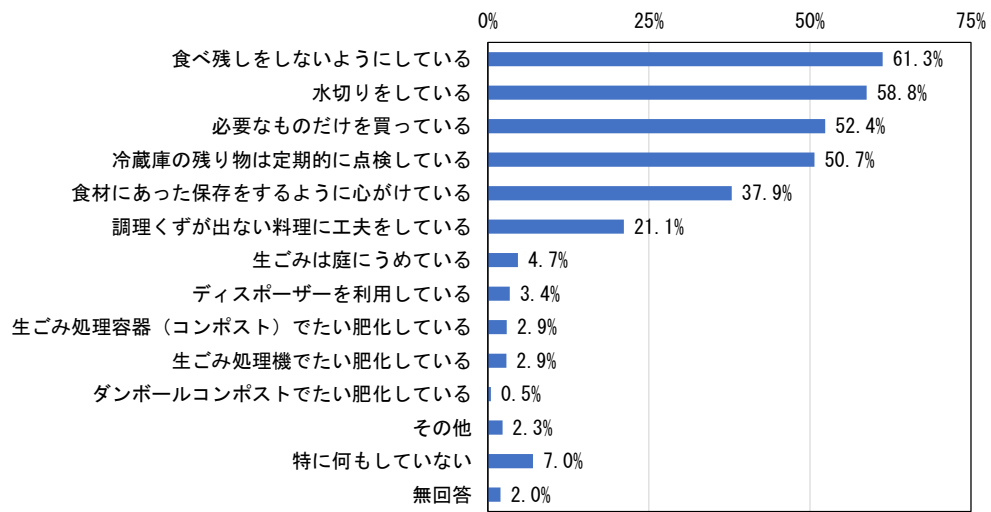
問 ご自宅の食品ロスの状況



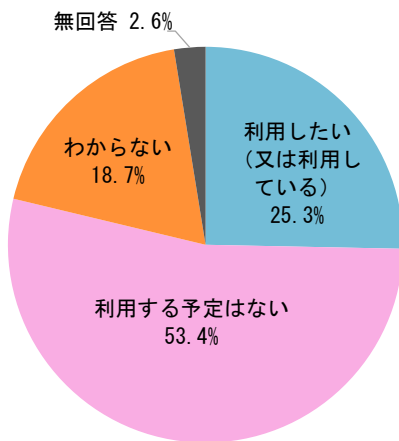
問 「食品ロス」の原因（複数回答）



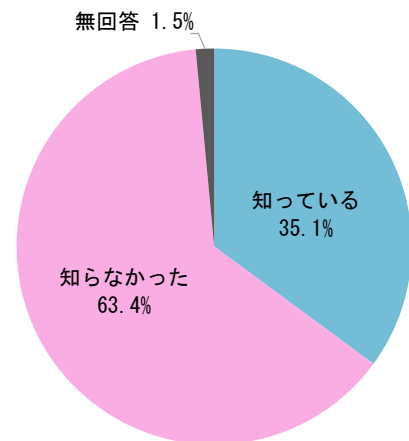
問 生ごみ減量のための取組（複数回答）



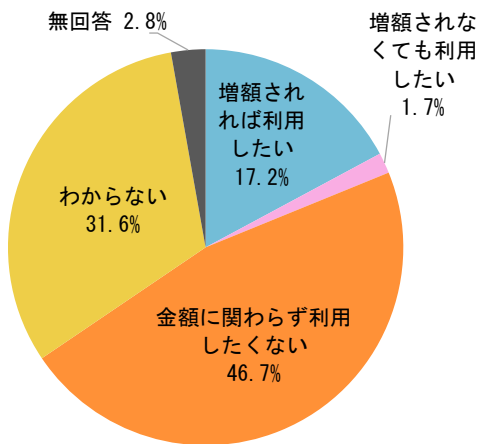
問 生ごみ処理機利用



問 生ごみ処理機補助制度の認知

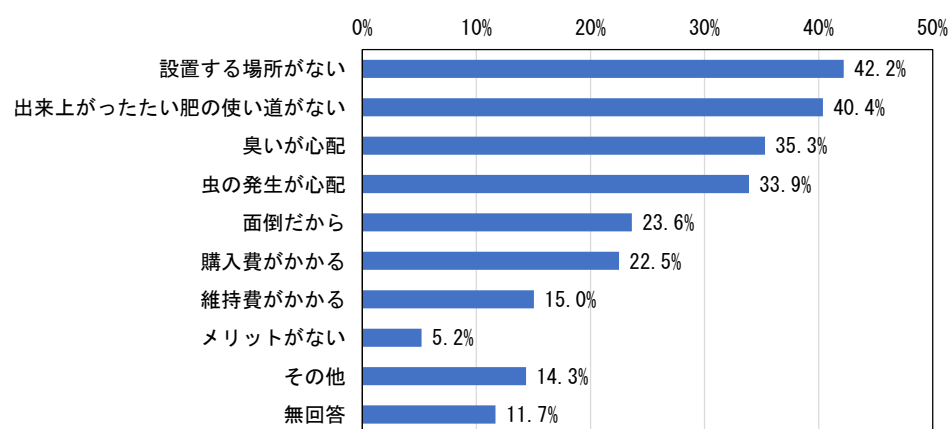


問 生ごみ処理機等の利用意向（「利用する予定はない」と答えた方対象）



問 生ごみ処理機を利用しない理由（複数回答）

（「利用する予定はない」と答えた方対象）



5. ごみ量の予測方法について

(1) 予測方法

将来の年間排出量を推計するため、近年の家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量、集団回収量のそれぞれの変動を考慮し、下表の予測条件を設定しました。予測条件に該当する実績値を予測式に当てはめることで各年度の推計式を導き出し、過去の傾向等を総合的に勘案して採用する式を決定しました。

1人1日当たり排出量で算出する家庭系ごみと集団回収については、採用値に人口と年間日数を乗じ、当該年度の排出量を算出しました。

表4 予測条件

予測条件	
家庭系ごみ	2017～2019年度（3年間）の1人1日当たり排出量（g/人・日）
事業系ごみ	2017～2019年度（3年間）の排出量（t/年）
集団回収	各品目（「ビン」、「カン」、「古紙」、「古着・古布」）別の2017～2019年度（3年間）の1人1日当たり排出量（g/人・日）

(2) 予測の結果

図11 予測の結果（家庭系ごみ）

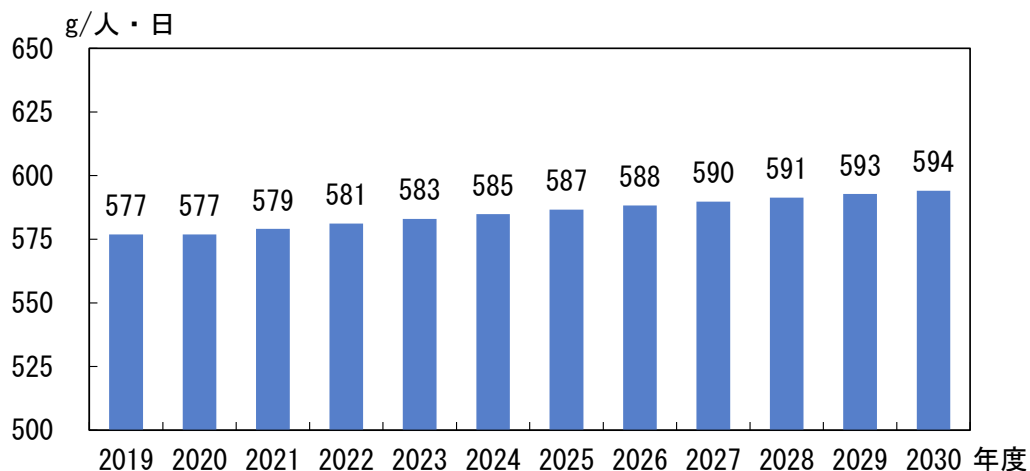


図 12 予測の結果（事業系ごみ）

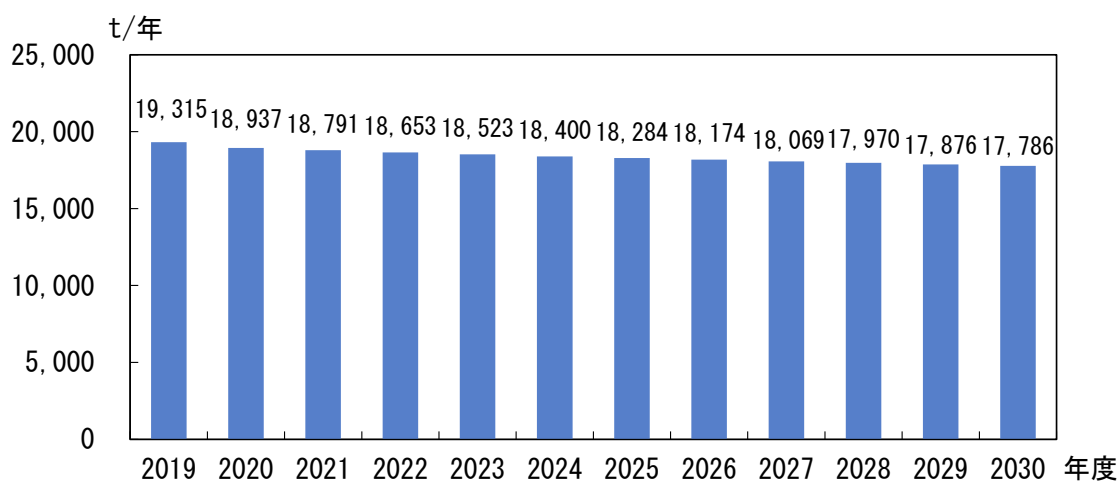
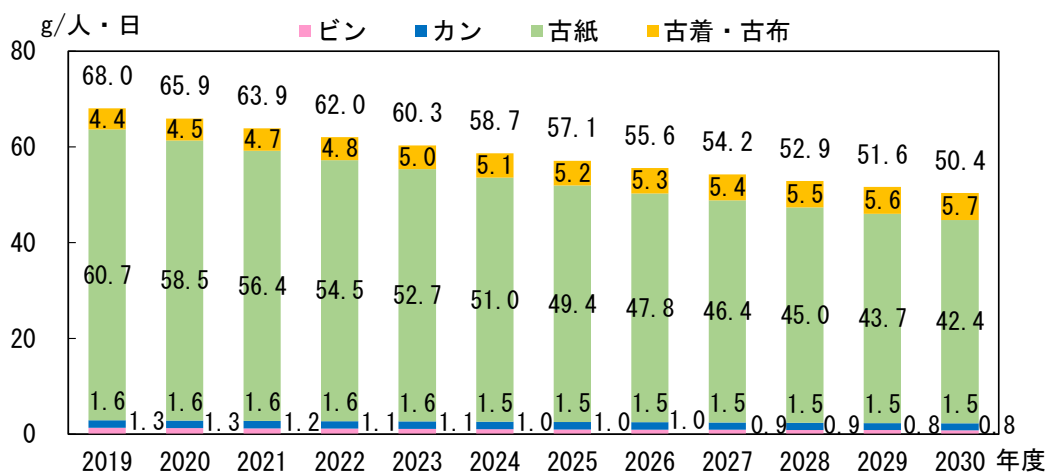


図 13 予測の結果（集団回収）



(3) ごみ排出量

表5 ごみ排出量

単位：t

年度	実績値	推計値				
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
家庭系ごみ	90,587	90,366	90,580	90,774	90,947	91,104
燃やせるごみ	64,370	64,119	63,566	64,446	64,588	64,718
燃やせないごみ	7,258	7,230	6,861	7,267	7,283	7,297
粗大ごみ	3,233	3,220	2,849	3,237	3,244	3,250
有害ごみ	133	132	150	133	133	134
資源	15,593	15,532	15,912	15,611	15,646	15,677
事業系ごみ	19,315	19,937	19,791	19,653	19,523	19,400
集団回収	10,692	10,316	9,990	9,681	9,389	9,113
合計	120,594	120,620	120,361	120,108	119,859	119,616

年度	推計値					
	2025	2026	2027	2028	2029	2030
家庭系ごみ	91,243	91,178	91,098	91,005	90,899	90,780
燃やせるごみ	64,836	64,790	64,733	64,667	64,591	64,507
燃やせないごみ	7,311	7,305	7,299	7,291	7,283	7,273
粗大ごみ	3,256	3,254	3,251	3,248	3,244	3,240
有害ごみ	134	134	134	134	133	133
資源	15,706	15,695	15,681	15,665	15,647	15,626
事業系ごみ	19,284	19,174	19,069	18,970	18,876	18,786
集団回収	8,851	8,586	8,334	8,095	7,868	7,652
合計	119,379	118,938	118,502	118,070	117,642	117,219

※資源には、リサイクル広場、剪定枝を含む。

6. 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び施行規則

(1) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

平成 5 年 9 月 3 0 日

条例第 2 8 号

（廃棄物減量等推進審議会）

第 9 条 一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、町田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量、処理及び再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員 2 0 名以内をもって組織する。

4 委員は、市民、事業者、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町田市規則（以下「規則」という。）で定める。

（平 1 7 条例 1 7 ・一部改正）

(2) 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

平成 6 年 3 月 3 1 日

規則第 1 9 号

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会等

（廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営）

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定により設置する町田市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 条例第14条に規定する計画の進捗状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平24規則85・一部改正)

(書面による調査審議)

第4条の2 第3条第4項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を発議することができる。

- 2 書面による調査審議は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 書面による調査審議における審議会の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による説明又は意見を求めることができる。

(令2規則56・追加)

(部会)

第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境資源部環境政策課において処理する。

(平16規則23・平20規則50・平24規則85・一部改正)

7. 廃棄物減量等推進審議会について

(1) 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

表 6 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

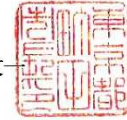
区分	所属	氏名	備考
学識経験者	法政大学名誉教授	永井 進	会長
	一橋大学経済学研究科准教授	山下 英俊	副会長
	多摩ニュータウン環境組合 リサイクルセンター長	江尻 京子	
	中央大学総合政策学部教授	篠木 幹子	
事業者・ 関係団体	町田市商店会連合会	富岡 秀行	
	町田商工会議所	鈴木 悟	
	(株)三和	小山 英介	
	(株)三凌商事	守谷 雅紀	
	町田市町内会・自治会連合会	高橋 清人	
	町田市廃棄物減量等推進員	藤根 義信	
市民委員	一般公募	芦田 勝	
	一般公募	伏見 建	

(2) 諮問書

19町環政第775号
2020年1月22日

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 永井 進 様

町田市長 石坂 丈



「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (諮問)

町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第9条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について

2 諮問理由

町田市では、2007年の「ごみゼロ市民会議」からの提言を踏まえ、2011年4月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「現行計画」という。)を策定し、市民協働のもとに徹底したごみの減量・資源化を進めてきました。その結果、資源物を含む総ごみ量は減少傾向にあります。老朽化した清掃工場の建替えにあたっては、地域住民の理解を得ながら検討を進め、2017年には、生ごみの資源化施設であるバイオガス化施設を併設する新たなごみの焼却施設等の建設工事に着手することができました。しかしながら、資源ごみ処理施設の整備が遅れていることや生ごみの減量が進まない等の理由により、現行計画に掲げたごみとして処理する量40%削減の目標達成は難しい状況となっており、引き続きごみ減量を進める必要があります。

また、世界や国の動向をみると、地球規模での環境問題が進行する中、国連総会で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、国では食品ロスの削減をはじめとした循環型社会の形成に関する取組に注力しています。また、海洋プラスチック問題や国際的な廃プラスチックの輸入規制、自然災害による災害廃棄物処理等、廃棄物行政を取り巻く社会情勢や環境は目まぐるしく変化しており、市にはその課題への対応が求められています。

現行計画が2020年度をもって終期を迎えるにあたり、こうした環境変化にも対応しながら、市の責務である一般廃棄物の処理に係る長期的な視点に立った基本的な方針を明確にするため、2021年度を初年度とする「(仮称) 第二次町田市一般廃棄物資源化基本計画」(以下、「次期計画」という。)を策定します。次期計画では、現行計画で進めてきた資源化に関する施策に継続して取り組むと共に、市民・事業者との連携を強化し、一人ひとりの意識を高める施策により、資源物を含む総ごみ量の削減を目指して取組を進めたいと考えています。

つきましては、次期計画の策定について貴審議会にご審議いただきたく諮問いたします。

(3) 審議内容

表 7 審議内容

開催年月日	議題
2019年11月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 検討体制について ・ 策定スケジュールについて ・ 「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」について ・ 現行計画の総括について ・ 現行のごみ収集・処理システムについて
2020年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (諮問) ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の基本理念と基本方針について
2月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の基本理念と基本方針 (案) について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の目標値の設定について
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2019年度一般廃棄物資源化基本計画の進捗点検の結果について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の骨子について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の減量・資源化の個別目標と削減量について
7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の構成 (案) について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画の施策の展開 (案) について
9月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (素案) について
11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
2021年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画 (案) について ○ (仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画アクションプラン (案) について
3月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (答申)

(4) 答申書

2021年3月1日

町田市長 石坂 丈一 様

町田市廃棄物減量等推進審議会
会長 永井 進

「(仮称) 第2次町田市一般廃棄物資源化基本計画」の策定について (答申)

2020年1月22日付19町環政第775号をもって本審議会に諮問されました標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

今後、町田市がこの答申を踏まえて、市民、事業者との連携の下、総ごみ量の削減、資源化率の向上を図る施策を幅広く展開していくことを期待いたします。

8. パブリックコメントの実施結果

(1) 意見の募集期間

2020年12月15日（火）から2021年1月14日（木）まで

(2) 寄せられたご意見及び市の考え方

3名の方から15件のご意見をいただきました。

ご意見の概要及び市の考え方は、次ページからの「ご意見の概要と市の考え方」のとおりです。

表8 寄せられたご意見の内訳

項目		件数
計画全体について		1
施策について		11
内 訳	生ごみ・食品ロスについて	4
	プラスチックについて	4
	草類について	3
その他		3
合計		15

■計画全体について

ご意見の概要	市の考え方
<p>コロナ禍でごみの排出量が増加していると思うが、その前提で計画を検討した方が良いのではないか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家庭系ごみの増加、事業系ごみの減少等が生じ、総ごみ量としては増加傾向にあります。今後も状況の推移やごみ質の変化を見ながら、ごみの減量・資源化を図り、適宜進捗状況の点検・評価、施策等の見直しを行うことで対応してまいります。</p>

■施策について（生ごみ・食品ロスについて）

ご意見の概要	市の考え方
<p>収集システム等の改善 ・生ごみ処理機支給方法の研究</p>	<p>補助制度による生ごみ処理機・ダンボールコンポスト等の新規導入の促進、利用者へのフォローアップを実施してまいります。</p>
<p>受け皿の整備が急務 ・生ごみの資源化、バイオエネルギー</p>	<p>2022年1月稼働予定の町田市バイオエネルギーセンターにて、生ごみを発酵させたガスやごみの焼却熱を利用し効率よく発電を行います。また、施設で発生する熱エネルギーは、現在、整備している温浴施設等に供給し、有効に利用してまいります。</p>
<p>食品ロスの削減の行政指導 食品の大量仕入の削減、賞味期限・消費期限の合法的延長、大幅値引き（社会弱者への無償提供含む）で売る覚悟など、を提案、指導してもらいたいです。</p>	<p>事業者等と連携し、食品ロス削減に向けた取組を進めてまいります。 いただいたご意見を踏まえて、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
<p>小売店・スーパー・コンビニへの行政指導 ・賞味期限・消費期限の合法的延長</p>	<p>賞味期限と消費期限について正しく理解していただく取組について、様々な手法を検討し、引き続き推進してまいります。 また、農林水産省が実施している食品ロスを削減するための「納品期限の緩和」、「賞味期限表示の大括り化」といった商慣習の見直しの取組等を、適切に市民・事業者へ情報提供・啓発等を行います。</p>

■施策について（プラスチックについて）

ご意見の概要	市の考え方
<p>過剰包装禁止条例の制定 レジ袋の有料化が進んでいますが、さらなる減量化が必要と思います。 エコバック持参だけでなく、タッパー持参、ラップだけの包装が望ましい。お店側にも、包装コスト削減のメリットがあります。</p>	<p>事業者等と連携し、衛生面に配慮しながら販売方法の検討、簡易包装の選択等を推進してまいります。 また、回避可能なプラスチックの使用を削減するため、事業者責任を強化・明確化する等を、引き続き、全国市長会を通じて、関係府省等へ要望してまいります。</p>

ご意見の概要	市の考え方
小売店・スーパー・コンビニへの行政指導 ・ 過剰包装禁止条例の制定	事業者等と連携し、店舗等での簡易包装の選択等を推進してまいります。 また、回避可能なプラスチックの使用を削減するため事業者責任を強化・明確化する等を、引き続き、全国市長会を通じて、関係府省等へ要望してまいります。 このような取組を推進することで、過剰包装の削減を目指します。
収集システム等の改善 ・ ビニプラの分別化	容器包装プラスチックについて、町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、資源ごみ処理施設を相原地区、上小山田地区に整備し、市内全域で分別収集を実施の上、資源化を進めてまいります。
受け皿の整備が急務 ・ ビニプラの収集と再生化エネルギー等への変換プラント建設と供給	容器包装プラスチックについて、町田市資源循環型施設整備基本計画に基づき、資源ごみ処理施設を相原地区、上小山田地区に整備し、市内全域で分別収集を実施の上、資源化を進めてまいります。 回収した容器包装プラスチックは、「公益財団法人容器包装リサイクル協会」を通じて、資源化を図ります。 変換プラントの建設予定はありません。

■ 施策について（草類について）

ご意見の概要	市の考え方
剪定枝は資源ごみとして別回収しているが、草類は可燃ごみと混ぜて回収している。別回収して資源化は考えられないか。	草類の資源化利用に向けて、剪定枝資源化センターでの資源化・堆肥化や生成物の活用方法、草類の回収方法等について、検討を進めてまいります。
受け皿の整備が急務 ・ 植物の資源化、バイオエネルギー。木だけでなく草、落ち葉、竹類の同時収集等発酵設備等、処理プラント。必要に応じ、分別プラント。	草類の資源化利用に向けて、剪定枝資源化センターでの資源化・堆肥化や生成物の活用方法、草類の回収方法等について、検討を進めてまいります。
収集システム等の改善 ・ 植物（草、落ち葉、竹類）の同時収集	草類の資源化利用に向けた検討の中で、回収方法についても検討を進めてまいります。

■ その他

ご意見の概要	市の考え方
優良店舗のステッカー、ペナント表示。広報での告知などをしてもらい、推進してもらいたいです。	家庭系一般廃棄物の削減に寄与する取組を行う事業者を周知する仕組みについて、既存のものも含めて推進してまいります。

ご意見の概要	市の考え方
<p>箸、調味料袋等の有料化の行政指導 弁当店で、無料で配布されている割り 箸は、世界的にも資源消費の象徴にも なっています。廃棄時にはゴミ袋を突 き破る等の問題も出てきます。レジ袋 同様の有料化を進めてもらいたいも のです。店側もコスト削減になります。</p>	<p>事業者等と連携し、マイ箸利用の促進等のリデュース につながる取組、割り箸をすぐ廃棄せず活用等のリユ ースにつながる取組を推進してまいります。</p>
<p>二ツ塚の最終処分場は多摩地区で最 後の処分場であるので、その点を強調 した方が良いのではないかと。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて以下のとおり修正いた します。</p> <p>P8 その後、可燃物は粉碎・焼却し、熱エネルギーを 回収、焼却残さ・焼却灰については、<u>主に東京たま広 域資源循環組合においてエコセメント化を</u>していま す。</p> <p>P9 焼却施設から発生した焼却灰については、<u>日の出 町の皆さまにご理解とご協力をいただきながら、多摩 地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組 合が管理・運営する二ツ塚処分場のエコセメント化施 設に運搬しています。</u>←全量をエコセメントの原料と してリサイクルしており、道路の側溝や縁石などに生 まれ変わります。</p>

第 2 次町田市一般廃棄物資源化基本計画

2021 年 3 月

刊行物番号 20-83

〒194-8520 町田市森野 2 丁目 2 番 22

環境資源部環境政策課

TEL : 042-724-4379

FAX : 050-3160-2758

